

令和6年

七ヶ浜町議会会議録

12月会議	12月3日	開会
	12月4日	閉会

七ヶ浜町議会

令和6年12月3日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録

（第1日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録第1号

令和6年12月3日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和6年12月3日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 5 議案第60号 公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第61号 工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」
- 日程第 7 議案第62号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第63号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第64号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第65号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第66号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 報告第6号 専決処分の報告について「令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）」

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日12月3日は休会の日ですが、議事の都合により令和6年七ヶ浜町議会定例会を再開し、12月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、7番佐藤直美議員、8番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和6年七ヶ浜町議会定例会12月会議の日程は、本日から明日4日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、12月会議の日程は、本日から明日4日までの2日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで、諸般の報告をいたします。

前回の10月会議から今回の12月会議の開始までにおける諸般の報告についてはお手元に配付した資料のとおりであります。

この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇

願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

初めに、七ヶ浜町教育委員会前教育長、武田光彦氏が10月18日逝去されました。弔意を表したいと思います。

武田前教育長は、東日本大震災により、壊滅的な被害を受け、町民が一体となって復興に向かっていた平成24年10月、七ヶ浜町教育長に就任されました。武田前教育長は、震災で心を痛めた子供たちが少しでも早く明るさを取り戻し、心豊かでたくましく自分の頭でしっかり考えて行動できる人間に成長することを願い、並々ならぬ使命感と情熱を持って教育行政に当たられました。

平成28年から取り組んだ七ヶ浜町独自の教育施策「七ヶ浜・グローバルPROJECT」は、「英語を通じたコミュニケーション力の育成」を目指し、世界を見据えたグローバル人材の輩出を目的に実践してまいりました。

この取組は全国の教育者の関心を集め、各学校の授業では県内はもちろん、国や他県の教育関係者が参観に訪れるようになり、来訪者からは驚きとともに高い評価を得ることができました。

その成果が認められ、優れた英語教育を創造すべく、1951年に設立された「E L E C英語教育賞」において、小学校としては設立後初の文部科学大臣賞受賞の榮譽に浴しました。現在、七ヶ浜町の子供たちは、誰もがグローバル社会を生きるためのすべを身につけるための教育を受けることができます。氏の功績の大きさは一言では言い尽くせません。

これからも数多くの機会に助言をいただけるものと期待を寄せていましたが、かなわなくなってしまうました。武田前教育長を失いましたことは、返す返すも残念であります。武田教育長の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会12月会議の開会に当たり、令和6年定例会9月会議以後における行政報告を申し上げます。

10月31日、仙台市で令和6年宮城県文化の日表彰が行われました。本町からは、七ヶ浜町選挙管理委員会委員長山本真理子さんと、前七ヶ浜町選挙管理委員星 七代さんのお二人が地方自治功労を、前七ヶ浜町農業委員会会長佐藤太郎さんが産業功労を受賞されました。多年にわたり県勢の発展・県民の福祉の増進に力を注がれ、また他方面でも幅広く活動され町勢発展にも尽力された3名の受賞を心よりお祝い申し上げます。

9月14日、七ヶ浜国際村で敬老会を開催いたしました。本町では、本年9月1日で敬老の日を迎えられた75歳以上の方は3,259名おられます。これまで世の移り変わりやまちの発展を身近に見てこられたこと、また、多くの方に様々な分野で御活躍いただいておりますことに改めて心から敬意と感謝を申し上げます。人生100年時代と言われて久しく、これからも健幸で生き生きと心豊かな生活を送っていただけるよう、皆様のさらなる御長寿をお祈りいたします。

9月16日、七ヶ浜国際村で親子すまいるフェスタ2024が開催されました。当日は朝早くから多くの家族連れが訪れ、キャラクターショーの時間には国際村のホールはほぼ満席となるほどのにぎわいとなりました。各ブースの運営には、地域の皆様のお力添えがありました。来場された親子と関係者の間には絶えず笑顔が見られ思い出に残る、まさに地域を巻き込んだ子育て支援の輪が大きく広がったイベントとなりました。

9月24日、交通安全のりだし作戦を行いました。本作戦は、朝の通勤時間帯に貞山橋と湊浜砂山で行われており、本町の特産品でもあるノリのPRも兼ねての啓発活動で、現在、年2回実施されております。これから冬の寒さも本格的になり、路面凍結のおそれも出てきます。運転には事故に遭わぬよう、安全運転に心がけていただきたいと思います。

10月14日、ながすか多目的広場で「第18回スポーツフェスタ in 七ヶ浜～七ヶ浜を歩こう～」を開催したところ、554人の参加がありました。2.4キロメートルのウォーキングコースとともに、今回は様々なスポーツにチャレンジできるコーナーも設けられました。また、ベガルタ仙台運動教室やマイナビ仙台レディースのキックダーツも行われ、貴重な体験をすることができました。体を動かした後は、フードブースで休憩をするという、スポーツの秋と食欲の秋が楽しめる一挙両得な一日となりました。

10月19日、「海の子・山の子交流会」山のつどいが、本町の友好の町である山形県朝日町を会場に開催されました。本町からは亦楽小学校の児童が12名参加し、両町の教職員、保護者、町職員の参加もあり、朝日町立大谷小学校の児童46名と合わせ総勢93名参加のつどいとなりました。つどいでは、朝日町特産のリンゴのもぎ取りや、班対抗モルック大会が楽しめ、山形芋煮や新米のおにぎり、リンゴなど地元食材による昼食を一緒に取るなどして参加者同士交流を深めることができました。

10月19日、菖蒲田海水浴場で花火大会が行われました。当初は8月11日の開催が予定されておりましたが、台風接近による天候の崩れが予想され、延期を余儀なくされました。10月19日は、この日も風や降雨などが心配されましたが杞憂で済み、約4,000人の観客が集う中、秋の夜空に色彩豊かな花火が打ち上げられました。海水浴シーズンからずれたこともあって、昨年

ほどの観客を集めることはかないませんでした。多くの皆さんに足を運んでいただき、活気のあるイベントになりました。花火は夏の風物詩ではありますが、秋の花火もまた新鮮で風情があり、大いに楽しめた行事となりました。

10月27日、第50回衆議院議員総選挙が行われました。投票率は53.50%と、前回令和3年を1.46ポイント下回りましたが、県全体の投票率は52.18%となっており、結果としては県全体の投票率を上回ることができました。

11月4日、「半島部の防災を考えるシンポジウム」を七ヶ浜国際村で開催したところ、約160人の方に出席をいただきました。当日は、株式会社M u t u b iの代表であり、NPO法人日本防災環境の事務局長である加藤愛梨様をお迎えして、「自助・共助・公助の限界とこれからの防災」について講話をいただきました。

続いて、東北大学災害科学国際研究所の佐藤翔輔先生と七ヶ浜町女性防火クラブ連合会会長渡邊洋子さん、そして住民を代表して、防災士渡邊義春さんの3名を加えた4名でトークセッションが行われました。東日本大震災から13年8か月が経過した今でも、日本全国各地で自然災害が発生しております。平時から災害への備えがいかに大事か再認識するよい機会となりました。

11月6日から8日までの3日間、町内3小学校の6年生を対象に、しちがはまの文化大使で日本を代表するピアニストの1人である仲道郁代さんによる小学校芸術鑑賞事業「音楽アウトリーチ」が行われました。この事業は、震災直後の平成24年度から始まり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い中止となった令和2年度を除き、町内3小学校で毎年行われております。子供たちは、仲道さんの演奏や語りかけに耳を傾け、音楽に込められた思いに大いに感銘を受けた様子でした。仲道さんの七ヶ浜の子供たちに寄せる思いには、ただただ感謝するのみです。

11月10日、七ヶ浜町産業まつりが行われました。当日は、会場である花淵浜多目的広場に1万人を超える来場者があり、七ヶ浜の食欲の秋を堪能していただきました。友好の町、山形県朝日町をはじめ、今年は災害協定を締結している愛知県あま市からの参加もあり、加えて、復興支援ネットワーク淡路島の皆様にも出店をいただいたことから大盛況となりました。

山形県の朝日町は、今年で町制施行70年を迎えられます。11月16日には、朝日町でも産業まつりが開催され、七ヶ浜からはホッキ貝やタコチャウダーなど海の幸を届けることができました。本町との友好関係は12年になりますが、今後も様々な分野で交流の場を広げていければと思います。

11月16日と17日の両日、七ヶ浜国際村においてN a N a 5931のミュージカル公演が行われ、3公演で1,242名の観客を集めました。七ヶ浜国際村の劇場つきミュージカルカンパニーとして平成13年4月に誕生したN a N a 5931には現在、小学生から社会人まで29名が所属しております。団員数の減少はN a N a 5931でも見られ、今後も七ヶ浜町のシンボルとして長く活動していただくには団員数の増が望まれます。N a N a の活動が次世代にも引き継がれていくことを期待しております。

11月20日、国際村を会場に睡眠講座が行われました。当日は健康づくり推進委員をはじめ、93人の出席があり、東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科教授上埜高志氏から講話をいただきました。睡眠はそれぞれの世代に合った取り方があり、特にデジタル社会にあっては一定時間スマートフォンやパソコンと距離を置くことが質の高い睡眠には欠かせないとのことであり、日々健康に過ごすには、生活習慣を見直し、自分に合った睡眠方法を見つけることが大切と話されておりました。

11月24日、アクアリーナで第39回町民綱引き大会が開催されました。当日は350名以上の方の参加があり、参加者には小学生、中学生、一般の部の3つに分かれてエントリーしていただきました。どの試合も白熱した試合が展開されましたが、たかが綱引きと侮っていた方も、いざ綱を握ると誰よりも力が入るようで、見る側も手に汗がにじむなかなか面白い大会となりました。

これからも町民の安全・安心としての対策を最優先に、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜の「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ行政報告といたします。

ありがとうございました。

〔副町長 平山良一君 降壇〕

提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会12月会議に御提案いたしました議案等について、説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案につきましては、議案第59号から議案第66号までの8議案、そして報告が1件でございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明いたします。

初めに、議案第59号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号公民館条例の一部を改正する条例については、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、変更契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号から議案第66号までは、各種会計の補正予算であります。

まず、議案第62号は、令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）であります。補正の額は1億8,238万9,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ82億8,287万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、人事異動等に伴う人件費の整理、システム標準化サーバー及び町内ガバメントクラウド接続機器導入事業、はまぎく・まつかぜ放課後児童クラブ環境整備事業、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金への追加、土地改良区補助事業、公共施設照明改修事業、七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修事業等であります。主な財源としましては、普通交付税、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金、子ども・子育て支援交付金、デジタル基盤改革支援補助金、公共施設照明改修事業債、七ヶ浜健康スポーツセンター改修事業債等を充当しております。

また、継続費を1件、債務負担行為補正を9件、地方債補正を2件計上しております。

次に、議案第63号は、令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。補正の額は7,392万円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ24億5,691万3,000円とするものであります。主な内容としましては、一般職手当の追加、出産育児一時金への追加、葬祭費への追加、財政調整基金積立金への追加等であります。

次に、議案第64号は、令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。主な内容としましては、債務負担行為1件を計上しております。

次に、議案第65号は、令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）であります。3条予算、収益的収入の営業外収益に24万円を増額。収益的支出の営業費用に67万円を追加するものであります。主な内容としましては、児童手当補助金の増額と営業費用に不足が生じる見込みのため追加するものであります。

次に、議案第66号は、令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第3号）であります。3条予算、収益的支出の営業費用に10万円を追加するものであります。主な内容としましては、人件費の整理と営業費用に不足が生じる見込みのため追加するものであります。

次に、報告第6号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては、令和6年10月9日に衆議院が解散し、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、当該選挙の執行に必要な予算について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、提案いたしました議案等について説明をさせていただきましたが、何とぞ慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

日程第3 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に許可をいたします。

最初に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。熊谷議員、発言席に御登壇願います。熊谷議員。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

一般質問をする前に、10月18日御逝去されました武田前教育長の御冥福を心からお祈り申し上げます。

ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

認知症支援の拡充を、の1問について質問をさせていただきます。

認知症2025年問題では、認知症による社会的経済的負担が増大し、様々な分野に負担を与えると予想されています。国の推計結果によると、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、軽度認知障害MCIを含め、認知症になる人が約1,200万人になるとされています。厚労省は、共生社会の実現を推進するため2023年6月16日に認知症基本法を公布し、2024年1月に施行を

しています。

認知症基本法の基本的理念は、1、認知症の人の基本的人権と権利、2、正しい知識と理解、3、障壁の除去、社会活動の支援、4、継続的なサービス提供、5、家族への支援、6、研究、予防、社会環境の整備、7、各分野における総合的な取組を推進するとしており、その目的は「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現する」としています。

認知症は誰でもなる可能性があり、多くの人にとって身近なものとなっていることから、認知症基本法に基づいた本町の支援策を伺います。

それでは1点目、七ヶ浜町第4期地域福祉計画では、令和6年度から令和10年度までの5年間で、「つなぎ・ささえ・いきる」を基本理念とし、3つの基本方針、4つの行動計画を示しています。地域、行政、関係団体の連携体制や防災、犯罪、生きがいづくりなどの観点から、七ヶ浜町第4期地域福祉計画の中で、国が示した認知症基本法に基づいた本町の認知症支援策に関して現在取り組んでいる、または取り組もうとしているものはあるのか、それは何か具体的に伺います。

2点目、国が示している新オレンジプランは、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現する」ことを目的としています。その実現のためには、認知症を知ることや認知症の方の活躍、居場所づくり、家族へのサポートなど様々な角度からの支援策が必要と考えます。認知症を正しく理解するための住民対象の認知症サポーター養成講座に関しては、本町でも開催回数が増え、それに伴ってサポーターも増えています。学校での児童生徒への開催状況やほかの取組はどのようになっているのか伺います。

3点目、認知症本人の思いや希望に耳を傾け、認知症の人とその家族に寄り添い、共に歩む伴走者を育成する認知症パートナー講座の開催や、認知症の方へのケアの技法の一つであるユマニチュード講座の開催、認知症体験会等々実施の考えはないか伺います。

4点目、見守りネットワークや認知症地域支援推進員の体制整備状況を伺います。

5点目、若年性認知症の人の支援の一つとして、活動の場や活躍の場の提供を考えないか伺います。

6点目、認知症の人が社会参加をするための体制整備として、認知症カフェの充実と拡充を考えないか。また、認知症家族交流会の定期的な開催を考えないか伺います。

7点目、認知症は現在のところ完治は難しい病気ではありますが、早期発見、早期治療で進

行を遅らせることができるとされています。早期発見のきっかけの一つとして、健康診断の際に認知症チェックや認知症相談コーナーブースなどを設置する考えはないか伺います。

8点目、本町では避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定など、災害の避難対応は考えておられますが、認知症の人への避難支援の体制は現状の対応で十分と考えているのか伺います。

以上の点について、町長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 認知症支援の拡充を、について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番熊谷議員の1問目の御質問、認知症支援の拡充を、についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、七ヶ浜町第4期地域福祉計画、2024年から2028年の中で、認知症支援に関して現在取り組んでいる、または取り組もうとしている支援策はあるのか具体的に伺うについてお答えをさせていただきます。

地域福祉計画については、「つなぎ・ささえ・いきる」を基本理念としまして、連携と支援により心と体、社会的な健康づくりを推進しているところでございます。

また、七ヶ浜町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画に掲載しておりますが、認知症の方に対する接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座や認知症の疑いがある方に対し医療との連携による、認知症初期集中支援チーム会議を開催し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築しております。

次に、2点目の御質問、町民対象の認知症サポーター養成講座は回数も増えサポーター数も増えている。学校での児童生徒への開催状況や取組はしているのかについてお答えをさせていただきます。

昨年度、児童生徒への開催は、地区の子供会を対象に認知症サポーター養成講座を1回実施しております。今年度は地区での一般住民に対する開催はありますが、学校での児童生徒への認知症に関する取組は行っていないところであります。核家族化や地域の絆の希薄化が進む昨今、子供たちが高齢者と接する機会が少なくなってきております。子供たちが認知症や高齢者に対する理解を深め、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り、応援してくれるよう、今後も地区や教育現場等の協力の下、児童生徒への取組も行っていきたいと考えております。

次に、3点目の質問、認知症パートナー講座やユマニチュード講座、認知症体験会などを開

催する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

認知症の方の気持ちを理解することや、それに基づく接し方を学ぶことが認知症を正しく理解することにつながります。認知症の方々が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく上でも、今後も認知症サポーター養成講座等を通して認知症の普及啓発を進めてまいりたいと考えます。

次に、4点目の質問、見守りネットワークや認知症地域支援推進員の体制整備状況を伺うについてお答えをさせていただきます。

町では、徘徊高齢者SOSネットワークシステムを整備しており、認知症高齢者等が所在不明になった際に関係機関へ通報し、早期発見に努めております。

また、認知症地域支援推進員につきましては、町地域包括支援センター職員が認知症地域支援推進員の研修を受け、住民からの相談や認知症に係る事業に携わっております。

次に、5点目の質問、若年性認知症の人の活動の場や活躍の場の提供を考えないか伺うについてお答えをさせていただきます。

若年性認知症の方やその御家族が地域で安心して生活する上で、地域の方々の認知症に関する理解や地域の支え合いが必要となります。若年性認知症の方自身も、地域を支える一員として地域で活動できるように、役割や社会参加の促進を進めてまいります。

次に、6点目の質問、認知症カフェの拡充を考えないか、また家族交流会の定期的な開催の考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

認知症カフェはこれまで町内の認知症グループホームにおいて実施しておりました。しかし、新型コロナウイルスの影響により、人との交流が制限され、令和2年度より休止をしております。今年度、改めて認知症カフェの再開に向けて話し合いを現在進めているところでございます。また、認知症の家族を含む介護者家族の会を定期的に開催し、介護者の日頃の悩みや、ほっと一息できる場の提供として実施しているところであります。

次に、7点目の御質問、認知症は早期発見、早期治療により進行を遅らせることができると言われている。早期発見の一つのきっかけとして、健康診断の際に認知症チェックや認知症相談コーナーを設置する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

町で健康診断の御案内を送付する際に、基本チェックリストを同封するなど把握に努めているところでございます。基本チェックリストは、65歳以上の方の心身の機能が衰えているところがないかどうかをチェックするためのものです。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより、状態の悪化を防ぐため

のものになります。また議員御存じのとおり、健康診査は国において、内臓脂肪肥満に着目した生活習慣病の予防について健診項目を示しております。既に健診時には、認知症のリスク要因の一つである生活習慣病の予防と早期発見のために保健指導を行っており、結果的には働く世代からの認知症予防相談につながっているものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、8点目の質問、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定など、災害時の避難対策は考えられていると思うが、認知症の人への避難支援体制は十分と考えているのか伺うについてお答えをさせていただきます。

避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者ケース会議、連携会議を開催し、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、個別避難計画の作成に当たり、地区関係者と一人一人必要な配慮等について話し合いを行い、迅速な避難支援に取り組んでいるところであります。

以上、熊谷議員への回答にさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、計画のほうでございます。七ヶ浜町高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画の内容は、文字どおり65歳以上の高齢者が主な対象者でございます。高齢の認知症の方への支援はこの計画の中では掲げられておりますけれども、65歳未満の若年性認知症の方への支援策はどの計画に入っているのか、ちょっと分かりづらいというふうに感じているところでございますが、今後、やはり認知症、若年性認知症も含めての方への支援策の計画というものはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 地域福祉計画につきましては、今年度初めに全戸配付しており、皆さんに周知させていただいているところなんですけれども、町の地域福祉を推進するために取り組む計画でございます地域福祉全般について記載のほうをさせていただいており、内容としましてはそれぞれの個別の計画と連携を取りながら進めているところでございます。

認知症の施策につきましては、介護保険事業計画には、より具体的に事業のほうは明記しておりますが、その点、地域福祉計画というようなところで記載というようなところにつきましては今後、こういった形で若年性認知症についての明記というようなところをしていくかということを検討して考えていきたいなというふうには考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 若年性認知症の方への支援計画が今、私は分かりづらいと申し上げたところでございます。国の令和2年から令和3年の実態調査で、若年性認知症は18歳から64歳の人口における10万人当たり有病率が50.9人となっているようでございます。この数は決して少ない数とは言えないと思います。若年性認知症の方への支援策は、やはり計画として若年性認知症だけではなくて、認知症支援推進計画という形での認知症に罹患されている方々全員に対してのやはり支援策というものをきちんと表示すべきではないかなというふうに思います。今、課長のほうからも御答弁ありましたけれども、今後やはり認知症への、認知症の方々への若年性認知症の方も含めての方々への支援策をきちんと明示する計画として出す考えはないかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） どのような示し方がよろしいのか、他の事例とかそういったところを参考にさせていただきながら、研究しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それでは、2点目のほうに移りたいと思います。

認知症サポーター養成講座、何回か予算決算のときも状況を伺ったところでございまして、本町といたしましても大分サポーターさんが増えてきているというふうにも実感しているところでございます。認知症サポーター養成講座開催の効果をまず伺いたいというふうに思います。受講したことで認知症に関する正しい知識と理解は深まっているのか、そういうふうにも捉えられているのか、また、受講した人はできる範囲での手助けにつなげたいというふうな感想を持っているのか、そういう方が増えているのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 認知症サポーター養成講座に関しましては、平成18年から開催しておりまして、昨年度末まで延べ町内で2,258人の方に受講をいただいております。認知症について正しく理解して、地域や職場で認知症の方やその家族を支援するためにはどうしたらいいかということを考える講座として、皆さんに役立っていただいているものかと存じます。認知症の方を支えるためには、当事者の方の思いを地域の方々が支えるというようなところで地域の理解、そういったところが必要かと思われますので、今後とも認知症サポーター養成講座の普及啓発等について進めていきたいというふうに考えております。

- 議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。
- 8番（熊谷明美君） そうしますと、例えば認知症サポーター養成講座修了後に、声を聞くためのアンケートとか、そのようなものはされたのかどうか伺います。
- 議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。
- 長寿社会課長（沼倉隆弘君） 昨年度に関しましては、アンケートの調査とかそういったものはございませんが、以前、中学校で開催したときには中学生の体験してみたいの体験談とか、そういったアンケートというのは取らせていただいたことがございました。
- 議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。
- 8番（熊谷明美君） それでは、今中学校のお話が出ましたけれども、去年は子供会のほうで生徒のほうに、子供会のほうで1回サポーター養成講座を開かれたということでございます。やはり先ほど町長もおっしゃったみたいに、今なかなか高齢者の方と子供たちが接する機会がないということは確かにそうだなというふうに思いますし、このようにどんどんこれから認知症の方が増えていく中で、やはり子供たちの理解というのは大切になってくると思います。やっぱり理解を深めるためには、やっぱりその教育の現場での認知症サポーター養成講座等を考えるべきではないかなというふうに思いますけれども、今後定期的に、学年例えば4年生でも3年生でも、小学校に関しては、中学校は1年生とかそういうふうな形での定期的な開催は必要ではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- 議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。
- 教育長（須藤 清君） 認知症の教育課程にふさわしいかどうかということについては、平成17年度、平成18年度、平成19年度あたり、まさに今の高齢化社会を見越して、当時文部科学省が推進した経緯があります。私があるとき在籍していた小学校でも認知症講座、これは授業、学校、学級活動、PTA活動を通して学校一体となってやった経緯があります。そのときに2つの問題が出ました。
- 1つ目は、これは認知症のお年寄りの生きざまを理解するのは、小中学生にとってはちょっとハードルが高い。つまり認知症であっても、その方には自らの生き方があるわけです。忘れてきたからといって社会の中で排除されるわけでもない。俺には俺の生き方がある。あるいはその人をめぐる家族のその認知症との向き合い方がある。それを小学生、中学生には教えることができないということが分かりました。そして、そのときに認知症、つまり地域で少し散歩をしている足元のあまり強くないお年寄りを、小学生はみんな認知症だというようになりました。そして、そのお年寄りを見つけると、もちろん小学生なりの親切心ですけども、おばあ

ちゃんを家に連れて行ってやっからとか、手を引いてくれるなどのことが、これはしっかりした授業があったので子供は真面目にそれをやりました。もうそれが町全体としては、お年寄りにとっては、人権あるいは幸福の観点からいいことではないという、そのときの教育サイドでの考え方があって、それ以来、教科書等でそれを教育課程の中に入れて行うことはしていません。ただ、今高校、あるいは大学では、その死生観も含めて若年性の認知症の方の死生観とは一体どうあるべきかとか、それではどのようなサポートが必要なのか、そういうものは高校、大学で行われていますので、小中学校では一定の知識は与えられるけれどもこれは教育課程としてカリキュラムするところではないというふうに認識しています。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、やはり今サポーター養成講座に関しましては、やはりその介護者だったり、講師の方が分かりやすくといいますか、認知症というのはこういうものなんですよというふうなことを皆さんに広く理解してもらうためのサポーター養成講座でございます。体験とかなんとかというふうになると、やはり特に低学年の子供に関しましては衝撃が大きいかなというふうに思うんですけれども、やはり認知症を知っていただくということは、子供たちもきちんとお話をすれば理解できるのではないかなというふうに思います。私は今、定期的にといいいますか、学年を対象に定期的にやったらどうかということで提案をさせていただいたところでございますけれども、やはり何かの機会といいいますか、子供たちにはやっぱり平日頃、高齢者に対して、特に認知症というのはこういうふうな病気なんだよということを理解してもらえるとということ、そういう機会をつくるということが大切なことだと思います。

ちょっと後から出てきますが、ユマニチュードに関しましては認知症の方と接する方法のことなんですけれども、これは福岡市のほうでもう市長が、大分もう肝煎りをしておりまして、子供たちにしっかりそのユマニチュードを教えたいということで大分予算をつけて、市の小中学校の児童生徒に対してユマニチュード講座を実施しているというようなことも聞いてきました。やはり子供たち、これからのことを考えると高齢福祉、特に認知症に対しての理解を深めるということが大切だと思いますけれども、もう一度教育現場のほうで何らかの形で取り入れる考えはないか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 考えはあります。本当に発達段階に応じてという、そのことに尽きます。1年生には1年生なり、6年生には6年生なり、中学校3年生には中学校3年生なりのことはもう今後、今そのカリキュラムが整っているわけではないですけれども、学級活動などの

時間でそういうものを取り上げていくことを、校長会や教員と話し合いを行っていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、3点目の再質問に伺います。

まず、認知症パートナー講座でございます。こちら仙台市が進めている講座でございます。特に若年性認知症に対しての支援というところもあるんですけども、これは認知症サポーター養成講座はあくまでも認知症を理解していただくということでございます。このパートナーのほうは、認知症サポーター養成講座を受けた方で、それで認知症のボランティアさんのことを指します。認知症になっても安心して暮らし続けるための地域的な取組をサポートするというような役割を放っているところでございます。こちらに関しましては、仙台市の取組というふうに申し上げましたところでございますが、本町におきましても、このパートナー養成講座を開催する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今、議員おっしゃられたパートナー講座、こちらについては名称はちょっと違くなるかもしれないんですけども、今現在やっておりますサポーター養成講座、そちらをさらに、より認知症に関しての理解を深めるというようなことで認知症ステップアップ講座ということで、今後、サポーター養成講座で学んだことを土台にして実践の場で必要となる認知症に関する知識や認知症の方と身近に交流して、必要に応じて手助けするような、そういったための対応のスキル、そういったことを習得することを目的とした研修としまして、より深く認知症の方々への理解を深めていくというような内容で今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。大和町でも名前は違いますが、フォローアップ研修をされておまして、サポーター養成講座を受けた後の方々がステップアップすると、その講座を受けてステップアップしていくというような講座を設けております。その中で、この間には何か若年性認知症の方が来て、自分の考えだったり、今の状態だったりを講話していただくというような機会も設けたようでございます。ぜひ内容も充実させながらそのステップアップ講座を実施していただければというふうに思っております。

続きまして、認知症ステップアップ講座やフォローアップ研修の内容についてでございますが、今大和町の例を申し上げましたけれども、認知症の人と接する際の心構えなども、その講

習の中に入れていただくと、なおさら勉強しやすいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひそのステップアップ講座、フォローアップ研修を内容を充実するべきと思いますけれども、その辺の考えはこれからというふうに理解していいのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 内容につきましては、今後、関係機関と協力しながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 3点目の中に、最後に言いました認知症体験等ということも私申し上げました。私も福岡のほうで研修を受けたときに、認知症の方々がよく通う会館みたいなところがありまして、そこに特別な眼鏡みたいのがありまして、職員の方がそれをアプリで操作すると、その眼鏡に連動して実際に認知症の方の視野といいますか、どういうふうに見えるのかとか、どういうふうな生活する上で不都合があるのかというようなことが体験できるコーナーを常に開いているところに行かせていただいたところでもありますけれども、こういうのもやはり実際にそのステップアップ講座だったり、いろんな講演会とかをこれからは考えていらっしゃるとしたらば、こういうのも実際に認知症の方々がどういうふうに見えるのかなというのを体験できるわけですので、そういうものも内容的に考えられたらどうかなというふうに思いますけれども、その辺も検討の余地に入るかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 確かに認知症の方については、認知症になった人じゃないと分からないそういった気持ちとか気分だったり、そういったものがあるかと思います。日常その疑似体験することで少しでも理解を深めるというようなこともあるかと思いますので、様々なほかの事例とか、そういったところを情報収集しながら、優先順位踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、4点目に移ります。

見守りネットワークSOSのことでございますけれども、認知症やその疑いがあり、2023年に全国の警察に届出があった行方不明者は1万9,039人で、統計開始以来11年連続で最多を更新しているということでございます。認知症の行方不明になった人を一刻も早く見つける体制といたしまして、SOSネットワークがでございます。本町でもそのシステムがきちんとなっているというふうに捉えているところでございます。また、前に聞いたときは本町におきまして

は、行方不明の方はいらっしゃらないということでございますけれども、今後、認知症の方々が増えて徘徊も増えてくるというふうになったときに、このSOSの体制というのは大切になってくると思います。現状、そのようなどこかになくなったというような情報が入ったときの支援者に対する情報発信というのはどのようになっているのか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在、SOSネットワークを町では構築しているわけなんですけれども、協力事業者、そちらのほうと連動しながら関係機関と捜索のほうの協力のほうをさせていただいております。その方がもし発見された場合には、その情報については逐次、逐一御連絡させていただくというようなことで、関係機関と連携しながら実施のほうを行っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） その連携の仕方というのは、例えばメールとか、結局そのグループLINEみたいなのか、そういうふうな形での情報共有と申しますか、多分SOSに登録するとなりますと、行方不明になられた方の写真等とか、それからそのときの服装等々も来ると思うんですけれども、それをどのような形で支援の方には情報発信するのか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 事前に登録させていただきまして、その際には写真等とあとその方の情報を掲載した台帳のほう作らせていただいております、それを関係機関のほうに捜索依頼というような形で流させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） その情報、こちらで登録しています。それを、いざいなくなったよというふうになったときに、どのようにサポートしてくれる方々に情報を提供するのか。こういう方がいなくなりましたよというのを、どういうふうに知らせるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） その際には、関係機関には電話とあとファクスで情報のほうを流させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ちょっと電話は時代遅れかなというふうに思うので、その辺早急に情報を共有できるような形を再度考えられたほうがいいのではないかなというふうに思います。

例えば、町内で徘徊されている方でしたらば、その協力の方々も派遣しやすいかと思うんですけれども、もう町外に出ちゃったと、宮城県内にいるかもしれないというふうになったとき、これは大げさではなくて、実際に七ヶ浜、もう大分昔の話ですけれども、七ヶ浜の方が仙台のほうまで行っちゃったというようなお話もありました、実際ありましたので、そういうふうになったときはどのように探し当てるのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在は、なかなか町外に出て行ってそれで発見させていただくというケースはなかなかない、今のところ、最近はないんですけれども、このSOSネットワーク、こちらのほうを活用させていただいて発見につなげるようにさせていただいている実情であります。また、その関係団体の中には警察や、あと自治体、消防、そういったところも含まれておりますので、そういったところで連携しながら進めさせていただいている実情でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひ、今までもないから今後もないとは限りませんので、その体制はきちんとされるべきだというふうに思います。

また、福岡市の話になりますけれども、行方不明になる可能性がある人が携帯するGPS端末を貸与しているようでございます。これが大分早期発見につながっているようでございますけれども、本町といたしましてはそのようにGPSを貸与するとか、そのような具体的な考えはないか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今後、高齢者等の方も徐々に増えて認知症の方の安否確認、そういったことも必要な事態もやはり懸念されると思います。現在のネットワーク、SOSネットワークでの検索はもとより、様々な方策で認知症当事者、家族の方の不安、そういったものを和らげられるような、そういった対策を、そういった体制づくりを、アンテナを高くして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、5点目に移ります。

若年性認知症の方の支援についてでございます。もう当初から申し上げているとおり、なか

なか計画の中にも若年性認知症の方への支援が見えないということを申し上げたところでございます。認知症の支援といっても、高齢者と65歳未満の若年性認知症の方への支援は別々に考えるケースと、また、認知症の一くくりとして同じく考えるケースといろいろあると思います。仙台市の泉区では、若年性認知症の人のつどい「翼」が活動しております。これは若年性認知症本人と家族のための集いであります。集ったときには、みんなでお話をしたり、それからカフェをしたり、それから軽運動、合唱、手芸、工芸、家族の個別相談、介護の工夫、体験談等々を内容を考えているようでございます。実際にしているそうでございます。本町におきましても、若年性認知症の方は認知症になられると、認知症とのお付き合いといいますか、高齢者と違って長い間認知症と闘っていかなければいけないというような環境も出てきますので、そういう中での支援をなるべくもう楽しく、住民の方々と触れ合いながら生活していただくというふうな工夫が大事だというふうに思います。本町におきましても、介護施設のところで認知症カフェは開かれているところでございますけれども、この若年性認知症の方のための支援策として、このように運動したり、合唱したり、手芸、工作をしたりというような内容を考えてないか、町として考えないかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 若年性認知症になってもその方が望む日常生活を支援するためには地域の方の理解、そういったものがやはり必要かと思えます。認知症サポーター養成講座や、さらにステップアップ講座、そういったものにおいて必要に応じて支援する体制。そして認知症カフェ、そういったものを一体的に展開して、認知症の当事者、その方々と地域の方々が一緒になって運営していけるように、今後その認知症カフェについて取組のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうですね、内容をやっぱり考えるのは包括だったり、それからパートナーさんになっていただいた方が中心になって、どのようにやはり支援していったらいいかというふうなことを考えていただければベストではないかなというふうに思うんです。

例えば一つ、運動をすとか、合唱するとかというふうなものに関しましては、やはり当の御本人が参加するということがやはり大事になってくると思います。やはりリハビリの一つにつながるというふうに思いますので、ぜひその辺の実現に向けての具体的な考えを固めていただければというふうに思いますので、そういう思いをしながら、次の認知症カフェについてつなげたいというふうに思います。

認知症カフェは、先ほど町長もおっしゃったようにコロナ前までは実施されておりましたが、コロナ後は控えられていたということですのでございますけれども、今、再開に向けて進めているということですのでございますが、具体的に再開の予定とかというのはまだまだ具体的なものは決まっていないのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在、課内及び関係者の方々と協議を進めているところでございまして、これまで開催してきた認知症カフェ、そちらをリニューアルしながら再開して徐々に、来年度以降、開催できるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひリニューアルはしていただきたいと思うんですけども、やはり1か所だけではなくて、広く気軽に参加できるような企画、または開催場所も必要ではないかなというふうに思います。といいますのは、やはり私も過去に介護施設での認知症カフェに参加させていただいた経験がありますけれども、どうしてもやはり回を重ねるごとに顔ぶれは同じです。やはり行きたいなと思ってもなかなか敷居が高いなというふうな感想も聞こえてきているところがございますので、ぜひ今後は、そのリニューアルを進めていただくのと同時に、別な形でカフェという形ではあるとは思いますが、もっと気軽に入所者だけじゃなくて認知症の方、軽度の方、それから若年性の方々も参加できるような、そして特に若年性認知症の方はできたらカフェなんかは自分でマスターになってみたり、あとコーヒーとか運んでもらったりというような形で動いていただいて、企画の中に入れていただくのカフェを運営するというのも大事じゃないかなというふうに思いますけれども、そのような開催の工夫は考えないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今現在休止しているというような実情もございまして、まずは再開する、そして内容をリニューアルしながら進めていくというようなところで始めていきたいというふうには考えているところではございますが、敷居を低くして参加しやすいような、その当事者の方並びにその家族の方、そういった方々が自由に触れ合えるような、そういった環境づくり、そういった取組を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 私はすごく強く思っているのは、今やっぱり1か所だけで敷居の高いカフェではなくて、本当に自由に、例えばやっている途中でもいいですし、あとは私が、御本

人が私お手伝いしたいわというようになるような雰囲気のカフェをぜひ企画して実施していただきたいというふうに思っているところでございます。

今、1か所だけというお話をされていましたが、大和町、これは面積も広いからということもあると思うんですけども、大和町では町の包括支援センター、それから福祉課などが中心になって毎月1回定期的に開催しております。大和町のまほろばカフェは、内容も工夫されておりまして、お茶飲み以外にも懇談はもちろんでございますけれども、テーマを決めてのミニ講話などもいろいろと開催をされています。それからもう一つの、あがらいは気軽に自由に話すことができる憩いの場としてのスペースをつくりまして、介護経験者やそれから包括職員が認知症やその介護についての話をしたり、相談を受けたりしている、そのような場を設けているようでございますが、本町といたしまして1か所だけではなくて、もう1か所ぐらい、ぜひ認知症カフェとして設けるべきではないかなというふうに思いますが、再度しつこいようですけどお伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） まずは、取組としてはまず最初の一つ、認知症カフェを再開させていただいて、議員おっしゃられるとおり地域それぞれの地区で、地域だったりでそういった認知症カフェが開かれることによって、認知症の方の理解、そういった普及啓発、そういったものが進むと思いますので、順番を立てながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 次に、家族会、認知症家族交流会のことでございます。

介護者家族会での懇談会、交流会は実施されているということでございますけれども、家族が認知症を発症したり、症状が重篤になったりすると介護者の経済的負担や精神的負担が大きくなることから、悩みを独りで抱え込んでしまう認知症家族の方がいらっしゃいます。県や町が認知症相談支援を実施しているのは私も承知しております。家族懇談会に関しては、やはりほかの介護家族の方と、それから認知症介護家族の方の抱えている問題が若干違うものがあると思います。例えば、徘徊一つにしても普通の介護の方はそういう現象は見られないはずなんです、行方不明になったとかなんとかということが見られない。それからあとは何度言ってもなかなか理解してもらえない、それから将来治る見込みがないという絶望感だったり、いろいろ認知症の方を介護することによっての悩みや問題点等々が出てきます。そういうふうになったときに、一般の介護家族の会の中での交流会では、なかなか思いを吐露できないというようなことも出てくるとは思いますけれども、やはり独立して認知症の家族の交流会というのは

設けるべきだと思いますが、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 現在、行っている介護者家族の会につきましては、寝たきりの方や認知症の高齢者の家族の方、そういった方の悩みや不安、そういったものを互いに気軽に話せる場として現在進めておるところです。今年度に関しましては、今まで行っていなかったんですが、町内の喫茶店とか、そういったところを会場にしてできるだけ皆さんが参加しやすいような雰囲気をつくりながら、介護者の方の日頃の悩みとか不安とか、そういったものを話せるような場として実施しております。そういった中で、やはり認知症の方の御家族の方同士の間合いというところも生まれていると思いますので、御理解いただければなというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） やはりお互いの気持ちが共有し合えるといいますか、分かり合えるというのは、もう本当にその認知症の介護をした方でないとなかなか分からないところもありますので、そのような環境をぜひ、スペースを企画していただければというふうに思っております。7点目に移りたいと思います。

こちらに関しましては、認知症チェックの話でございますけれども、先ほど御答弁のほうでは生活習慣病からずっと指導しているところでもありますので、それは認知症のチェックにもつながるといようなお話でございますけれども、やはりこの、今、新しく進行を遅くする薬なんかも出てきているようでございますが、それはやっぱり軽度の方に投薬しないとなかなか効果がないというようにお話でございますので、やはり早期発見というのは大変重要になってくると思います。私は健康診査のときに、そういうふうなブースを設けたほうがいいのではないかなと御提案をさせていただいたんですけれども、もしその機会がなかなか難しいというのであれば、認知症カフェだったり、相談講座なんかも設けながら、その中でお互いに認知症になるチェック等々はアプリとかいろんなところから出てきていますので、それを活用しながら早期発見をする、その活動をすべきではないかなというふうに思いますけれども、そのような考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今後、認知症カフェとかそういった交流の場、そういったところでどのようなことが実現できるのかということに踏まえては様々な御意見等を頂戴しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 認知症の早期発見に関しましては、愛知県の尾張旭市では、VRを使って認知症の早期発見を試みたり、それから兵庫県では、健康ひょうご21県民運動ポータルサイトの中で認知症チェックシート、それから認知症リスク、評価スコアなどを載せて早期発見につなげているということでございますので、本町におきましても、重症化する前に早期発見の方法等々をいろいろと考えていただくことは大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ考えていただければというふうに思います。

最後に、認知症の方への避難の支援に関してでございます。

こちらに関しましては、例えば、ケース会議等々はされていると思いますけれども、認知症の方が突然その災害、地震、それから津波に遭ったときに大きなショックを受けて急激に症状が悪化したり、パニックになるケースもございます。そういうふうになったときに認知症、最初に質問いたしました認知症パートナーさんがいらっしゃると、やはり常に見守っていただき、声をかけていただく方がいるということで、いざというふうになったときに、その方からのお声がけということも可能ではないかなというふうに思いますけれども、ケース会議をして支援は一つ一つ個々にやっているというようなことではございますけれども、ぜひパートナーさんも考えながら、逃げ遅れがないような、それから被災してけがなさないような、またパニックにならないような、そんな支援体制も、避難体制も大事ではないかなと思いますけれども、再度、具体的に実際にどのようにしていくか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 認知症の方々の場合には、やはりおっしゃられたとおり災害時パニックになったり、急激な変化、そういったものに対応できないことがあったりします。それで個別の対応、そういったことを強られることもあるかと思っておりますので、現在その地区の実情に応じながら個別避難計画、そういったものを作成している段階でございます。おっしゃられるとおり、ステップアップ講座、認知症のステップアップ講座等を皆さんに受講していきながら認知症の方への理解、そういったものを深めていただいて、認知症の施策の取組のほうをさらに進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○8番（熊谷明美君） 以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩をいたします。午前11時35分に再開いたします。35分です。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。仁田議員、発言席に御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大綱1点目は、屋外スポーツ施設の照明LED化に向けた検討と具体的な計画についてでございます。

屋外スポーツ施設におきまして、現在使用されているメタルハライドランプ等の従来型照明は、エネルギー効率が低く維持費用が高くなっている状況であるというように思います。また、老朽化が進んでおり、照明の立ち上がりに時間がかかるなど、利用者に不便を与えているものと考えます。そのことから、LED照明への転換は、エネルギー消費量の削減や環境負荷の軽減、そしてランニングコストの削減に寄与するものと期待されるところでございます。そこで、5点について伺います。

1点目は、現在使用されているメタルハライドランプ等の既存照明はエネルギー効率が低く、維持費用が高い状況であることから、改善に向けた課題と現時点の町の認識と課題評価について伺うものであります。

2点目は、照明LED化によるエネルギー消費量と維持費削減効果の評価について伺うものであります。

3点目は、他自治体の成功事例を参考にした効率的な照明改修の検討状況について、計画などあればお示しいただきたいと思っております。

4点目は、再生可能エネルギーの活用を目的とするようなエネルギー転換の導入可能性の検討状況について伺うものであります。

5点目は、導入に向けた考えがあるのであれば、意見聴取も必要になりますので、その進め方について伺います。

大綱2点目は、農地法改正による本町の農地利用の効率化などの取組について伺うものであります。

令和5年に施行された農地法改正では、農地の効率的利用と新たな農業の担い手の確保を目

的としており、これらの目的を達成するための法的枠組みが整備されたところであります。この改正法について、本町でどのように取り入れ、活用していくかは、人・農地プランでも示されているとおり、担い手不足や遊休農地の利活用など課題が山積している本町の農業政策において、持続可能な地域発展に向けた戦略の核心部分をなすものと考えています。そこで、町としての対応策とその成果について4点について伺うものであります。

1点目は、農地法改正の具体的な取り入れ方とその影響について伺います。

2点目は、農業政策を進めるに当たり、法改正についての情報提供と住民理解が重要であることから、その現状について伺うものであります。

3点目は、農地利用の促進と本町で直面している課題についてどのように捉え、解決策を模索しているのか伺うものであります。

4点目は、法改正を踏まえ、持続可能な本町の農業への展望についての町としての考え方を伺うものであります。

大綱3点目は、本町における闇バイト対策と教育現場での道徳教育の強化についてでございます。

本町は、宮城県内でも県警などの、特に刑法犯の認知及び検挙数から見ましても犯罪率が低く、安全な地域として知られているところがうかがえます。しかし、近年SNSやインターネットを通じて若者が違法な、いわゆる闇バイトに勧誘されているケースが全国的に増加している状況でございます。このことから、特殊詐欺や強盗などの深刻な犯罪に巻き込まれるリスクが高まっており、町としても未然防止の対策が急務であると考えます。特に、教育現場においては、闇バイトの危険性を伝える啓発活動と道徳教育の充実が求められるものと考えます。そこで5点について伺います。

1点目は、現状把握と課題認識について。町内在住の中高生において闇バイトに関わるリスクについての認識をどのように捉えられているのか。また、これまでに闇バイトに関連する問題や相談が報告された事例について伺うものであります。

2点目は、教育現場での啓発活動と道徳指導の強化についてでございます。闇バイトの危険性やその手口について、生徒や保護者に対してどのような啓発活動が行われているのか、具体的な事例や他自治体、例えば東京都のターゲティング広告や特設サイトの事例を参考にした取組や実施の考えを伺います。また、道徳教育において、闇バイトのような違法行為に関わることの倫理的問題や社会的責任についてどのように指導されているのか併せて伺います。

3点目は、生徒の判断力と価値観の育成についてでございます。SNSやインターネット上

の高収入であったり、楽に稼げるといった甘い誘惑に対し、生徒が正しい判断を下せるような教育は重要であると考えます。道徳の授業では、生徒が短期的な利益に惑わされず、長期的な視点で判断する力を育むための指導が重要であると考えことから、その指導について伺います。また、生徒が自分の行動が社会に与える影響を考える力を養うために、どのような教材での指導などが行われているのか伺います。

4点目は、相談体制と地域連携の強化についてでございます。闇バイトの勧誘や犯罪被害のリスクに対して、生徒が気軽に相談できる体制は整備されているのか、学校内の相談窓口の状況やオンライン相談などの体制についてと、警察や防犯団体との連携体制について、情報共有や啓発活動についても伺うものであります。

5点目は、今後の取組について。抑止策として具体的な取組を伺うものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、屋外スポーツ施設の照明LED化に向けた検討と具体的な計画について、第3問、本町における闇バイト対策と教育現場での道徳教育の強化について回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 13番仁田秀和議員の1問目の御質問、屋外スポーツ施設の照明LED化に向けた検討と具体的な計画についてお答えいたします。

1点目の御質問、現状の照明設備に関する町の認識と課題評価は、についてお答えします。

現在、夜間照明設備が設置されている屋外スポーツ施設は、野球場、第一スポーツ広場、テニス・フットサルコートであり、その全てがLEDではなく従来型の照明となっております。野球場については昭和53年に照明灯を設備し、第一スポーツ広場とテニス・フットサルコートは昭和59年に整備を行っており、いずれも40年以上経過している状況です。どの照明施設も、これまで劣化等による故障が発生し次第、修繕工事や機器の交換を行いながら維持管理してまいりましたが、LED照明への改修までには至ってない現状にあります。今後、さらに施設の老朽化が進んでいくことや蛍光灯の製造と輸出が禁止されている世界情勢などを考慮し、照明のLED化や施設の使用方法の見直しも含めて検討が必要であると認識しております。

次に、第2点目の御質問、LED化によるエネルギー削減効果と費用対効果の試算は、についてお答えいたします。

御質問の照明のLED化によるエネルギーの削減効果ですが、現在、主要のメタルハライドランプと比較して消費電力は約半減すると言われております。照明使用時間によりますが、かなりのCO₂削減効果が期待されております。ただ、現時点での正確な試算数字でのお答えはこ

ここではまだできません。なお、費用対効果につきましては、現在の夜間の稼働率を見ますと、テニス・フットサルコートが高く、次に第一スポーツ広場、野球場の順になっております。

次に、第3点目の御質問、他自治体の成功事例を参考にしたLED化導入の計画は、についてお答えいたします。

近隣の二市三町のスポーツ施設では、既にLED化にしている施設は松島町のサッカーグラウンド、利府町の野球場等で、その他の施設につきましては当町の施設同様、既存の照明機器を使用している状況です。本町のLED化導入の計画であります。2点目で回答した費用対効果について、施設及び整備の老朽化による整備費用の調査や夜間照明の必要性の有無を含め検討しているところです。

次に、4点目の御質問、再生可能エネルギーの活用を含めた段階的な導入計画の検討状況は、についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの活用に限らず、照明施設の更新は今後の検討課題と捉えています。また、現在の照明機器の耐用年数の調査や、3点目で回答をいたしました。整備費用も含め調査を進めてまいります。

次に、5点目の御質問、導入に向けた意見聴取の進め方は、についてお答えいたします。

利用者を含め幅広くスポーツ施設の夜間利用での照明の必要性などの意見を伺うため、アクアゆめクラブの協力などを得ながら進めてまいります。いずれにしても、照明器具のLED化に係る検討課題につきましては、生涯スポーツ施設の分野に限ったことではなく、町当局との全体的な施設管理上の課題として検討を図ってまいりたいと考えますので御理解をお願いいたします。

以上、仁田議員への1問目の回答とさせていただきます。

続いて、3問目の御質問、本町における闇バイト対策と教育現場での道徳教育の強化についてお答えします。

1点目の御質問、現状と課題認識について。町内の中高生が闇バイトに関わるリスクについての認識、これまでに関連する問題や相談の報告事例はあるのかについて回答いたします。

町内の小中学校では、これまでSNSの取扱い方や情報モラルの指導をしているものの、闇バイト自体についての指導はまだ十分になされていません。教育委員会といたしましては、本年度に入り、総務省、警察庁、消費者庁、内閣官房犯罪対策閣僚会議、文科省等で全世代を対象とした闇バイトに係る指導と啓発を強力に推進していることを認識しています。児童生徒については、闇バイトについて犯罪であることを中心に据え、発達段階に応じて、加害者にも被

害者にもならない指導と保護者への啓発に取り組みたいと考えております。また、高校生については、県高校教育課が全ての公立学校を対象に、令和6年10月21日付で警察庁の指導資料を添えて、少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策についてを發出しており、本町の高校生もそれぞれの高校で指導を受けているものと推察しております。

2点目の御質問、教育現場での啓発活動と道徳指導の強化、3点目の御質問、判断力と価値観の育成、4点目の御質問、相談体制と地域連携の強化、5点目の御質問、今後の抑止策としての具体的な取組については、関連がございますので一括して回答いたします。

闇バイトの未然防止指導については、議員御指摘のとおり、道徳性や倫理感等、人間性の育成と闇バイト犯罪の仕組みを理解させることが肝要と考えております。これらの観点については、先ほど申し述べたとおり、まだ特化した授業は十分に行われていない実態にあります。校長会を通して道徳教育のみならず、中学校においては闇バイトに特化した知識理解の指導時間を設けるよう指示いたします。また、現下学校で起きる諸問題は、SNSの使用により起きており、発生数と解決困難度が最も高く、警察、児童相談所、校内の相談体制含めて連携した相談体制の構築は必須であり、町内5校とも整備しております。なお、闇バイトについてこれまで本町の児童生徒、高校生が巻き込まれたとの報告や相談はありません。

さて、闇バイトを防ぐのみならず、ソーシャルネットワークを使用した犯罪や非行に至る生徒や青年の共通点として幼児期から児童期にかけて、1、家庭教育の中で人としての正しい振る舞いについての判断力、思考力が育まれてこなかったこと、2、家族から愛されている感覚の不足により、自尊感情が低いこと、3、ゆがんだ家族関係の影響により、人間関係づくりに必要な、例えば、お互いさまと表現されるような寛容な振る舞いを大人たちから学ぶことができず、他者の心の痛みを察する心が未熟なままであることの3点に集約されていると言われております。

よって、学校だけでの指導には限界があります。家庭でも日々、子供に目をかけ親子会話の中で、スマホの使用方法を本気になって考えさせるなど、我が子に向き合うことを啓発してまいります。今、子供たちの多くがユーチューブ等で発信されている本当かどうか真偽も定かでない様々な情報に振り回されています。強く影響を受けております。その中には議員御指摘のとおり、楽しんで金を稼げるであるとか、社会と自分の関わりはどうでもいいとか、そういったサイトが無数にあります。よって、なぜ大人になったら働かなければならないのかとか、やりたいことは何をやってもいいんじゃないかなどの考え方が、学校生活の日常会話の中から聞くことがあります。現代社会で真っ当に生きる力の育成が、実は今何にも増して喫緊の教育課題

と認識しています。大人の姿はダイレクトに子供に響きます。保護者も大人もスマホからの情報に振り回され、その出どころ等の検討もせず、そのことによって、ある 이슈 をつくり、教育現場、あるいは役場の行政について様々な御意見を持つことがあるかと思いますが、その姿を見て育てば学校の指導が身につくことは困難です。SNSがこの Society 5.0 社会を目指す日本社会において、今後、情報取得、新たな経済、雇用のツール、人間関係形成のツールとして最上位になっていくということは想定できているところでございます。その社会を生きる児童生徒には、これまでも増して一層、家庭の中で一緒にスマートフォンあるいはユーチューブの情報について話し合う時間が本当に必要だと思います。もちろん学校ではやりません。よって、学校は家庭との連携力を一層高めていく、この観点について一層高めていきたいと思っています。大人も子供もソーシャルネットワークをどのように使ったら幸せな人生を築けるのか。あるいは子供の社会的自立、大人自身の社会的な充実感を得られるのか。その観点に立って取組を進めてまいりたいと思います。

以上、仁田議員への回答といたします。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問目、農地法改正について、本町の農地利用の効率化などの取組について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） では、私からは仁田議員の2問目の御質問、農地法改正による本町の農地利用の効率化などの取組についてお答えをさせていただきます。

我が国においては、高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化され、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。地域においては、農地が利用されやすくなるよう目指すべき将来の具体的な利用の姿を描くなど、従来の分散錯圃というんですか、1か所だけではなくて、1か所だけだと全滅するため分散させてやるという、耕作するという、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに担い手の確保、育成を図ることを目的に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、これ以上の農地の減少を食い止め確保するため、農業経営基盤強化促進法や農地法などの関連法が一部改正されたところであります。

まず、1点目の御質問、農地法改正の具体的な取り入れ方とその影響は、についてお答えをさせていただきます。

農地法の一部改正では、第3条により、農地の権利を取得する際の要件であった下限面積が

撤廃され、多様な経営体の参入が可能とされたところでございます。また、下限面積の要件廃止以降は、これまで農地の3条許可の申請が2件あり、いずれも改正前においては下限面積要件を満たさず不許可となっていたもので、農地法の一部改正のメリットとして成果が出たものと認識しております。

次に、2点目の御質問、情報提供と住民理解の現状は、についてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町農業委員会において、下限面積要件を廃止する旨、令和5年3月31日付で公告しており、同日付で町ウェブサイトにおいて公表しております。そのほかにも電話による問合せや窓口での相談、就農相談会等において下限面積要件の廃止について周知しており、さらなる農地利用促進のため、地域住民への情報提供を図るべく広報しちがはま等での定期的な情報の提供を考えているところでございます。

次に、3点目の御質問、農地利用の促進と直面する課題は、についてお答えをさせていただきます。

本町の農地利用につきましては、令和6年3月時点で中間管理事業は農地バンクによる集積率が76.8%と県内上位となっており、今期生産された米の評価も昨年につき全て一等米の出来等の報告がでございます。しかしながら、町内の主な担い手である認定農業者は大半が70代であり、遊休農地の増加と担い手不足が課題とされております。今後の農地利用の促進方策といたしましては、農地中間管理機構を通じた一層の集積、集約化、新たな担い手の確保等育成、町内外を問わず幅広く農業参入を受け入れる体制整備のほか、農園利用方式による畑地活用などが考えられます。

次に、4点目の御質問、持続可能な農業への展望は、についてお答えをさせていただきます。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、将来の農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を令和7年3月まで策定することが義務づけられております。現在、農業委員会を中心として認定農業者の方々や新規参入希望者などと意見を交わしながら計画策定を進めており、今後の農地利用の集積、集約化と新たな担い手の確保育成など、本町の貴重な財産である農地を将来に受け継ぐとともに、生産性の向上、環境負荷低減、そして防災機能や景観保全に向けた持続可能な農業の在り方を関係者の皆様と共に、議論しながら連携して取り組んでまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上を2問目の回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、1問目の1点目から再質問させていただきます。

現状の認識と課題についてですが、エネルギー効率についても、導入に向けて検討されているということでございましたので、そういったところでエネルギー効率についても考える必要があるのかなというところで、LED化以外の選択肢も検討された経緯はあるのかというところで、そういったところの具体的な検討、現状の検討結果について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） LED化以外というところでございますけれども、過去にLEDがメジャーではない頃、消費電力が少ないものという部分では検討は入ったというところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） こうしたことは当然予算も伴うわけでございますので、そういったところの初期投資というものも課題になるかなというところでございます。

そうしたところで国や県の補助金、助成金制度、そういった活用の可能性についてこれまで調査、申請または協議など検討されてきたのか。これまでの具体的な取組、また今後の取組の考え方について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） LED化にする場合ですけれども、国のほうの予算のほうで、体育スポーツ施設の整備ということで、こちらはスポーツ庁、そちらのほうの補助金があるということはこちらのほうでも認識しております。ただ、今後そちらに替えるかどうかという部分の検討を今しているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったその検討段階で考えますと、LED化によるコスト削減と環境負荷の削減の必要性というものをしっかりと認識していく必要があるのかなというところでございますので、そういったところで長期的なコスト削減効果の検証であったり、LED化による維持費削減効果について、他自治体、先ほど事例出されましたけれども、そういった事例に基づいた試算についてはどうかというところを伺いたいと思います。例えば、こうした宮城県外になりますけれども、埼玉県で行田市では、公共施設照明LED化基本計画を策定し、現状の実態から年間の電気料金、LED化にすることによって歳出削減効果、また先ほどおし

やられましたとおり、教育長からの答弁ありましたように、ほかのLED化に関するところの公共施設の計画との整合性もありますので、そういったところを考えましても、本町においてもLED化に向けて、ほかの計画との整合性を図る必要があると思いますので、その点も十分に参考になると思いますけれども、こういったところの事例を参考にされる考えについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらとしましては、そういった議員さんがおっしゃった、そういった部分を参考にしたいと思いますが、現在のところ、私どもで調べたところで、やはりランニングコスト、あとはインシヤルコスト、そこを比較しながら当然利用者の人数もありますけれども、そこは考慮しながら検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ検討を進めていただければなというふうに思います。そういったところで、先ほどエネルギー消費量、半減以上の削減効果が期待できるというところで、50%以上が期待できるのではないかなというところがございます。そういったところで、導入に向けてましては費用対効果の検証をする際に、今コストの話をされましたので、長期的なコスト効果のシミュレーションとしまして、耐用年数に基づいたLEDの初期費用を含めたライフサイクルコスト分析、いわゆるLCCが有効と考えます。ほか自治体ではこの分析を基に具体的な削減額を明示し、導入の意思決定を進めている事例もありますが、本町でも同様の手法で行政として、より説得力のある導入計画を策定することが必要なものと考えますが、例えば、近隣では仙台市が公園のLED化に当たり、エネルギー消費量や維持費の削減効果を試算し、具体的な導入計画を策定した事例があります。また、石巻市でもスポーツ施設のLED化による維持費削減の試算を基に事業を進めております。本町でもこれらの事例を参考にライフサイクル全体を見据えたコスト効果の分析を行政として進めることを御提案したいと思いますが、この点について現時点での町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらについても生涯学習課としては調べているところですが、5点目の回答で教育長が回答した内容にありますけれども、スポーツ施設に限らず町全体のところがございますので、そこら辺は関係部署と協議、検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 失礼しました。ただいま2点目でございました。

続きまして、3点目に移らせていただきます。

他自治体の事例を参考にされているというところでございます。事業計画における具体的なロードマップをまずは策定することも一つではないかというふうに考えます。ほか自治体では成功事例を活用する際に、段階的な導入計画を策定している例もあります。例えば、まず主要施設から改修を行い、その結果を基に全施設への導入を進めているといった方法でございます。これまでもパイロット的な取組は多くの事業で実施されていることだと思っておりますが、当事業においても、こうした段階的なロードマップを策定し、優先順位を明確にすることで導入の実現が見えてくるのではないかと思います。このような計画策定の意向についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 主要な施設、スポーツ施設で言えば、野球場、第一スポーツ広場、テニス・フットサルコートがうちのほうの屋外の照明施設というところなんですけれども、回答でもございましたとおり、今現在、利用者の人数、あとニーズ、そこら辺を考慮しながら、その導入計画、導入するかということも始まりますけれども、そこは十分に検討していかないといけないところかなと思っておりますので、利用者の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 教育長の回答では、導入の必要性については十分理解しているというところでございましたので、ぜひ導入に向けて検討していただきたいんですけども、4点目に移らせていただきます。

再生可能エネルギーの活用です。こちらに向けて積極的にどうかというところでございますが、こちらにつきましては国や県の政策を踏まえた具体的な活用方針の提案であったり、国や県の政策動向を注視していく必要があるのかなというふうに思います。例えば、先ほどおっしゃられましたスポーツ庁の政策もありますし、あとはゼロカーボンシティ推進事業、こういったところの補助金制度を活用することで初期費用の負担を軽減しながら再生可能エネルギーを導入することが可能ではないかと思っておりますが、本町でもこれらの制度を積極的に活用した具体的な検討を進めることについて、現状のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 各種補助金につきましては、こちらのほうでも調査していると

ころでございます。先ほど申し上げたとおりランニングコスト、そこら辺の部分が今後、インシヤルコストに対してランニングコストがどの程度、どの程度回収という言葉はおかしいんですけれども、費用対効果が生まれるかどうかは十分に検討していかないとまずいところだと考えておりますので、いろいろな部分で調査してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったところで、その再生可能エネルギーについてちょっと伺っているものでございますので、それを合わせた導入についてでございますが、改めまして、屋外スポーツ施設の具体的な再生可能エネルギー導入の活用についてでございますが、例えば太陽光発電の設置を段階的に進めることでエネルギー自給率の向上と長期的コスト削減が期待されると思います。本町では既に役場庁舎であったり、学校施設など施設単位での導入がされておりますので、屋外スポーツ施設の照明LED化に向けても、駐車場や町有地を有効活用し、エネルギー自給率向上とコスト削減に向けて検討することも十分に考えられると思います。また、先般、東部衛生のほうで視察行かせていただきました。あるところでは、ちょっとごみ処理施設なので、ちょっとエネルギーの再生可能のエネルギーというところはちょっと飛躍しますけれども、そういったところでも地元還元するとか、そういったところを売電して、地元の小中学校に還元するとかそういった取組がありますので、今現在、町有地空いているところがございますので、目につきますので、そういったところも有効活用しながら、こういった施策につなげていければどうかなというふうに思いますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 町有地への、その再生可能エネルギーの活用につきましては、どういうふうな施設の照明になるかも含めて全体的に考えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） こうしたところ、そうした再生可能エネルギーの活用による、エネルギー転換の導入による地域活性化の視点や再生可能エネルギーの導入、こちらについては町の環境負荷低減だけではなくて地域活性化にもつながると考えます。例えば、地元企業と連携や雇用創出を伴うエネルギー事業の展開も視野に入れることはやぶさかではないなというふうに思います。このような地域経済への効果を見据えたエネルギー転換の可能性について、町として具体的に検討していく姿勢も大事だと思いますが、本町には仙台火力さんのメガソーラー事業などが展開されておりますので、町独自としまして、この際スポーツ施設のLED化を発端と

して再生可能エネルギー事業、主には太陽光発電ですが、これをぜひやってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。町長ですか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） LED化については確かにそうなんですけど、ここに来て10年近くたってきて、太陽光そのものが今度は設置の再設置とか、リメイクといいますか、そういったことを含めてかなり膨大な費用が発生するというふうなことなんですけれども、そういったことも含めて全体のバランスを見ながら、スポーツ施設だけではなくてバランスを見て、例えば公共施設についてそのリースとかいろんなこともありますので、単純に電球を替えるだけじゃございませんので、あくまでも電灯、灯具でございますので電気製品でございます。高額になりますので、その辺のバランスも考えて、そしてランニングコスト、イニシャルコストも含めて、やっぱり全体的なものを見てまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひバランスを見て検討していただきたいところもあるんでございますけれども、そういったところを考えますと、いわゆるこういったコミュニティソーラーですね、こういったところにつきましては防災の活用であったり、全体的に見てということでございますので、防災活用であったり、LED照明を組み合わせることで非常時の電力供給拠点として活用することが可能となります。特に、スポーツ施設は大規模災害時の避難場所として、例えばですけれども東日本大震災の際には仮設住宅も設置されました。そうした経験も踏まえまして、その災害時などの役割を担うため、エネルギーの自給体制を整えることは防災対策の観点からも有効だと考えます。この点について、町の防災計画との連携も十分に考えられるとは思いますが、将来にわたる展望について町としてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今ちょっと防災のほうに来たので、私も今戸惑っているんですけども、防災としては活用事例もありますので、その辺は検討課題にはなっています。ただ、やはり先ほどから皆さん御回答差し上げているとおり、財源とかある程度の精査をしないと、この辺に関しては計画の立てようがまだないので、どのくらいのコストがかかるのか、どのくらいの土地が必要なのかとか、いろいろな検討課題があると思いますので、その辺を整理しながら検討したいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ導入を検討するときに、地元企業との連携というものの可能性を探っていくのも、一つコスト削減、削減というところとあれですけども、いろいろとそういったところにも波及していくのかなというふうに思いますけれども、太陽光設備の設置や管理におきまして地元企業との連携が地域経済への波及効果というものも生むというふうに考えますので、LED化を進める中で設備導入や維持管理を地元企業に委託することで、地域活性化を図るといったことも考えられますが、最後をお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、再生可能エネルギーがどれだけ有効かというようなことについて、今まだ分かっておりません。ただ、LED化につきましては、今後当然ながら必要になってきますし、近年、二、三年後なのか、5年後なのかというようなことも踏まえて、計画を立てなければならないというふうなことは承知しております。そういった中で、こういった施設についてそういった再生可能エネルギーの導入が必要かというようなことは当然ながら検討する材料というふうになるものだと思いますので、ちょっと調査をさせていただきたいというのが今のところの段階でございます。ぜひ、こういったことを御理解の上、前向きに検討したいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ前向きに検討いただければというところでございます。

そして、LED化の導入に向けて今後の意見聴取、5点目に移りますけれども、アクアゆめクラブなど実績あるところと意見を伺ってまいりたいということでございました。この意見聴取につきましてですが、LED化はエネルギー削減やコスト削減だけでなく町全体の環境施設、施策としても意義があります。そのため地域住民や学校関係者、さらには先ほど申し上げましたとおり防災の観点からも自治会など幅広い意見を収集することが重要だと思います。その意見聴取の対象範囲について、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今回、御回答いたしましたのは、あくまでもスポーツ施設ということで、ゆめクラブの協力得ながらのスポーツ施設を利用している団体、個人、そういった部分での回答をさせていただきました。仁田議員の再質問の中でいろいろ問題点指摘されましたので、今後各課とうちのほうでちょっと調整させていただきまして、前向きに検討させてい

ただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2問目に移りたいと思います。

大綱2問目、1点目でございますが、農地法の具体的な取組についてでございます。

新たな担い手確保に向けた具体策について、農業未経験者への参入支援や若者向けの支援策、例えば農業体験プログラムや助成金制度が全国的に注目されているところだと思います。本町でもこうした支援策を新規参入者に提供する計画を検討することについて、いろいろと課題があると思いますので、その検討について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

現在、支援策については、まだ具体的な中身までは検討しておりません。ただし、新規参入について何件か御相談がありますので、そういった実情の内容を見ながら今後詳細を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったところで大きいところで言いますと農業振興地域整備計画、こちらの計画の見直しというものも十分考えられるのかなというふうになってきております。今後に当たり、農業従事者だけではなくて、地元住民や企業など多様な関係者の意見を反映することで、地域の特性に合った農地利用が可能になると考えますが、このような多方面からの意見収集を進める仕組みを構築する考えについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 町長答弁にありましたように、現在まず地域計画というものを農業関係者の方々と意見聴取して策定しております。これにつきましては、この場所のこの農地を5年、10年後誰がどのようにするというふうな計画でございます。まずそういったものを整理していきながら新規参入等も含めて、あるいはほかの団体等からも御意見を伺いながら農地の保全に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしたところで具体的に新規参入であったりとか、遊休農地の活用であったりとかの課題であるというふうに思いますけれども、その農地法改正に当たる、先ほど町長のほうからも答弁いただきましたように、農業生産基盤の保全と強化を実現するため本町

ではどのような取組を優先的に進める方針なのかというところがポイントだと思いますので、例えば、農地の集約化や遊休農地の再活用を具体的にどの段階から始める計画があるのか、令和5年度の改定では大きいところで先ほど説明いただきましたとおり、第3条の取得時の下限面積要件の撤廃があります。そのことで売手としても売りやすくなったことや、個人や企業が参入しやすくなったこと、また、手続上も簡素化されたことなど多くのメリットがありますので、町としてもこの機を生かし、ぜひ諸問題を一つ一つ解決に結びつけていただきたいと思いますので、遊休農地の活用策などについての段階的な計画や考え方、まだ計画段階には至っていないというところがございますが、そのお考えはおありだと思いますのでそこについて伺ってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まず、この改正後の取組といたしましては、いろんな産業まつり等で農地就農の相談会のブースなんかを設けております。まず、こういった方が農地に対して興味を持ってやっていただけるかという機会をまずつくっております。また、3条許可の申請につきましては、改正後2件ございまして、いずれも売買あるいは贈与ということで権利者が移動して農地の活用ということで進んでおります。今後の流れといたしましては、まず1件、オリーブ農園をやりたいというふうな方の新規参入の動きもございまして、そういった方々が1人でも2人でも増えればということで、土地利用者の方とのマッチングを今進めさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったところで、いかにマッチングに持っていくかというところで、うまいマッチングをするかというところだと思うんですけども、この農地法改正を踏まえて国交省のほうでも農地付き空き家の手引を改訂しまして、遊休農地や空き家の新たな利活用方法を提示しております。このような取組を本町でも取り入れることで移住促進であったり、地域活性化にもつなげる可能性があると考えますが、町としては、例えば対象の方に意向調査もしてみてもどうかというふうに思いますけれども、ここについてはいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

現時点で、農地付き空き家というものに該当するものは本町ではないのが現状でございます。空き家バンクに登録されている件数も、過去10件ほど登録があり、現時点では2件ほどのバンク登録となっております。いずれも農地つきではなくて、逆に農地のほうはどちらかというところ

集約集積をしていって、まとめた農地として利用、活用、保全という形にしていきたいというふうを考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったことではなくて、移住定住促進、例えばそういうオリーブ農家さんが来られるときにそういう空き地もセットであればいろいろと事業もやりやすいのかなというところがございます。そういったところで、該当はなしということでございましたけれども、例えば兵庫県の宍粟市では、空き家バンクを通じて農地と空き家をセットで提供されております。移住者の定住を促進しております。ぜひこういったところはまだ該当がないというところがございますけれども、果たしてどうかなというところもありますので、しっかりと調査した上で、そういった所有者おられますので、そういった方の意向調査を進めるべきだと思いますけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの御質問の中で、今後ちょっと農地の権利者の方、あるいは空き家の方々も踏まえて、ちょっと参考に今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 次に、現状の取組を生かした農地活用の発展についてでございますが、本町では既に農業法人化や中間管理機構を活用した農地の効率的利用が進められておりますが、さらに発展させるために、例えば、地域住民や地元企業が主体となり参加できるコミュニティ農業のモデルを取り入れることが考えられます。コミュニティ農業といいますのは、農業に興味を持っている人たちが何から始めていいのかわからないとか、教えてくれる人が周りにいないとか、そうした人たちが集まって企業や法人、個人などが運営する地域資源を生かした、いわゆるコミュニティ事業、コミュニティビジネスといいますか、のことだと私は理解しております。ほか自治体の事例では、農業法人が地域と連携し、新規事業の拡大や収益の還元を実現しております。そうしたことも視野に入れて、法改正で参入しやすくなった背景も踏まえて、もちろん既存の法人さんとの連携も視野に入れてでございますので、そういった農地活用を促すことも考えられると思いますけれども、こちら3点目と関連しますけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、来年の3月までとにかく地域計画、そして目標地図を定めなければ

ならない。今後10年間、その農地を誰がどうやって利活用するのかというふうなことを明示しなきゃならない。そうすると、今現在、先ほど回答しましたけれど70歳の方があと10年後、80歳になってその農地を誰がやるかというのが、それは正直言って大きな課題になっていると。その部分、そういったことを含めて全体の農地を考えなきゃならない。ですから、町としては農地バンクといいますか、できるだけ集約して、やはりまとまった形で、うちのほうにあるそういうファームセヶ浜とか、そういった会社形式の方で農地を私としては保存したい、維持したいという願いです。というのは、防災機能も含めてやっぱり農地は一番の防災インフラにもなっていますので、農地インフラになっていますので、グリーンインフラと言うんですかね、そういう防災機関としてとにかく継続して農地を存続するというのが大事だなと思っています。そんな中で、オリーブとかそういったものはもっと具現化してきて、ぜひ若い世代の方とかこちらのほうに参入していただいて、そういったことをやっていただけるのであれば本当ありがたいなと思いますけれど。いかんせん、果樹というのは年数がかかりますので、そういったことが持続可能なのかどうかというようなことも含めて、そして今後そういった小さな農地も含めてどうなるかということ、まずは検証してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしたところで2点目に移りますけれども、町長おっしゃるとおりに、現在70歳の方が今後誰に頼めばいいのか分からない、どうしたらいいのか分からないというところで情報提供を、こうした法改正というものは柔軟性を持ったものなんですよというところで周知はしているというところでございますが、住民理解の現状というところをちょっと回答いただけていなかったもので、そこについても双方向のコミュニケーションについて、これが重要なことというふうに思います。住民からの意見や質問が寄せられる場面もあると思いますけれども、そういった双方向の意見交換を進めるための仕組みとして、例えば住民参加型のワークショップであったり、こういった法改正を機にやるべきかなというふうに考えますけれども、そういったところ住民理解が進むことによって、こうした高齢者の方の心の支えというか、どうしたらいいかって、まだ決まってないんだけどもいろいろワークショップを開いてこういうのがいいんじゃないのかとか促せると思うんですけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 農業も漁業もですけれども、重要な生命産業だと思っていますので、そういった方が意見を交換できる機会があれば、ぜひそういった方がいるのであれば、農業委員

会の皆さんも含めて議論をしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、3点目に移らせていただきます。

遊休農地の利活用や集約化を進めることで効率的な農地利用を目指していくというところで間違いないかなというところがございますけれども、そこの中の地権者との調整、こちらも課題であるかなというふうに思います。中間管理機構を活用した事例であったり、地域住民を巻き込んだ合意形成の進め方について、現時点ではどのような具体策で進めていらっしゃるのか。または、今後はどういうふうにしたほうが進みやすくなるのかとか、そういった考えがあればお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

現在の状況につきましては、認定農業者さん、あるいは作付等を行っている方々中心に中間管理事業を通じた作付を行っております。昨年度においては、お一方ちょっと体調を崩されてやめざるを得ないと。そういったものに対しても認定農業者さんが全て一堂に会して御相談していただいて、じゃあ私が受け持つとか、いろんな調整をさせていただいております。ただ、これが将来ずっと続くかとなると、仁田議員おっしゃるとおりですので、そういった受皿を今後どのようにしていったらいいかというものを整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは再度、先ほどの町長の回答にもありました、農地はできるだけいろいろ災害の部分でも有効活用、遊水地であったりとかそういう活用が見込めるというところに残していきたいということでございましたので、またちょっと違う見方としまして、様々な諸課題解決のための、本町でもそうした人・農地プラン、こちらの下に委員の方や農家の方々が農業政策の促進のために取り組んでおられるというように理解しておりますが、そこで例えば、他市町村での取組につきまして農業委員会による農地利用の最適化活動の優良事例、令和6年3月版がウェブ上で農水省から発信されております。事例では、例えば北海道の芦別市、農業委員会の取組としまして2人1組での地区担当で利用調整であったり、鳥取県琴浦町では農業委員等が中心となった農地の承継や集約化であったり、あとは沖縄県のうるま市においては、沖縄県といいますと気候条件など全然変わってきますけれども、取組に関しましては気候や地理的条件という云々では問題ではございませんので、例えばそのうるま市では、農業

委員等による意欲的な活動ということで、意欲の醸成であったり、活発な最適化活動、担い手への農地集約などに取り組んでおり、効果としまして遊休農地の解消などがございます。どうということかといいますと、耕作できなかった、できなくなった、所有者との引受けの意向を示す耕作者の間の調整を行う際、抜根等の再生に要する経費が発生する際は当面の賃料低減であったり、使用賃借を提案し調整を行うことで遊休農地解消とともに耕作者が営農に専念できる環境整備に寄与しているということでございます。

本町としましても、こういった事例について参考にしてみてもと思いますけれども、ぜひ積極的に町から御提案いただくような体制も必要だと思いますので、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） そういった今お話しされたのを参考にしたいと思いますが、実は今年の前半6月でしたか、町村会で北海道に行きました。スマート農業、そういったときに40代の方が東京から帰還されて農業をやっている。実際どうですかということで、ざっくばらんに話しました。30ヘクタールいろいろやっているけれども、それでもスマート農業割が合わない。もっと耕作地を広げないとならない。何ですか。トラクター1台保有するのにかなりの費用がかかる。さらにそれに関連するその農業機器類が膨大な金額であると。そういったことで、なかなかそれくらいの30ヘクタールやその辺の程度のものではない、経営が成り立たない。ましてや人を雇ってまでできる状況ではないと。北海道ですらそうだといいのですが、うちの町についてはあくまでもそういった有効活用といった部分で、そういった小さい面積ですのでそういったことも含めて、いろんな形で今御提案あったことをちょっと調べさせていただいて検討したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 確かに実際そのトラクターであったり、農具、そちらのものを購入することがちょっとリスクになっているのかなという部分はありますので、そういったところの補助も視野に入れながら農業の持続可能な農業政策の推進に向けて取り組む考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 先ほど機器の話もありましたが、実は一法人のほうから来年度買いたいというふうな問合せがありまして、国の補助を使うメニュー等もございまして、いろんな国だったり県だったりというふうな事業をうちのほうで調べさせていただいて、それを情報提供しておりますので、当然機械ですので更新が必要になってくるということですので、

持続可能な農地保全に向け、活用保全に向けてそういった対応を取りたいというふうに思っております。

また、補助については、具体的にどのような御要望があれば、そういった内容を考えていきながらちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） いろんな部分で物価高騰であったりとかそういうものがありますので、ぜひ前向きに検討していただければなというふうに思いますけれども、最後4点目でございます。

本町では、農地バンク制度であったり地域の特産品開発を通じて農地利用の効率化や担い手確保を進めているというところだと思いますので、ぜひ農家の方々と農業委員の方々が力を合わせて持続可能な農業を展開できる環境整備を町としましても、国、県に頼るだけでなく、積極的に提案し取り組んでいただければというところで御期待申し上げる次第でございます。

それでは、3問目に移りたいと思います。

まず、現時点での町内での事例はないということですが、再度伺います。他市町村、他自治体での事例の傾向について具体的な情報の把握、それらの事例を基にした町内での予防的な取組について再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 現在、小中学校で闇バイトのことを教育課題として深く認識したばかりですので、今そこまで各県内の被害総数とか、そういうことについての調査はまだ行っておりません。でもそれは必要だと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） まず、この闇バイト、先ほど教育長おっしゃられましたけれども、これは犯罪でございます。今回一般質問するに当たりまして、この表現というものもいろいろと悩みました。バイトという言葉は全く適していないというふうに考えておりますが、あえて分かりやすく引用させていただきました。この犯罪に誰一人として加担することがないような環境が整備されればと強く願う次第でございます。

それでは、改めまして生徒に対する闇バイトのリスク啓発について伺います。

例えば、アンケートやヒアリングを通じて生徒のリスク認識を、変化を、その後ですけれども、そういった変化の調査、把握も必要かなというふうに思いますけれども、その取組についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 児童生徒に一番適切な指導方法というのは、まだ国でも確立しておりませんし、これから全国で手探りの状態だと思います。ただ、仁田議員おっしゃるとおり、私はこの闇バイトの中で、あるいはこれはもう特殊詐欺などと共通した要素がありますので、その加害者にも被害者にも、この子たちを青年期にさせたくない、あるいは中学校時代にそういうふう巻き込ませてはならないという強い思いはあります。なので、今後これはつくっていく、どういう指導方法が一番いいのか、つくっていくものだなと思っています。

ただ、1点だけちょっと私、SNSについてはずっとこの国で問題になって、教育分野ですね、1点だけちょっとお話しさせてください。メール環境によって、メールのやり取りによって子供がいじめに遭い、それが自殺につながるということが、ほぼ定説になったのは2009年です。2009年宮城県教育委員会は、今申し上げた家庭との連携以外には、このことの根本的な対策はないと。学校ではもちろん道徳教育をやるけれども、ということでスタートしました2009年。それから一貫してこれは宮城県の教育指針の中にうたい込まれています。ところが、一向に効果が出ない。これはその技術の、SNS技術の進歩と犯罪、犯罪知能といいますか、の方法の進歩があまりにも早過ぎて、あまりにも国際的過ぎて追いついていないということです。例えば、特殊詐欺の首謀者というのは、他国の刑務所の中にいましたよね。他国の刑務所の中にいる者が首謀とする特殊詐欺について、一体日本国家は何ができるのかというところにあるというふうな認識を持っていて、やらざるを得ないんだけど、やっているんだけど、このスピードに今教育現場は追いつくということはとても難しい。ただ、もちろん、投げ捨てはしません。日本の国に対しては、総務省が電気通信事業法でこのことについて網を張っていますし、インターネット環境整備法について2018年、一定のことを言っていますけれども、これ全然このことを発揮していない。これはなぜかというと、国がこのことについて看過しているからだと思っています。本当に国が本気で子供について、SNSやスマートフォンやタブレットって本当にいいのかどうかって、全然議論していない。議論していた国、11月19日オーストラリアのアルバニー首相が、未成年者16歳以下に一切禁止の国としての法律を可決しましたね。今フランスも今議会でこれ審議中です。アメリカではフロリダ州が審議中です。それからフィンランド、オランダ、スウェーデン、イギリスは、学校現場の教材としてこのデジタル環境をこれから削除していく予定にあります。紙と鉛筆に戻す。つまりそのような道具に今我々は直面していて、それに対して国家が、ある態度、意思を持っていなければ、私はこれはモグラたたきのようにずっと続いていくと思います。次、AIが入ってきますけれども、

ずっと続いていくと思います。もう原点に戻ってください。スティーブ・ジョブズとビルゲイツは自分の子供に一切触れさせませんでしたね。彼ら、制作者はこのリスクはもう知っていたわけです。14歳まで自分の子供に見せもしなかった。それで今、世界中がその環境に陥っている。私は、これはとても教育現場としては、もう背負い切れない問題だと。背負うけれども背負い切れない問題だと。もう国が背負ってくれこれは、と思っているところです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 何から再質問していいのかなというところがございますけれども、確かに国の本気度がまだ見受けられないというものは私も同じ思いであります。そのときに、教育長はそうおっしゃいますけれども、やはり地元、七ヶ浜町の子たちは教育長を中心に教育の現場では守るんだぞって、そういう強い意志が必要なのかなというふうに思います。

そうしたときに、道徳教育になりますけれども、違法行為の倫理的問題について触れていることは十分理解しております。生徒が自身の行動が社会に与える影響を理解するためにどのような事例を使用されて指導されていらっしゃるのか。例えば、勧誘方法など教育長おっしゃるとおり実に巧妙化され、重犯罪と想像つかないような隠語を用いて勧誘しております。そうした手口がしっかりと認識できるような指導や、こうした闇バイトのような重犯罪に加担することがあってはならないということ、そして一つの行動が社会に与える影響についてしっかりと身につけられるような指導が求められておりますので、そうした国の思いは十分理解はできますけれども、その指導方法であったり、効果を図る仕組みについてどのように構築されているのか、今後の取組の考え方についても伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 過日、七中の校長と対話をしました。中学校3年生においては、この仕組みを教えるのはとても困難だと彼は話していました。ということは、であっても、このことに巻き込まれる、あるいは加害者になるということは、あってはならないことです。そこで、やはり単純なことだけでも、自分のSNSを使った行為がこの闇バイトに限らず、先ほどの誹謗中傷であったり、いじめであったり、そういうものを引き起こしているわけです。まずそのところを絶対子供の中に落とし込んでいくことによって、闇バイトやもろもろのSNS犯罪に巻き込まれない力、義務教育段階ではまずそこだろうと。それで、その具体は高校あるいは大学の中で仕組みについては学ぶぐらいのものではないかということに対話したところです。ただ、決意は議員さんと一緒でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 闇バイトに関しましては、学校内の啓発だけではなくて地域全体での広報や注意喚起を行うことも重要だと考えますが、町広報紙や地域団体を活用した啓発活動の実施可能性については、いかがというところで伺いたいと思います。今回の広報しちがはま12月号では掲載はございませんでしたが、特殊詐欺に関する掲載はございました。町としてもしっかりと注意喚起する必要があると思いますので、この後に洋市議員のほうからも防犯対策について質問が控えておりますので、私のほうからそういったソフト面での注意喚起などについての重要性の御認識について伺いたいと思います。

すみません。続きまして、こうした犯罪から身を守ることが重要でございますが、これまでは施錠していないで過ごされている世帯もあると思いますが、現在のこうした状況を見ますと考えられませんが、そういったところも十分に無施錠というものは危険なんですよということも促していただきたいなというふうに思いますが、そちらの周知徹底についての考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） まず闇バイトということで、この日本でこういうことが本当に実際にあるんだというか、本当に命まで奪うといったことが本当に考えられないなというふうなこと。そして、加害者も顔が見えない相手に対してその指示だけで、例えば高齢者を殴ったり、手を出したりして、その残虐であり、非情な行動ができるのかという、本当に戦慄を覚えますけれども、極めて本当迅速に法律を整備して重罪といいますか、そういったことも含めてやっていただきたいという。町としてももちろん啓発を今後してまいりたいと思います。もちろんやってまいりたいと思います。

実は昨日、私のスマホにもメールで一日4万円でアルバイトしないかという誘いがございまして、これは現実に笑い話じゃなくてこうやって地方にも波及していると。私も見ましたところ、全国の47都道府県ありますけれども、この宮城県が埼玉、千葉を抜いて全国で9位なんですよ、そういった闇バイトの。これはままたまらないなというふうなこと。そして、そういったことがなぜこういう地方にも波及するんだというのを、できるだけ田舎だと施錠が甘い、さっき仁田議員さんおっしゃられたとおり。ですから、その住宅に入り込みやすい。ましてや高齢化が高いんで、田舎ほど逆に闇バイトに狙われる可能性が高いというんで、それをしっかりと周知していかなきゃならないなというふうなことで、今、何ですか警察なんかも#9110というホットライン相談とか設けていますけれども、そんなもんじゃ甘いなというふうなことで、と

にかくそういったこと、そしてさらに宮城県がこの頃自転車の盗難とか万引きが増えている。これは別に軽犯罪というふうなくくりじゃなくて、そういったことがどんどん波及してくるとそういったことにつながっていくという、子供たちの何ていうんですかね、犯罪が大きなものにつながっていくということで、その関係機関も大分今は目を光らせているんですけども、しっかりと我が町もそれに類するものでなくて、やっぱり地域の目といいますか、そういったことも含めてしっかりと今後、広報対応してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ進めていただければなと思います。そうしたことで、先ほど教育長の回答にもございましたように、学校だけではなく家庭や地域との協力というものが必要になってくるというふうに考えます。例えば、保護者がSNSやインターネット上の危険性を理解し生徒とともに判断力を育むための家庭教育を推進する取組について、具体的なお考えをお聞かせいただければなというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 私はまず第一に、今までやってきたものが効果がなかったというふうに、全くではないですよ、効果が薄かったというふうに思っています。今まで例えば販売側、ソフトバンクであり、auであり、その専門家を招いての親子講演会とかそういうものを、さっきの2009年からもう宮城県各地でもどんどんやってきています。それがなぜ身につかないのかというのは、やはり大人の側にそれに対する、とても大人も大好きだからなんですね。であっても、やっぱりその大人から子供までこのことについてしっかり正しい理解をして、駄目なものは駄目だというふうに考え合う取組はどうあったらいいのかということで、例えば、これはまだ、これ例えばですからね、例えば、今各学校ごとにやっていますけれども、全体の耳でそれを聞いたらどうかとか、そうするとお互いどの学校でも同じ講義を受けたよね、ということはある程度の抑止力を高めるのではないかななどと思っています。ただ、今のところ実効性のある指導方法って、さっきのオーストラリア政府が行うようなものしか私はないと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひこういったことに加担しないような、そういった環境整備を進めていただきたいというふうに思います。

すみません、ここで時間がなくて、4点目、5点目というふうに伺えなかったんですけども最後に総括させていただきまして、本日、実は傍聴のほうに多賀城市議会の昌浦先生のほう、

お越しいただいております。先般、先生から御教授いただきました言葉を使わせていただき、最後に伺いたいと思います。

かの星 一氏ですね、明治に活躍されました。星 一氏がおっしゃっておりますのが、「一に人、二に人、三に人、万事人なり」と人材育成の大切さを説いております。人材育成は学校教育においても最も重要な役割の一つでございます。そのことを踏まえまして、最後に教育長から一言と、そして最後に人材育成にかないまして教育部局、失礼しました、教育部局の代表する教育長からの一言をいただいた上で、そうした連携についても町長から最後に一言いただければなというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今の言葉は全く私は賛同します。学校における最大の教材は教師です、人です。何を使っても子供って人からしか学ばない。本当のところはですね。ですから今後、教師の本懐というか、そこを育てていくということは、私を含め校長、教頭などの学校全体の大きな役割になっていくと思います。保護者、地域の方も、本当に御批正なく、クレームではない、教師ともに育つみたいなところでの御発言はどんどんいただきたいなと思っています。そして、まずその人、人、人ということは、万事人、私もそうです。私は採用試験で、人は環境によってしか教育できないって書いて教員になりましたので、そのとおり人材、これはもう社会に出ていったときにどう社会に貢献できるかというベクトルを持っていますけれども、それ以前、教育現場にいるとそれ以前の部分ですね、まず本当に、先ほど言った自分の自己肯定感が保たれるか、他者からしっかりと承認されているか、そういうことを人、つまりその承認するのも周りの人です、周りの学級の仲間です、教員です、校長です、保護者です、そこは私も自分の職責の本旨として踏まえていきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 私もまさに人材育成、町の青少年健全育成会とかいろんなところに、あとは地域に出たときに言わせていただいています。小さいときには、子供にはいっぱい手をかけてくれと。それは私は家庭だと思っています。そして、多感な時期になる小中学生、特に中学生思春期になったときには心をかけてやれと。そして、大人になったら、二十歳からの大人になったら目をかけてやれと。そういった形で私たちは子供たちに目を、人をつくる、人づくりをやっていきたいという思いです。これは通してまいりたいと思います。

○13番（仁田秀和君） 以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩をいたします。午後1時55分より再開いたします。

午前0時55分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。鈴木恵子議員、発言席に御登壇願います。鈴木恵子議員。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番、日本共産党の鈴木恵子です。議長より質問の許可をいただきましたので、2点について伺います。

第1の質問は、漁業支援について。より具体的な対策と支援を求めるものです。

第2の質問は、精神保健事業の心の相談事業について。必要とされる方に、より行き届いた事業展開を求めるものです。

それでは、第1の質問、漁業支援について。

七ヶ浜町は、長期総合計画の基本目標2に位置づけられている「活気を創造していくまちづくり」事業を挙げています。その達成に向け、組み立てられている予算書及び事業計画、そして予算提案理由の施策の目標5の「産業基盤の安定」に関する取組について、以下3点を伺います。

1、アワビ放流事業補助金についてです。

補助金は毎年増えています。決算特別委員会ではもろもろ条件があり、11万個の種苗数と報告されました。ところが、水揚げ高は令和2年度までは稚貝放流数の27%から29%台ありましたが、令和3年度以降は7.3%から5.6%と低くなっております。さきの9月議会の決算審査特別委員会では、アワビの成長には三、四年かかる。この期間には、磯焼けやシャコの餌になるなど、何個放流したからどのくらい捕れるというものではないという回答でした。しかし、町の補助事業です。海底環境の変化も踏まえ、目標をどこに置き、その実現に向け何を指標とし、事業評価をしているのでしょうか。

2番目、フィッシャーメンズ・チャレンジについてです。

その中のまず1点、トリガイ飼育試験業務委託料が半減した理由は何でしょうか。

2点目、飼育目標数が1万8,000個と報告されました。養殖期間が8か月と短いトリガイの出荷時期と販路開拓については、令和5年度は仙台市内の卸売市場、その他すし店に調査を依頼しているとのことでありましたが、その結果、要するにどのような調査結果が報告されてい

るのでしょうか。

3点目、刺し網漁についてです。

その1点目。刺し網漁業者生活の基盤の安定策として、収穫された新鮮な魚が様々な販路を経由して消費者に適正価格で届き消費される。このことが、この循環がしっかりされていることが生活基盤の安定と考えています。漁協はもとより、町として漁業者の生活を守るため、どのような施策が必要と考えているのでしょうか。

2点目、11月10日の産業まつり会場において、鮮魚魚類・海産物販売は別棟で販売されました。町も産業まつり開催補助金及び職員も加わっていることから、地場産業の販売、アピールのためには来場者がいっぱい来るその集合の場所ですべきではないかと考えられます。別棟で販売されたという理由を伺います。

第2の質問に移ります。

第2の質問は、精神保健事業の心の相談事業についてです。

心の相談件数が平成26年は919件ありましたが、令和4年は256件と減少しています。また、実数は相談・面接は、多分重なってはいると思いますが26人。訪問指導は16人となっています。そこで、以下2点について伺います。

この現状について、どのように評価されていますか。

2点目、自殺対策として令和5年の自殺者は3人ということでありましたが、対策本部会議等において、七ヶ浜町の課題は子供、若者へのケアが必要というアドバイスをもらったという報告がされました。このことを踏まえ、令和6年度はどのような取組がされてきているのでしょうか。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、漁業支援について、第2問、精神保健事業の心の相談事業について回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、6番鈴木恵子議員の御質問、漁業支援についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、アワビ放流事業補助金について。補助金は毎年増えていると。決算特別委員会でもろもろ条件があり、11万個の種苗数と報告された。町として海洋環境の変化も踏まえ、目標をどこに置き、実現に向け何を指標とし、事業評価をしているのかについてお答えをさせていただきます。

宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所では、漁業資源の確保対策として、毎年宮城県からアワビの稚貝を購入し、約11万個を花淵浜、菖蒲田浜、松ヶ浜の3か所の沖合に放流しております。県漁協七ヶ浜支所では、毎年13万個の稚貝購入を希望しているものの、宮城県で生産者稚貝を県内19の漁協支所間で配分調整されるため、希望個数を購入できていない状況にあります。

漁獲量につきましても、アワビの生息地となる藻場が宮城県沿岸全域で減少しているなど、海洋環境の変化があり、減少傾向となっております。このアワビの放流につきましては、町の特産であること、古くから受け継がれてきた貴重な水産資源であることから、毎年目標としている13万個の稚貝確保による放流を一つの指標として、安定した漁獲と次世代にも受け継がれるよう、宮城県や県漁協とも連携しながら事業を継続しているものでございます。

事業評価としては、種苗生産の段階でプランクトンによる成長阻害や疾病の発生等により、安定的な量産体制が構築されていないため対策を徹底する必要があると、生産手法の見直し等改善を宮城県に要望しているところでございます。

次に、2点目の御質問、フィッシャーマンズ・チャレンジについてお答えをさせていただきます。

1つ目、トリガイ飼育試験業務委託料が半減した理由についてでございますが、今年度の県漁協七ヶ浜支所青年研究会に対する業務委託料は予算ベースで430万円であり、前年度の令和5年度における900万5,000円から半減しておりますが、令和5年度ではトリガイ生産量の拡大を目指し、飼育用のいかだ2基を増設する費用が含まれていたものであります。

次に、2つ目の御質問の出荷時期、販路開拓の調査結果は出ているのかについてでございますが、七ヶ浜産トリガイの出荷時期である6月下旬から7月中旬までに、仙台市中央卸売市場やすし店などへ県漁協七ヶ浜支所から試験出荷し、市場での取引価格や顧客への提供価格などの調査を実施しております。初の出荷とした令和4年度は、1キロ4,500円でした。令和5年度は1キロ3,500円で取引されましたが、今年度では、昨年度、一昨年度をさらに上回る1キロ1万円の高値で取引されたところでありまして。

また、すし店においても1貫700円程度で提供され、数日で完売したとの報告も受けており、七ヶ浜産活トリガイに対する市場での好反応と消費者からも高い評価を得たもので、今後への期待が寄せられたと受け止めております。

次に、3点目の刺し網漁についての御質問。

1つ目、収穫された新鮮な魚が様々な販路を経由して住民に適正価格で消費される、このことが生活基盤の安定と考える。漁協はもとより、町として漁業者の生活を守るため、どのよう

な施策が必要と考えているのかについてお答えをさせていただきます。

現在、県漁協七ヶ浜支所における刺し網漁の漁船登録数は69隻と伺っており、漁獲される魚種も多種多様で、それぞれ漁業者が県漁協七ヶ浜支所を介し、高値で取引される市場や仲買人、店舗等に出荷されているとのことでもあります。

町といたしましては、水産振興を図るための施策として、水産資源の維持と漁獲水揚げを確保するため、宮城県や県漁協と連携しながら資源管理型漁業を推進し、作り育てる栽培漁業として、ヒラメ、ホシガレイ、エゾアワビなどの種苗生産、中間育成などの放流事業を継続して行っているところであります。また、海洋環境変化に対応するため、藻場造成事業なども推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、産業まつり会場において、生鮮魚類、海産物販売は別棟で販売されていた。地場産業の販売、アピールのため、来場者が集まる場所ですべきではないか。別棟とした理由は、についてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町産業まつり実行委員会の打合せにおいて、県漁協七ヶ浜支所より、鮮魚や貝などを取り扱うことから、新鮮な状態を保つことと衛生面に配慮し、水道や水槽が備え付けてある魚市場で販売したいとの意向によるものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、精神保健事業の心の相談事業についてお答えをさせていただきます。

それでは、1点目の御質問、相談件数が平成26年は919件であったが、令和4年度は256件と減少している。また、実数では相談・面接は26人、訪問指導は16人となっているが、この現状についてどう評価しているかについてお答えをさせていただきます。

鈴木議員御質問のとおり、平成26年の相談件数は919件ございました。令和4年度の256件と比較すると件数は非常に多くなっておりますが、その要因は東日本大震災の発災後3年余りであったことから、震災による被災者や避難生活等による精神的なストレスにより、メンタルの問題を抱えている方が令和4年と比較しますと多くなっておりました。なお、議員御質問の実数は、令和5年の主要な施策の成果の数字であるかと思われまますので、令和4年の相談・面接の実数については19名、訪問指導の実数については19名であります。現状、心の相談があった場合は、相談のあった方の状況を確認し、場合によっては必要な医療やサービスにつなぐことができていると考えております。

また、複雑なケースの場合は、宮城県塩釜保健所職員と同行して訪問を実施しております。今後とも相談される方の声を聞き、国や県の支援体制を注視しながら対応していきたいと考え

ております。

2点目の御質問、自殺対策として、令和5年の自殺者は3人、対策本部会議等での七ヶ浜町の課題は子供若者へのケアが必要との報告であった。これを踏まえ、令和6年はどのような取組がされているのかについてお答えをさせていただきます。

令和6年度においては、若い世代の心の健康づくり講演会と題し、七ヶ浜中学校においては6月12日に実施し、向洋中学校においては今後実施する予定でございます。また、若い子供たちを見守る民生委員、児童委員向けに悩みをお持ちの人たちから相談を受けた際に、どのような声かけをするのかを中心として学ぶゲートキーパー養成講座を実施しました。そのほか精神科医、七ヶ浜町社会福祉協議会、宮城県塩釜保健所、塩釜警察署、民生委員、児童委員及びスクールソーシャルワーカーの各種団体と連携し、自殺対策ネットワーク会議を実施しており、今後も継続してまいります。

このように若年層に対する自殺対策の取組を実施し、将来のある若者が自殺に追い込まれることがないように、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上、鈴木議員の一般質問への回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、第1問の1、アワビ漁についての再質問をいたします。

先ほど説明をされましたけれども、実は、何年前なんでしょう、代ヶ崎の火力でアワビの養殖をされていましてね。そしてそれが販売され、またいろんな形でネックレスだの、いろいろ広がりました。そういったアワビの養殖、既に過去にやったことを学びながら、官民でそういうものを作っていくような検討はされなかったんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問いただきました、かつて火力発電所内で行っていたというのは、企業側の火力発電の排水を利用した養殖でございます。現時点ではそういった施設がないということと、あとは現時点では宮城県が松ヶ浜にございます水産振興協会のほうでアワビの稚貝生産を行っており、県の漁協支所はそこから全て購入しているというふうな流れとなっておりますので、新たな施設を建ててまでのアワビの種苗というか、そういった養殖は現時点ではちょっと考えておりませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 要するに、県に統一された形で、県漁協に統一された形でやってらっし

やるということなんですけれども、もっと地場の七ヶ浜の今までやってきた、企業でやってたからというふうな形では置かれましたけれども、やっぱり企業のハウツーを本当にできないのか、一緒にやれないのかというふうな検討は今後必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。県漁協のいろいろな指示とか指導とかも大切なんですけれども、町独自としての取組も開拓していく必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） そこにつきましては、新たな技術員というのがなかなか県のほうでも育成できていないということが一つと、町としてその方を育てるのか雇うのかということで、なかなかこの人材の確保という面でも現時点では難しいのかなというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、第1問の第2点目に移ります。

高い評価を得ているということでありましたけれども、今後これを踏まえてどのようにトリガイの拡大というかを進めようとしていますか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まず、課題が多いという部分では種苗生産の確立がまだ確かではないということで、これが年によって、年だったり、気温、海水温の影響で確立されてないという。これが確立されれば、できれば加工とかに処理できないかと、それを例えばふるさと納税の返礼品とかそういったものとして、特産品として拡大できないかというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、刺し網漁についての再質問です。

関係者、要するに浜で捕れた魚、いろんな種類の魚が捕れますね。大きいから小さいのからあれなんですけれど、新鮮な魚が流通される過程というのでそれに関わっている方、刺し網漁の方はもちろんです。それから仲買人の方も、それからお店もありますし、今いろいろところで移動販売を行っている方がいます。それからもう一番大きいのは地元の消費者なんですけれどね。要するに、あそこに行けば浜の魚が手に入るというところを考えて、それぞれの皆さんが、でも七ヶ浜のこの漁業を何とかしなくちゃってとってもみんな心配しているんです。だけど先が見えない、でも何とかしなきゃいけないというのは確かだという思いがあるんですけれども、それはそこにその人たちだけじゃなくて、もちろん漁協も、観光協会も、行政も一

体となってその思いを共有して次に進むための場の設定というのが求められているんだというふうには、私こういろいろ歩いて聞いて思ったんですけど、その思いを共有して次に進むための場の設定についてはどのように考えていますか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 鈴木議員のおっしゃる場の設定というのは、意見を伺うという機会は県漁協のほうに様々な形で日常行っているところです。なお、そういった関係者が集いながらお話し合いをする場が求められれば、ある程度、町としてはいつでもその場に行きたいというふうに考えておりますので、今後もその漁協のほう、まず支所のほうとそういった状況を伺いながら、必要に応じて対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 要請がありましたらいつでもというふうなお考えのようですが、行政ってそうでしょうか。その要請の方向とかいろんな課題を明確にして、何をじゃあ町民が、業者の方が、役場が何を次に動かしていったら、運動していったら、つくっていったらいいのかということを立て上げる場ではないのかなというふうに思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） これまで課題等について、漁協さんのほうには何度も申入れはしてございます。刺し網の方々からも、何名かの方から御意見も伺っております。具体的には流通の内容というよりは海の環境が変わっていると。ですので、捕れる魚も毎回違うと。そういった中で行政が積極して、その水の中の資源をどうこうというのはなかなか難しいところがございますので、捕れた魚の流通だったり販路拡大については全面的に積極的に関わっていきたいと思いますので、今後ともそういった声を聞きながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、第2の質問の再質問をします。

先ほど、県、保健所とかいろいろ連携しながら話し合いをしているという報告がありました、相談を行うということで。実は震災直後に分からないところからいろいろ避難してきた人たちの中からいろいろ課題が出されたという、出てきてああ、この人もいたんだ、この人もいたんだということが出てきたんですね。ですから、行政で把握している部分じゃないところいっぱい課題があるということが、潜んでいるということが、改めて気づかされたんですけども、

そういう上がってこない、結びついてないところに入るという体制はどのように準備していますか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今、鈴木議員のおっしゃったことについてですけれども、御回答させていただきます。

確かに1つの課においては取れないところもありますが、今、我々として、行政としてはいろんな課があります。そこから上がってきた情報というのを皆さん、みんな共有してやっております。1つの窓口だけじゃなく、いろんな分野の情報を共有して我々のほうで、こういう事案があるからどうしたらいいかというのを判断しながら対応しているという状況でございますので御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） なかなか行政に結びつく、いろんなところに結びつく、結びつけられない、結びついていかないところにいろんな課題が潜んでいるというか、そして悩んでいるというのが現状のようなんです。もちろん医療機関にも結びつかない、遠くてね。そういうところに入って行くには、地域に出て家庭訪問をしたり、相談事業をしたりというふうなきめの細かい活動が求められていると思うんですけれども、そういう体制は現在どうなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今、議員さんおっしゃったとおり、これは重々承知しております。現在、我々先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ゲートキーパーという言葉御存じかと思います。そういったことで国においては、自殺、そういう悩んでいる方、孤立をさせないとか、あとは支援する方、そういったことを重々声がけをさせる、それを支援に結びつけ、というような体制をどんどんやっていきたいと思いますというのを国のほうでやっております。我々もそれに合わせてゲートキーパーという養成講座を毎年しております。今までは健康づくり推進員の方、あと民生児童委員、あとは小中学校の先生方、こういったことに気づき、要は相手が声出せないところをいかにして引き出せるか、そういったものをやっていきたいと思います。できるなら目指すところは国民、そういったゲートキーパーという言葉があるんだよということ浸透できれば一番いいんですけれども、なかなかやはり今は始まったばかりだったので、皆さんちょっと何だのかんだのってなりますけれども、今、我々、私たちの健康福祉課としてはそういう一人一人の悩んでいる心の悩み、そういった方たちをいかにして地域で守る、また行政がどう支援していくか、そういうことをやらせていただくような体制づくりをしているとい

うことをございますので御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） いろいろ課題は山積しています。特に、地域とのつながり、人と人とのつながりが非常に希薄になってきている現状の中で、それをつくり上げるというのは民生委員さんもそうだと思うし、保健推進員の方も、地域でなかなか手を挙げない、しない、参加しないという人もいらっしゃいます。そういう横のつながりが弱い中で、どうつくっていくかというのが今からの課題なのかなというふうに思いますので、今後ともよろしく。

以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩をいたします。午後2時35分より再開いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、2番鈴木 篤議員の質問を許可いたします。鈴木 篤議員、発言席に御登壇願います。篤議員。

〔2番 鈴木 篤君 登壇〕

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。議長より許可をいただきましたので、大枠2点質問させていただきます。

まず、大枠の1点目、遠山・境山コミュニティセンターの管理運営についてでございます。

令和6年9月定例会の質疑の中で、「令和7年度末で使用禁止の方向で変更はない」との答弁がございました。この建物は35年以上にわたり地域に根差した卓球クラブが活動の拠点にしていたこともあり、地域コミュニティの構築に多大な役割を果たしてきた建物であります。また、老朽化が進んでいるとはいえ、現在使用している町民がいる状況で使用を禁止するには、相応の緊急かつ合理的な理由があるのだと推察しております。そこで以下の4点についてお伺いいたします。

①番、3団体が卓球で定期的に利用していると聞いております。具体的には、どの地域のどのような年齢層の団体がどのくらいの頻度で利用しているのか、お伺いいたします。

②番、管理体制も含めた施設のランニングコストはどのくらいかかっているのか、お聞きいたします。

③番、以前、床の大規模修繕をしたと聞いております。今回は修繕ではなく、解体を視野に

入れた使用禁止の方向になった経緯と理由をお伺いいたします。

最後④番、該当場所は交通量が極端に少なく、幼稚園や広場が近いので、子供を遊ばせるのに最適な場所です。また、高い場所にあり、防災の観点からも立地条件がとてもよい場所でもあります。修繕を行い利活用を促す考えはないかお尋ねいたします。

続いて、大卒の2点目、10月6日に遠山5丁目で発生した火事についてでございます。

令和6年10月6日、遠山5丁目のスクラップ置場で火事が発生し、一時近隣が騒然となる事態が生じました。私も消防団に所属しておりますので、第9分団の団員として現地に行っておりましたが、今回の火事、結構大きな火が出ておまして地域住民からも非常に不安だという声がたくさん届いております。聞いたところによりますと、当該工場からの出火は直近2年間で3回目、前回の2回はぼやで済んだということだったんですが、そのこともあって以前から問題にはなっていたというふうに聞いております。それを踏まえて今回大きな火が出てしまったこともあり、近隣住民の皆さんが大きな不安を感じております。また、火事だけではなく騒音、悪臭、交通問題に対する苦情も多く出ております。町としてできることが限られていることは重々理解しておりますが、住民の安全を守ることは行政の最も重要な役割の一つであると考えます。そこで、以下3点についてお伺いいたします。

①番、過去2回も含め、火事の原因を町としても把握しているのかお尋ねします。

②番、昨年、町議会では「再生資源物の屋外保管に関する規制内容を定める宮城県条例の制定を定める意見書」を県知事へ提出しております。町では地区住民の相談等に対しどのような対策を取られたのかお伺いいたします。

最後③番、今後、町としてどのような対応を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、コミュニティセンターの管理運営について回答を求めます。須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 2番鈴木 篤議員の1問目の質問、コミュニティセンターの管理運営についてお答えいたします。

1点目の御質問、定期的に利用している卓球の団体利用者の地域、年齢層、頻度についてお答えします。

現在は、主に2つの卓球団体が活動しております。遠山境山地区の高齢者チームと、向洋中学校出身の高校生チームが活動しております。最近はそれぞれ週2回ずつ利用しています。

次に、2点目の御質問、施設のランニングコストは、についてお答えします。

令和5年度の決算額で御説明いたします。電気料が7万1,034円、上下水道料が3万3,460円、消防施設の保守管理料として3万3,450円、合計14万6,284円です。

次に、3点目の御質問、修繕ではなく解体を視野に入れた使用禁止の方向になった経緯と理由についてお答えいたします。

西部地区公民館は1975年に建築され、築49年を経過しております。これまで1994年と2001年に改修工事をしてしておりますが、老朽化が著しいことから、それ以降は修繕を行っておりません。経緯について、昨年度、令和6年2月になりますが、施設利用者の団体利用者代表、各地区の区長さん、分館長さんに現在の利用状況や今後の活動について直接聴き取りを行いました。地区としては、避難所や公民分館を拠点に活動しており、この西部地区公民館の利用については必要性を感じていないとの回答でございました。ただ、活動している団体のうち1団体からは、現在高校2年生が活動しているため卒業予定の令和7年度末までは使用したいとの要望がありましたので、教育委員会といたしましては、令和7年度中はこれまでどおり利用していただき、令和8年度3月をもって施設利用を終了することとしております。

次に、4点目、当該場所は交通量が極端に少なく、幼稚園や広場が近いため子供を遊ばせるのに最適な場所である。また高い場所にあり、防災の観点からも立地条件がとてもよい場所である。修繕を行い利活用を促す考えはないかについてお答えします。

鈴木議員の4点目の御質問については、私は広場も含めて考えてみました。汐見小学校校長と現地を訪れ、遊び場のまず観点について現地に足を運んだところ、まさに文部科学省が今出している子供の命の安全を守る指針があるんですけども、そこで子供たちが小児性愛者やそれから連れ去り者にとって最も好適な場所の説明がこうなっています。交通量が少なく、幼稚園や広場が近いため、子供を遊ばせるのに最適な場所であると保護者や大人が感じてしまう場所というふうになっています。つまり、あそこには御指摘のとおり下に幼稚園もあり、広場もあります。そして夕方4時、4時半になってもその明かりはこうこうとしております。ただ一歩、西部地区公民館の鳥居の向こうに足を踏み入れると、全く街灯はついておりますけれども、あのような場所こそ犯罪者に今、現下の犯罪者にとっては子供の誘拐に最適な場所と認識されています。なぜか。保護者は、近くに保育所や明るい、あそこは結構明るい公園で4時頃行ったときも親子で遊んでおりました。声も聞こえます。そうすると、西部地区公民館に行ってくるねって言った子供たちを親は、ああ、あそこなら安全だと思うからです。そしてまた、道路からは高い場所にあるので道路から見えない。そういうことから、まずこの遊び場としての子

供には最適ではない。そしてまた、今は広場についてもちょっと含めて回答してしまいましたが、修繕を行い利活用を促す考えはないかということを含めて考えますと、やはり3点目の回答のとおり、修繕については考えておらず、建物の安全性も確保できないため施設の利用につきましては終了とさせていただきたいと考えています。御理解をお願いいたします。

以上、鈴木議員の1問目の回答とさせていただきます。

[教育長 須藤 清君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 次に、第2問、10月6日に遠山5丁目で発生した火事について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） 2問目の御質問、10月6日に遠山5丁目で発生した火事についての1点目、過去2回も含め火事の原因を町としても把握しているのかについてお答えをさせていただきます。

鈴木議員御質問の遠山5丁目のスクラップ置場では、令和5年3月3日の夜と、令和5年6月2日の午前中にも火災が発生しており、消防署の消防隊と消防団が出動し消火に当たっております。いずれも集積所に積まれた鉄くずやリサイクル品等のスクラップが燃えたものでございました。消防署並びに警察署において出火原因を調査いたしました。出火原因の特定には至らなかったと報告を受けております。

次に、2点目の御質問、地区住民の相談等に対し、どのような対策を取ったのかについてお答えをさせていただきます。

町では、当該スクラップ置場が設置された頃から、宮城県塩釜保健所と情報共有を図るとともに、保健所と一緒に現地への立入調査を行うなどして状況の把握に努めてまいりました。これまでのところ、当該事業所において騒音等公害に関する違法行為は確認されていない状況となっております。

次に、3点目の御質問、今後町としてどのような対応を考えているのかについてお答えをさせていただきます。

火災の発生後、消防署から事業者に対して3回ほど指導を行っております。今後も町の安全安心のために、消防署、消防団、宮城県塩釜保健所及び宮城県廃棄物対策課と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） では、大枠1点目から再質問をさせていただきます。

遠山・境山のコミュニティセンターなのですが、ちょっとあそこ場所が非常に分かりにくい場所にあります、七ヶ浜町民の皆さんでもなかなか御利用になった方って少ないかと思うんですが、まず1点目として、その老朽化云々というところなのですが、私実はあそこは利用者で卓球クラブの出身者でして、ちょっと思い入れが強いものですから、主観的な意見になってはいけないなと思い、実際に利用されている方とかにお話を聞いたり、何年ぶりですか、20年ぶり以上ぐらいに現地にも行って、いろいろ写真撮ったり確認したんですが、確かに老朽化はしているんですが使えないほど老朽化が進んでいるとは到底思えないんです。現時点でも高齢の方々も使っていますし、ですから何をもって使えないほどの老朽化というふうに判断されているのか、現地に行って確認したのか、というところをまずお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。

西部地区公民館、コミュニティセンターと言われる建物ですけども、教育長の答弁にもありましたとおり、既にもう50年近く経過しているというところで現地のほう、耐震診断、震災前です、震災前に耐震診断を行いまして、かなりちょっと安全、セーフではあるんですが、確定ではない状況、その後、震災後になりましてその後は診断はしておりませんが、議員さん御確認していただいたとおり、公道、運動施設の床面はかなり今でも使える状態ではありますが、建物の躯体等については50年経過ということで、ちょっと町のほうとしても危険度があると判断しまして、こういった結果、利用者のほうに相談させていただいたというところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうすると、一部分は使えるかというふうなお答えかと思ったんですが、なぜ全体を使用禁止にされるのか再度お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 建物ができた経緯なんですけれども、あそこの建物、西部地区公民館、遠山・境山地区コミュニティセンター、境山の今の公民分館ができる前にあの建物が完成しております。境山の住民の方が、以前の古い公民館があったと思われるんですが、そこではなくて新しいものということで共同で使う建物をあそこに建築したと。今の状況ですと、区長さん、分館長さんに相談した結果、避難所、遠山ですと避難所、境山ですと公民分館、こ

ちらのほうを利活用できるということで、当初建てた目的は達成したのかなというところも踏まえて、そういった判断をさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 私も遠山に在住して47年になりますので、公民館みたいな役割として使われていないというのは十分認識しているんですが、ただ、実際のところ今、卓球の団体とかが使っているわけですね。使われている中でというところで考えると、使用禁止にする必要は、必要性が合理的な理由がないように思うんですが、その辺りって何か、例えば高齢者の方が使ってらっしゃいますと、別な場所を提供されるとかっていうんだったら分かるような気もするんですが、明らかにあの環境で卓球できるところってあそこしかないと思うんですね。利用者がある中でというところで言うと、ちょっと今のが合理的だとは思えないんですが、すみません、再度お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） やはり安全性の確保ができない建物だというのが第一です。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 安全性が確保できない建物を今町民の皆さんに貸し出されているということになってしまうかと思うんですけれども、であれば修繕すべきだと考えますが、重ねていかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 確かに議員さんがおっしゃるとおり、安全性が確保できていない建物を今貸しているという状況は理解できます。ただ、やっぱり利用者の御意見もありましたので、実際、今後どうなるかは分かりませんが、利用したいという、ここまでは利用したいということがありましたので、そこを尊重させていただいて、教育委員会としてそういった令和8年の3月、令和7年度末をもって閉鎖という形の御報告をさせていただいたところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） この関連から行くと話が堂々巡りになりますので、角度変えます。

意見聴取されたということで、確かにいろんな方にお話をお伺いしたところ、町の職員の方がいらっしゃってお話を聞いてくださって、令和7年度末まではそういうことであればというふうな御配慮をいただいたというのは私も確認して聞きました。ただしそこで、ここ大事な観

点だと思しますので、ちょっと質問させていただくんですが、説明にいらっしゃったときに建て壊しを前提でどうされますかというふうに意見を聴取したということをお伺いしまして、それだとちょっと話が変わってくるのかなと。確かに建物は古いわけで、町のほうとしてはという話をされれば、利用者の方はそれであればということになると思うんですね。決してその卓球を指導されていた方だとか、利用されている方々も心から納得しているわけではなくて、使いたいんだけど、町のほうでそういう説明があったのでという形での、それを納得と呼ぶのかどうか難しいところだと思うんですが、その辺りしっかり使われている方の意見とかというのは聴取されたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 教育委員会の施設に対する質問でございますけれども、実はこの施設につきましては、50年以上たっているというようなことで、この中では私が一番古いのかなって、年齢が高いんで、そうすると経緯そういったものについては私が承知しているというようなことで、それは回答させていただきます。ただ、今後どういうふうにするかというようなことについては言及は避けたいと思しますので、その辺を御理解の上、お聞きいただければというふうに思います。

実は、一時誰も使わなくなった時期があったんです。それで、ただ何で残ったかといいますと、管理人がそこに住んでらっしゃったんです。管理人を追い出すわけにはいかないというふうなことで、建物を本来であれば取り壊すというふうな計画で持っておったんですけれども、管理人がいる間、建物を取り壊すわけにはいかないというふうなことでそのまま残した経緯がありました。その後、卓球でというふうなことで青少年があそこを利用するというふうなことになりましたので、当分の間は、じゃあそういった卓球の練習に使われる間、高校生とか中学生とか小学生とか利用していたと思うんですけれども、その方たちの利用が終わるまでは、じゃあしばらくはそのままにしておこうかというふうな話があって、現在に至っているわけでございます。そういうことから、前提としては、あそこは取り壊すんだというふうなことで歴史をつないできたというふうなことでございますので、そういったことから教育委員会では取り壊すという前提で考えているんだというふうな回答になったかと思うんです。今後の利用につきましては、教育委員会のほうで回答すると思しますので、経緯については御理解いただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 経緯に関しては理解しました。また角度を変えまして、利用を希望され

ている方、今利用している方と、あと私のところにどうしても関係性もあるものですから、その卓球をしている方とか、これから卓球クラブをつくりたいとか、そういった方々からもどうにかならぬのかみたいなお話とか御相談もあるんですが、今卓球で利用されている方々が卓球を続けられる環境を、どこか別なところで提供するとかというお考えはないのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 卓球に限らず、あるサークルの方とかバドミントンやっている方とか、そういった方々につきましては、当然西部地区公民館ではないんですけれども、生涯学習センターの軽運動場なり、あとアクアリーナなり、そちらのほうを利用はしていただいている状況でございます。ただし、コミュニティセンターについては料金設定はございませんので無料で使っていただいておりますが、そのほかの施設につきましては登録制で減免になる、ただしゼロではないんですが、そういった形で利用していただくのは可能になるかと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、そういう活動をしたいという方が、町民の方がいらっしゃるれば御相談に行ったりはできるという形で捉えて問題ないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 午前中の仁田議員の御質問の御答弁でもあったんですが、とにかく人が大事と。これまさしく私も聞きながら本当にそのとおりだなと思ひまして、やはりその地域のクラブ活動みたいなのがって有意義だと思うんですね。私なんかもそうなんですけれども、やはり七ヶ浜に非常に愛着持った、私自分で言うのも恥ずかしいんですが、人間に育ったのはやはりそういう活動を通してだと思ひます。卓球に限らないと思うんですけれども、ぜひこれからの若い方、30代の方ですとか、20代の方ですとか、それこそ自分がやっていたので子供にも同じスポーツを通して経験させたいと、そういう若い方たくさんいらっしゃると思うので、そういった方が町内に声が上がったときに柔軟な対応といいますか、できない前提ではなく、どうやったらできるのかというのを考えて対応をお願いしたいというふうに思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育長。

○教育長（須藤 清君） 篤議員の気持ちよく今、拝聴しました。その観点について、今ここでバチッと結論出しませんが、基本的には生涯学習課長が言ったことでそれをつないでいきたいと思います。ただ、私が一番最初に言った答弁のところも、時代が変わって、ああいう場所こそ今子供、青年にとってとても危険な場所であるという認識もお願いしたいなと思います。つまり、あそこは完全に管理された、つまり職員が常駐しているとか、そういう環境整備がなければ、とても子供たちだけ、あるいは高校生たちだけをあそこで活動させるというのは、今のこの国の青年を安全に成長させるという常識に完全に反しています。そのことは認識いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） その点に関しては、いたく納得しております。私の観点になかったので、なるほどと思いました。ただ、コミュニティセンターのあの場所でなくとも、私がお伝えしたかったのは、若い方々がせっかく七ヶ浜に愛着を持ってここで子育てしよう、スポーツを通して地域コミュニティを形成しようという動きがあることに対して前向きにお答えをいただきたい。コミュニティセンターのあの場所が、確かに誘拐とかそういった危険性があるというのは確かにそうだなと思います。この話はこれ以上続けましても、堂々巡りになってしまうかと思しますので、もう一つ、大卒の2点目のほうに移らせていただきます。

10月6日に起きた遠山5丁目の火事についてというところなんですが、先ほど町長の御答弁にもあったとおり、何か町でできることというのは非常に限られているんだというのは重々理解はしているんですけども、法令違反とかそういったものがあればやりやすいんだとは思いますが、法令違反だからやめなさいで済むと思うんですけど。ただ、その法令に違反していないからといって、何か動きが取れないというのも、私近くに実家あるんですけども、非常に地域住民からするとなかなか心苦しい部分があるといいますか、私も老いた父と母が実家におりますので、ちょっと怖いんですね。ちなみに境山の議会報告懇談会に私出席させていただいたんですけども、ちょっと担当ではなかったんですけどいろいろ出席させていただいたんですけども、境山の方からも出たんですよ。この間の火事ってどうなったのというような、ということは、やはりそれだけ大きな火事であり、近隣の方々が不安に思っている。そして火が上がったときに、またあそこかという形だったんですね。ですから、そこに対して町として、ちょっと言い方が失礼になったら恐縮なんですけど、もう少し本気で対策をお考えいただけないかというところをもう一度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御指摘のとおりかと思えます。付近住民の方々の不安というのは、私どもも重々承知しております。実際、役場にはあまりあちらのスクラップ置場についての苦情、問合せというのはほとんど来ていません。来ていないんですが、実際地区の方々から陳情書が上がってきた。それを町議会で受け付けて、県に対して意見書を出しているという動きがある中で、様子を地区住民の方々は御覧になっているんだろうなということで認識しております。決して安心しているから問合せをよこさないとか、苦痛に思っていないから苦情をよこさないということではなく、とても気にしてらっしゃるんだというふうに認識しております。そういうこともありますので、明確な法令違反がないから何もしないということでは決してございませんで、町長答弁にもありましたとおり、塩釜保健所と一緒に現地のほうに行って状況を見たりとかということもしております。必ずしも法令に基づいた指導というのはないとしても、何がしかその状況を把握しながら、内容を聞いたりとか、こちらとしてこの辺の安全配慮をお願いしたいとか、ということは事実上行っております。そうやってあの中でどういう状況になっているかというのが分からなければ不安もますます大きいかと思うんですが、役場としては県と一緒に新しい建物ができたとか、というような状況を随時見ながら事業所の方々とも話をしながら、何ていうか、我々も気にしていますよと、あなたたちの活動気にしています、付近住民の方々も不安に思っていますというようなメッセージを発しながら、安全管理に気をつけていただく。そういったことを促してまいりました。ただ、残念にも火事は実際に起きております。そういったことも踏まえて、やれることは限られているかもしれませんが、今後とも継続して努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 御答弁いただきまして、町としてもできる範囲の中でいろいろ考えてくださっているというのは非常に分かりました。ただ一方で、2回あって3回目が実際に起きたわけで、大きな火事が出ているのは事実なわけであって、今までと同じ対応ではまた火事が起きかねない状況が続いていて、そこに住民の方が住んでいらっしゃるということで考えるともう少し一歩踏み込んだ、どういう形になるかは分からないんですが、対応が必要なのかなというふうに思うんですが、そのあたり再度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 火災におきましては、火災が起きた3回、その後に現地調査というのがございます。そちらのほうで伺ったときに、原因は分からないんですけれども、原因

と思われるものはバッテリーとか電池とかそういうものが含まれている可能性があるのですが、そういうのは取り外してくださいという指導を行ったり、あと火災が起きるのが従業員がいないときが多いそうです。なので、従業員がいない場合でも監視カメラをつけていただいて、それで監視してくださいというお願いも消防署のほうからしております。こちらのほうとしても対策としてはその程度しか取れないというのが現状でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） これ指導とかが入ったというのは、いつの話になるんでしょうか。この間の火事が起きた後、それとも起きた前ということになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほどちょっと説明足りませんでしたけれども、過去に起きたその3月3日、6月2日、10月6日の後に必ず現地調査というのがあるので、そちらの段階で指導を行っているということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それですとその都度、当該スクラップ置場を経営されている会社さんのほうには現地調査の上、そういった指導はされているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） もろもろ問題はあるとは思いますが、そういった動きを町でやられているというのを、何かしらの方法で地区の皆さんにお伝えするというのは難しい面もあるかとは思いますが、とにかく地元住民の方、あの場所というのがちょっと大きな道路から離れているところでして、近くに住んでいらっしゃる方が限られた方なんです。その中の1人が私なので、私のところにもたくさんお話いただくんですが、とにかく皆さんおっしゃっているのが、何をやっているかが分かんないから怖いと。どういう施設かも分かんないし、何で火が出ているのかも分かんない。だから結局分かんないから怖いんですよね。ですから、原因とか町としてもこういう対策はしていますと、安心できるかどうかは別として、そういった説明というのはあってもいいのかなと思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） あその場所については、本当に町としても最初分からなかったんです。

材木屋さんというか、木材関係の敷地だったものですから、何であそこに鉄くずがというふうな、積まれているのかというようなことで、あるとき外に出たときに私も境山なので、何だこの音はということ、破砕機の音ですか。これはとんでもないって言ったら失礼ですが、ちょっとした問題になるなというのはすぐ分かったものですから、担当課に県の保健所に行って廃棄物関係ということで、現地の方へすぐ行ってくれというふうなことで行ってまいりまして、それで大分その事業者さんのトップの方と話をしてもらったり、保健所の方からもこれ産廃じゃないのかって言ったら、いや違うと。有価物だと。廃棄物処理法の規制対象外だというふうなことで、なかなかその折り合わない部分もありまして、それで騒音とか、あとは粉じんが問題になるのかなということ、その事業者さんは多賀城でも仙台港のほうでやってらっしゃるというふうなことで、そちらはそちらで大分粉じんの関係でいろいろとけんけん、いろいろやってらっしゃるといふことで、法には何もあれしていないと、多賀城は工業専用地域、七ヶ浜は工業地域だというふうなことです。それで火災とかも起きていろいろ問題あったんで、その辺は議会でも6月の、令和5年6月28日ですか、議会のほうでも現地に赴いていただいて、総務産業常任委員会のほうですかね、現地視察をしていただいて町職員も同行している状況を見ていただいたということ、我々も決して何もしていないわけではなくて、いろいろその状況を見て、上の機関というか県とかにお願いをしている。私も直接県の廃棄物対策課のほうに行って、廃棄物Gメンとかいらっしゃいますので、その辺であの状況についてしっかりと見てくださいということをお願いしています。

県議会でも、その件については県議会議員がその有価物の関係で規制対象外の有価物について一般質問を県議会ですされております。これは七ヶ浜に限らず県全体のことなので、そしてなおかつ罰則規定とかも町となるとなかなか厳しいものですから、幅広くその辺を県の少なくとも条例、条例化していただくとか、さらには罰則規定を設けていただくとか、その辺を何とかお願いしますということ、今、県のほうに働きかけていると。ここ2年ほどお願いをしているというふうな状況で、そして先進地とかも、そういった先進地というかそういった場所で問題になっている地域はないのかって言ったら、千葉県の方でもそういった部分であるというふうなことなので、その辺どうなっているのかいろいろ聞きましたところ、どうもああいう有価物については、産業廃棄物と違ってあくまでも有価物なんだと、使える資源なんだというふうなことで、高さ制限はされているんですけども、それ以外の何ていうんでしょう、騒音規制とかそういった部分とかは、その用途地域に応じて基準があるものですから、それに違反していなければどうしようもないんだと。ですから、もうちょっとシビアな管理を、管理とい

うかそういったものの規制をというふうなことで、今お願いしているというふうな状況でございます。

なかなかこの件については、いろいろとこれまで過去3回もの火事も起こされて住民の不安を起こしていますし、そういった部分ではお願いしている。ただ、騒音の部分については最近なんです、少し以前よりも静かになったなと思ったら、建屋、結構建屋を造って、その部分では大分規制をされたのかなと。あとは北西の風がああ場所って強いものですから、粉じんの関係についても建屋の関係で今はさほどそういったことはないようですけれども、今後も引き続き状況を見ながら、すぐ県並びにその廃棄物対策課、さらには塩釜保健所の産廃関係も含めて、さらに現場の立入りをさせていただいたり、行政指導をしたりというふうな形で考えているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） いろいろ動いてくださっているというのはとてもよく分かりました。先ほどお聞きした、その辺りとかを地域住民の方にお伝えする方法という部分に対しての御答弁がなかったように思ったんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まだ働きかけている段階で、きちんとしたその回答というか、まだそういったものが途中でございますので、我々としてはそういった関係機関のほうに要望、働きかけをやっているという段階で、その辺がもう少し明確になった時点では、やっぱり住民の方に何らかの形で周知しなければならないなという思いではございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） なかなか難しい部分もあるのだとは思いますが、どのぐらいのスパンで働きかけの結果というものは出るものなのか。お答えできる範囲で全然構いませんので、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、町としてできる範囲が限られている、そういった部分では県の条例化とかそういった方向に向けて何とか、上の上位機関でそういった規制なり、指導なりの対応ができるようにしていただきたいというふうなことでお願いしている状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） なかなかいつまでとかというのはなかなか難しいんだろうというのは分かりました。確かに私も住民の方に御相談いただいて、いろいろ自分なりに調べた結果、千

葉県で何か条例が決められたとかという記事を見つけたんですが、そういったところも踏まえて県のほうに強くといいますか、しっかりと七ヶ浜町として強く働きかけはしていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今後も議会のほうで意見書出されていますよね。それも含めて今後しっかりとそういったことをさらに要望してまいりたいと思います。

○2番（鈴木 篤君） 承知しました。以上です。

以上で自分の一般質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後3時30分より再開いたします。

午後3時19分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤直美議員、発言席に御登壇願います。佐藤直美議員。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

まず1問目、教育環境改善についてになります。教育環境の改善を求め、7点お伺いいたします。

1点目、現在、図書の先生は小学校3校で1人、中学校2校で1人のため、児童生徒が図書館を利用できるのは指定された曜日のみとなっています。児童生徒が好きなきに図書館を利用できない状況は必ず改善すべきと考えるが、各学校に1人ずつ配置していない理由と今後各学校に1人ずつ配置する考えはあるのかお伺いいたします。

2点目、来年度の各学校の特別支援学級数とそれらの学級に配置される支援員の数は何人でしょうか。また、来年度の各学校からの支援員の配置希望数は何名なのか、来年度は各学校からの希望数に応えられるのか、配置希望数にもし応えられない場合、なぜそれができないのか理由の説明を求めます。

3点目、別室登校やステップルームの必要性が非常に高まっていると考えております。教員や支援員の配置が、その別室登校やステップルームにも必要と思われます。各学校からの状況

を聞き取り、配置する予定はあるのかお伺いたします。

4点目、小学校で実施されているC R Tテストは年1回のみだが、年度途中の学力の定着度を把握するためにも年2回実施する考えはないのかお伺いたします。

5点目、来年度から中学校の教科書が変わることが決まっていますが、それに付随する解説書や副教材等々いろいろなものが新しいものが必要になります。小中学校どちらも教壇に立つ教師が指導するに当たって必要なものは何なのか聞き取りや調査をし、購入できるように予算をつける考えはあるのかお伺いたします。

6点目、中学校、中体連参加補助金、郡と県に関してですけれども、令和6年3月会議の予算審査特別委員会で質問した際、「令和7年度に向けては金額の変更等も視野に入れながら検討すべき」との回答でした。2校に実際にどの程度必要なのかなどの聞き取り調査をし、令和7年度の補助金を増額するのか、また、振込時期に関してですけれども、学校側でも立て替えることは困難なため、中総体前に振り込むべきであります。その考えはあるのかお伺いたします。

7点目、現在、七ヶ浜町教育委員会のホームページは他市町村のようなものが存在しないが、今後作成する予定はあるのかお伺いたします。

2問目、学校教育支援センターについてです。

現在、生涯学習センター2階多目的室の半分を利用し設置されているが、利用者が増え手狭になってきているのではないかと感じます。また、児童生徒の中には集団の中での生活に困難を感じる子供もおります。そういった際に落ち着いて静かに過ごせる部屋も必要であります。また、生涯学習センターの閉館日が月曜日なため、児童生徒は月曜日そちらのほうに通えない状態であり、月曜日は欠席扱いになっております。月曜日を通える環境づくりが必要ではないでしょうか。上記のような状況から別の場所、例えば、以前アイグラン保育園に貸し出していた「いろりの家」などを利用することも考えられるが、町としての考えはどうかお伺いたします。

以上、2問です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、教育環境改善について、第2問、学校教育支援センターについて回答を求めます。須藤 清教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 7番佐藤直美議員の1問目の御質問、教育環境改善についてお答えします。

1点目の御質問、児童生徒が好きなきに図書館を利用できない状況を改善すべきと考えるが、図書の先生を各学校に1人ずつ配置していない理由と今後1人ずつ配置する考えはあるのかについて回答します。

学校図書館は、昭和28年制定の学校図書館法により、授業や教育活動に不可欠な教育設備として各公立学校に設置されています。それから69年後、平成26年には長い年月を経て改正され、学校教育法の下、さらなる充実が求められており、国には校長を学校図書館長とし、司書教諭、教諭、学校司書、いずれかの免許を持つ専門職員を配置した上で運営していくことが義務づけられています。しかし、国の財源不足により配置できている学校は全国で1割に満たない状況です。全国の小中学校の図書館は、校長の教育方針の下、運営されており、教育活動に図書館をどう利用するかは学校の工夫の下にあります。

本町で小学校3校に1人、中学校2校に1人配置している会計年度事務職員は、図書館の先生ではありません。事務職員として学校の図書館の整理などを行っている職員でございます。よって、現在そのことによって図書館の事務が遅滞している事実はないので増やす考えはありません。なお、国に対しては、議員御指摘のとおり、図書館のさらなる活用を活発にするために、法のとおり図書館専任の教諭を配置するよう、全国校長会、全国教育長会で厳しくロビー活動をしているところです。

2点目の御質問、来年度の各学校の特別支援学校数と配置される支援員の数、学校からの支援員の配置希望数について応えられるのか、応えられない場合はその理由について、についてお答えいたします。

令和7年度の特別支援学級数は現時点で、小学校14学級、中学校6学級の予定となっております。支援員についての希望数は16名です。配置の可否については現在検討中です。検討に当たっては、支援員の配置が特別支援教育の原理に照らして、児童生徒の指導に最適かどうかを中心に進めています。特別支援教育の原理とは、支援の必要度が高い児童生徒には最も指導力のある教師が必要であるということです。あるいは複数の教師と言ってもいいでしょう。児童生徒の実態は、一人一人複雑かつ多様であり、家族への援助も伴います。その困難さゆえ教育、医療、福祉、脳科学等の知見と実践力を持つ教師が求められているということです。これは国においても、特別支援学級においては補助教員をつけるというふうな表現がなされています。支援員というのは全く教育の免許を持たない一般の方ですので、一般の方を最も難しい学級に配置するという考えは実は誤りです。なぜ誤りがこの昭和、平成と続いてきたのかについては、これは学校長の考え方に誤りがあると私は考えています。なぜなら、学校長には校長初任研の

ときに、このことが厳しく指導されているからです。ただ、国の支援員配置要員としては、例えば毎日のように自傷他害を繰り返す子供のそばにいて抱き留める人、あるいは、車椅子なんだけれどもその車椅子のフィット感とかが著しく難しい子供、そこは支援員の配置も可であるとしています。また、支援員には、単純に簡単に支援員を配置した場合、ハードルの高い補助業務が必要となります。全国では、実はそれに比べられず支援員さんを配置したことによって、児童生徒の発達課題をさらに深くしてしまった事例が数多く報告されており、配置の適否は慎重な判断が求められています。

各学校から希望があった場合には、まずこの原則を踏まえた上で、場合によって教育委員会、校長、保護者、子ども未来課、保健師、学校支援センターのソーシャルスクールワーカー等により、チームでアセスメントを取り入れて、支援員配置がその子の特別支援教育が本当に進むかどうかを協議して配置することとしています。

以上、支援員については、配置によって当該児童生徒の未来の可能性を絶対損なってはならないように、支援員さんを慎重かつ真摯に配置については進めているところです。

3点目の御質問、別室登校やステップルームの必要性が高まっている、各学校から状況を聞き取り配置する予定はあるのかについてお答えをします。

必要性の高まりについては、もう議員さん御指摘のとおりです。全国の不登校児童生徒数が先月発表されたばかりですけれども、令和3年度から令和5年度、僅か2年間で全国で24万人から34万人、2年間で10万人増加してしまうほど不登校は社会問題と認識されつつあります。よって、現在、文科省、こども家庭庁、内閣府等、省庁横断で公教育の在り方そのものが論議されています。とはいえ、当面学校による対応が主であることには変わりません。

よって、別室なら登校できる児童生徒への指導やステップルームの設置は必要と認識しており、ここでも教員の配置を県教育委員会を通して国に強く求めているところです。これは全ての都道府県でも行っており、令和6年度までの現状では要求がかないにくいどころか、不登校問題を抱えているにもかかわらず、ステップルーム等への教員の配当は減少の方向にあります。

令和7年度については、ちょうど今この時間もやっているでしょう。文部科学省の予算要求を財務省が査定しており、現時点で配置の予定については回答できかねますので御理解ください。

4点目の御質問、小学校で実施されているCRTテストは年1回のみだが、年度途中の学力の定着度を把握するためにも年2回実施する考えは、についてお答えします。

私はこの質問は、町議会で行う質問というよりも、校内の研究体制の中で吟味されるものと

認識しておりますけれども、ここでは回答いたします。

小学校C R Tテストは、到達度評価の性質を持っています。つまり進級時に、前の学年で勉強した基礎事項の定着度をはかり、新年度の授業づくりや補習に生かす資料として活用するということです。議員御指摘の年度途中の定着度ををはかることはとても重要です。ただ、新学年の内容については、単元ごとの評価によりはかることが可能であることから、年2回実施の考えはありません。

5点目の御質問、教科書に付随する解説書や副教材などについて必要なものの聞き取りをし、予算化する考えについては、について回答します。

議員は中学校について質問されておりますが、実は小学校は昨年教科書の改訂がありまして、そのときにはこの質問は出てこなかったと記憶しております。中学校ということで回答します。

教師の仕事のベースは児童生徒の実態を捉えた上で単元の目標を達成するために様々な手法を自力で考えていく授業づくりにあります。昭和、平成時代には学級の児童一人一人を思い、翌日の授業準備をすることによって教師力を高めてきました。児童生徒に自分の頭で考えろ、考えなさい、考えてごらんなさいと考える力を育むためには教師自身が悩み考えなければ、どうすれば考える力を伸ばすことができるかという教師の力量の育成は望めません。現在、問題視されている長時間勤務は部活だけで生まれたわけではなく、授業を考える時間によって生まれていました。それによって昭和、平成の教師は鍛えられ、育てられており、教師育成のこれは鉄則でした。

議員御指摘の解説書は、教師にとってマニュアル的性質を持つものです。どんな仕事でも仕事を覚えていくプロセスには苦勞が伴います。考えを実践し、間違えてまたやり直しての繰り返しの中で職の専門性を身につけていくものだとして認識しています。子供に当たる教師であるなら、あるいは患者に当たる医師であるなら、なお、このような専門職では、ここがとても重要になります。しかし、現下、学校は教員不足に陥っています。初任層が大量に採用されています。また、長時間勤務は、社会全体で是正が進んでいます。この実情を考えたときに、やっぱり苦澁の私は判断しましたけれども、マニュアルを使って授業づくりの授業準備削減を図らざるを得ない。よって、小中学校とも各学年、各教科に解説書を配備し、初任層が標準的な授業に臨めるようにすることが必要であると考えており、購入については準備しているところです。

副教材については、教科書の改訂いかん関係なく、進級によって必要となるため、その新学年での副教材を保護者に問い、負担していただき活用することはこれまでどおりです。

6点目の御質問、中体連参加補助金に関して令和7年度の補助金額を増額するのか、また、

振込時期に関して中体連前に振り込むべきであるのかその考えは、についてお答えいたします。

このことについても、私は校長会等でこういう議論がなされ、県のですね、校長会でなされているので、議員さんにはこういうことはもう少し待って情報を摂取していただいてもいいのかなと思いましたが、お答えいたします。

令和7年度の予算に関することについては、現時点ではお答えできません。各中学校の中体連参加費用決算額等を確認し検討してまいります。

当該補助金の事前振込について学校に確認し、必要に応じて七ヶ浜町補助金等交付規則に基づき対応してまいります。

7点目の御質問、七ヶ浜町教育委員会ホームページを作成する予定はあるのかについて回答いたします。

七ヶ浜町は、小中5校ともホームページを立ち上げており、5校のリンクにより、学校の実情、子供の様子については誰もが閲覧できるようになっています。教育活動の情報提供は十分であると認識しています。また、教育行政上の手続の案内等は教育総務課に誘導できるよう、町のホームページの子育ての 카테고리や、あとはもう一つの 카테고리のところで、そこにたどり着けるように簡便につくられています。現時点でホームページの作成の予定はありません。

また、教育委員会のホームページの作成のある町と、その町の子供たちの学力向上等の相関関係については、研究もエビデンスもなく、これは必要ないと判断しています。

以上、1問目の回答といたします。

次、2問目の御質問、学校教育支援センターについて回答します。

利用者が増え、設置場所が手狭になってきていること、月曜日も通える環境づくりが必要であるなどから別な場所も考えられるが、町としての考えは、についてお答えいたします。

本町の学校教育支援センターは、不登校対策を中心とした通所相談機能、しかもソーシャルスクールワーカーを利用した相談機能を有する施設として、宮城県教育委員会のモデルセンターになっています。つまり、各市町村とも七ヶ浜の支援センターのまねをしてほしいということです。

モデルとなった理由は、学校や他機関との連携が綿密で、ケースワークが密度濃くなされていること。

2つ目、児童生徒の通所率が、人数割ですね、例えば、A市は児童が1万人を超えていて3人とか7人、不登校の数はぐっと多いんですよ。でも、ここの通所率は10人前後です。つまり

他市町村より格段に通所率が高いこと。

3、状態悪化を防止する活動がなされていること、高校進学に向けた指導がなされていることの3点にあります。全国の傾向と同じように、実は今小学校の不登校が激増しています。昔、中1ギャップという言葉がありましたが、今ありません。小学校が今とても不登校の大変な学年となっています。

議員御指摘のとおり、本年度は小学校の通所が多く静かな環境を求める生徒や勉強に集中したい生徒には、日によってにぎやか過ぎると感じる実態があります。センターでは、多目的室をパーティションで仕切ることにより、二部屋の状態をつくり、その日その日によって通所生徒のバランスは違いますので、児童生徒の実態に応じた支援を行っているところです。

次に、月曜日については、平成26年の開所当時から学校との近接はやっぱり重要だという認識は変わっていません。そこで、月曜日は学校に近づいていく。あるいは登校の機運となるチャレンジデーとしています。月曜日に親子で、あるいは夕方に家族で学校に近づいていく練習をずっと促しているところです。

最後に、センターは現有の職員ととても一人一人多様な課題を抱えた児童生徒なので、その良好な関係性によって成り立っています。職員は本当に心を砕いて関係性をつくっています。また、タブレットを利用し、学校とのzoomのつながりによって、学校との関係も切らさないよう児童生徒が行きやすい場所となっています。

よって、いろりの家などのほかの場所に第二のスペースを設けることには大きなリスクを伴うと考えています。この10年間培ってきた不登校児童生徒にとって、よりよい居場所としての風土が維持できなくなる可能性があり、また、現在の場所のみでの開所について、所長をはじめ、来年度も継続ができると認識をしていることから適当であると考えております。

以上、佐藤直美議員の一般質問への回答といたします。よろしく申し上げます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） まず、図書館に関してなんですけれども、聞こうかなと思っていたところを答えていただいたんで、よかったなと思ったんですけれども、図書の先生じゃなくてスクールサポートスタッフのところを申請してそれが下りて、スクールサポートスタッフだということで、この間の決算の9月決算のときの補正のときで聞いております。なので、その観点から言うと、やっぱり5校に1人ずつ置いて、いろいろな今教員不足だってもう毎回毎回おっしゃっているんで、いろいろなことをしていただいたほうがいいと思うんですけれども、その図

書の先生というふうに私たちは認識はしていますが、そういった観点から、先生方の業務のお手伝いをするという観点から各学校1人ずつ配置する考えはないのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、最初図書の貸出しの部分で整理させていただきたいんですが、まず学校にスクールサポートスタッフというか、図書の事務員が小学校3校に1人、あと中学校2校に1人となった経緯のところだったんですけれども、その部分はまず全体予算の中で、ほかの支援員との調整というのが必要になりまして、当時学校にも相談させていただいて、それで現状とニーズを確認させていただいて、小学校に1人、中学校に1人というようなことで大丈夫ですというようなことで理解をいただいているというようなところでございました。

そういった流れもありますので、今まだこのまま各学校に1人というようなことはちょっと考えていないというようなこととなります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） その3校に聞いた時代というのは、教育長が須藤校長として亦楽小学校に赴任されていたときのことなのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 3校に1人、2校に1人になった時期につきましては、令和5年度からです。令和5年度からになります。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、令和5年度って去年ですよ。これCRTテストのこととちょっとがっちゃんこして質問させていただきます。

CRTテストは、先ほど教育長がおっしゃったとおり、前年度の成果等々を見るというところで年に1回やっていると。こちらCRTテストの結果です。私、これもろもろ全部息子と娘たちの全部を取っているんですけれども、去年のところにこのCRTテストに、学力向上に向けて今後の取組ということで亦楽小学校から配付されたものです。学力低いんですね、全体的に。教育委員会の定例会でも小学校今学力低いって、この間教育長、教育委員の皆さんにおっしゃっていましたよね。何でかなって考えたんですよ、私。何でだろう。そうしたら、ここにいろいろ息子のものをあさって見ていたら、「様々な文章に触れ、書かれている状況を想像

できるようにする、読書タイムをつくり読書量を増やすことで様々な文章に慣れさせます。そうすることで一つ一つの言葉に注目して状況を理解できるようにしていきます」これにこう書いてあるんですけれども、まさに令和5年度から曜日決められたら図書館に行けませんよね。これ結果に出ていますけれども、どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） そこに書いてあるとおり、校長にはタブレット時代だからこそ本当の文章に触れる、図書館の本を読む、そういう習慣づけを促してまいりました。そのとおり学校は頑張っているんですけど、令和6年度の同月比、小学校127%貸出し量が増えています。あと中学校が107%貸出し量が増えています。だから学校ではその方針に従って、私1人で考えているわけではないですので、学力向上のために読書必要だねということは。だから各5校とも読書の促しを一生懸命やってくれているんだなということによく分かります。

そして、図書館の利用の方法なんですけれども、これはもう様々な工夫アイデアがあり、例えば、A小学校では4年生の国語の教材でごんぎつねという物語があります。そのときには新美南吉が書いた童話集を図書館から学級文庫に1か月程度移動してくるだとか、あるいは中学校の説明文の中で、500年の年月を通して水というのは今、湧き水として出てくると。今皆さんが飲んでいる湧き水は500年の歴史があるなどの説明文があるときには、例えば森林、科学の関係の本を積極的に読ませるように促したり、そういうことによって工夫をしています。

今議員が、好きな本を好きなときに読めるという環境はこれは大事ですよ。そこについては、図書館の先生がいるいないにかかわらず、ほとんどお昼休みに子供たちは行っています。昼休みだと図書委員会や、あるいは校内には実はさっき言った司書教諭の免許を持った教員がいるんです。そのことを本当は図書館に配置したいんですけども、人数が足りないので昭和、平成ずっと図書館の教員を担任にしてきたわけです。これは私は国の問題だと思っていて、町の問題ではない。なので、各学校にその教諭がいることによって図書館、さっきの学校図書館、校長が図書館長として図書館を開けるということになっているんですね。そういうことで、昼休みにはそういう図書の先生の下、委員会の子供たちが活動するなどして好きな本を選ばせる。あるいは先生がもう1時間連れて行って、この時間は連休に読む本を好きな分、3冊ずつ借りておいでなどの工夫をしていたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） いつも国のせいだ、県のせいだって結構支援員のこととかも全部そのせいにされちゃって、そうすると私が国会議員にならないと訴えられない問題になりますよね。

そうじゃないんですよ。そうじゃないんです。これ七ヶ浜中学校の図書だよ。前期多読者ベストテン4月から9月、1位で133冊、2位で86冊とかといろいろ載っています。これ図書の先生じゃないのに、事務の先生としていらっしゃるのに、こうやって丁寧に作ってらっしゃいます。子供たち中学生になるといろいろあって、なかなか図書館にやっぱり足運べないんですよ、毎日じゃないと。その時間帯に委員会あったり部活あったりとか、いろいろなんですよ。先生方、子供たちには毎日本読んでほしいし、図書館に行ってもらいたいと思っていますけれども、本当に先生方人数が足りなくて、そこまで手が回らないんですよ。図書の先生として来ていらっしゃる先生も週に2日しかないので、本にこうやってビニール貼ったりシール貼ったりとか、そういう仕事で手いっぱいなんですよ。

そこで、それでも先生方の努力で増えましたっておっしゃっていましたがけれども、あの図書管理システム、二市三町で学校として移行していないのは七ヶ浜だけだというふうに私聞いたんです。この図書管理システムに、もし学校としても移行していたらその図書の先生がいらっしゃらなくても、そこまで先生たちが努力しなくても、もちろん先生方努力しているのは私も痛感、しっかり分かっています。でもこれ以上やっぱりいろいろな業務がある中でというのはちょっと難しいなというのも分かっています。なので、これお金はかかることですが、町の図書館等で使っているこの図書管理システムというものを、七ヶ浜としても入れてみようかというふうに考えたことはなかったのか、あったのか。こういったシステムを学校に入れられることというのは多分御存じだと思うんですけども、そういった前例があるのは分かっていたのか、それだったら町レベルで何とかできるんじゃないかなと思うんですけども、国や県関係なしに、どうなんでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 子供の実態を見て、現時点では要らないというふうに考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 要らないというのは図書管理システムが要らなくて、毎日子供は別に図書館に行って本を借りなくてもいいですよということで理解してよろしいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） いや、それは私は極論だと思います。毎日借りたい子供はちゃんと先生に言って、あるいは自ら昼休みに行って借ります。本当に読みたい子は。なので、その図書管理システムがないからといって毎日読めないということは、これは結びつかない論理だと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうですね。ただし、やっぱりそういった環境を整えてあげるのが大人の責任なんじゃないかなという観点からも、貸出し返却もこれがあればスムーズに資料も管理しやすくなるということで、図書に働いている先生方のお話した方からお聞きしたときあるんですけれども、そういったところは別に必要のないものだというふうにお考えなのかお伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） いや、困り感を聞いたり、あと職業についてどうかと聞いたりする総務課として面接、まず採用のときに面談しておりますので、もちろん話を聞くことは重要だと思っていますし、働かせ放題、教員は今そう言われていますけれども、そのようなことは私は働き方としては好ましくないと思っています、議員の言うとおりの困り事があつたらいつでも教育委員会に来てもらいたいなというふうに思っているところです。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） ですので、困り感があつたから私今回一般質問させていただいているんですけれども、やっぱり毎日好きなときに行けるという状況をつくってあげることが大切なんだ。うちも4人子供いる中で一番下は多分そんなに読まない。でも、誰々は読むかもしれないって、やっぱりいろいろなんですよ。なので、そののところをもう一度考えていただければなと思って、次の支援員の質問に移ります。

こちら、これも国や県やということでおっしゃってました。勘違いをしているということまでおっしゃっておりました。免許のない支援員の先生をそこにつけることがどうなのか、補助教員をつけるのが一番だ、ではなぜ補助教員をつけないんですか。

○議長（安倍敏彦君） 教育長。

○教育長（須藤 清君） 財源がないからです。これは国ですね。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） というのを学校側も恐らく言われているので、今本当に1つの学校で、七ヶ浜中学校ですけれども、特別支援員の先生がお二人いて、それではやっぱり足りないということで学校自体でボランティアを探して、ボランティアの先生に来ていただいています。保健も学校側で探して入れております。これというのは、やっぱり学校のニーズに応えられていないんじゃないかな。教員、補助教員をつけるのが一番ですっておっしゃっていますけれども、必要なんですよ。希望数からマイナス1だったから、つけているんですよ。そういったと

ころで支援員をつけるのは、補助教員をつけるのが一番だと言っているレベルの話じゃないかと思うんですけども、そのところいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 必要に応じてつけるということです。しかも、七ヶ浜、七中の今ボランティアに来てくださっている方は教員免許を持っている方です。専門家です。なので、私はそれを認めました。ただ、根本的なことを考えてほしいんです。特別支援の子供の心の中身、頭の中身、親の思い、根本的なところを考えてほしいんです。そのときに、あなたへの子供は何にも、ハローワークで応募した、応募してきた方でいいですよという話は、親にとってどうなんだろうと。それはまた障害の種類によりますから、先ほど言った車椅子の移動に体重がとても重いのもう1人必要だというときに、もう1人の支援員を配置してもらいたいなと親は思うだろうし、そのことによって自分の子供が指導されることは何も私は思わないと思います。ただ、現代の子供の発達課題がとても複雑になっていることは議員御承知のとおりだと思います。ここにあるとおり、もう医学の手を借りずには解明できないところがもうほとんどですし、それから脳科学がどんどん発達してきたので、そこもそれに合った指導というのが今どんどん開発されています。その中で、親は実は知っています、それを。教員よりも特別支援が今この国でどれぐらい進んでいるかというのは、もう自分の子供の問題ですから教員よりも勉強しています。そうすると、自分の子供がどのようにその学校で扱われているのかということは、親にとって大きな問題であるし、あとはそのことについて十分な知見がない支援員さんが、もちろん担任のレクチャーは受けるものの、子供がいる時間ずっとそのことができるわけではありません。担任が、例えば離席をしたときに、普通の子供のように見える子供さんもたくさんいるので、あんたこんなことして駄目だよと、例えば言ったとする。その一言によって、その子が自傷、他害に走るなどのケースは今どんどん出ています。なので、支援員さんをつけるときには本当に慎重に見たいと私は思っています。なぜ、補助教員は必要なのかと、補助教員はそれを大学でちゃんと特別支援教育の勉強を受けてきているからです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） じゃあ、そのボランティアの方は教員免許持っている。じゃあ、各学校ではなくて、なぜ町で探さないんですか、県とか国がそこには配置しませんよ、加配できません、その予算取れませんって言うんだったら、町独自で、町で自分でなぜそれをやらないんですかというのが1点目と。

それからそれに併せて質問したいんですけども、というか状況多分分かってらっしゃると思うんですが、特別支援学級に配置される支援員の先生だけではなく、今、教育長多分一番お分かりなんだと思うんですけども、普通学級にもいろいろな症状といういろいろな児童生徒がたくさんいます。私1回小学校に見学に行ったときに、行事があつて行ったときに、普通に体育館に2つのクラスが活動していました。先生方、担任の先生いらっしゃいましたってなると1人の児童の子がすごいやっぱりいろいろ走り回ったりやっぱりする子はいます。そのときにその担任の先生が付きっきりなんです、その子供に。ずっと付きっきりなんです。私は支援学級の先生なのかなと思つたら、もう1人やっぱり重い症状がいる子がいて、そのところに支援員の先生はついていました。ずっとついてらっしゃいました。そうすると大勢の子供が体育館にいるのに、担任の先生は1人で違うクラスのほうに見ていて、あれ、こっち、あれっと思って教頭先生だったり主任の先生で入れ替わり立ち替わり見に来たりとか。だから支援員の先生というのは普通の普通学級にいる子供たちのそういった支援が必要な子と、そういった支援が必要な子に目が行くので、その担任の先生の補助なり、その子供がやっぱり教科書ちょっとどこめくつたらいいか分からないって前もお伝えしたと思うんですけど、そういった支援ってできると思うんですよ。なので、なぜそれを町独自で予算をつけてもらうように、なぜ動かないんですかというのが、毎回質問しているんですけど、毎回クリアな返答をいただいていないので、もう一度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） いや、私はこれ以上クリアな返答はないと思うんですけども、人間に対する専門性ということをまず頭に置いてください。人間を相手にした専門性。例えば、教師の仕事、教育原理の中で、医者の仕事、職性と私たちは比較されます。例えばその医療現場において新任の、例えばインターンが扱えないような患者が来た場合、院長はそのインターンあるいは新任の医者をその患者さんにあてがうということはありません。最も必要な技能を持った医者をその患者さんにあてがいます。そして、1人の医者では足りないときには副、副でつきますよね。それは病院に行くとよく見える。そこで、その専門性の中でその患者さんに対して普通の素人の方ができることってないと思うんですよ。そのことと、様々な障害に悩んでいる子供と保護者の本当の気持ちのところに寄り添える、学校の論理じゃないですよ、学校の論理、校長が苦勞しなくても済むという論理じゃなくて、学校の論理じゃなくて子供と親の論理から見たときに、特別支援の持った子供、それからその御家族の苦勞というものは、それは議員さんもあちこちで見聞きしているでしょう。私もずっと向き合ってきました……

(「すみません、議長」の声あり)

○7番(佐藤直美君) ちょっと時計止めていてもらってもいいですか。私の質問は、なぜ七ヶ浜中学校がそうやって特別支援が必要だって言って自分で見つけたのに、なぜ町が独自で動かないんですかって。特別支援学級にいる、そういう障害を持っている子供のみならず、これって普通学級にいる子供たちにもみんなに関わることなんですよ。だって、そこに目が行かないでしょう、先生、校長先生やってらっしゃったから分かると思うんですけど。なぜなんですかということ質問したので、ドクターの話とかは分かりました。何回も説明いただいているので、そのところ答えていただけますか。

○議長(安倍敏彦君) 須藤教育長。

○教育長(須藤 清君) これはね、私、県の教職員課長にも話していることと同じなので、ここで同じように話します。町教育委員会は、2月、3月になると私も校長も含めて、もう何十本、何百本電話をします。これは教員探しです。そこで見つからない。しかも学校が今、若者に人気がないので、さらに見つからない。そのときに4月の県教育委員会の教職員課長というのが文部科学省から来ているんですけれども、市町村の校長先生や教育長さんたちが地域にいる教員を探してくださいと言ったわけですね。私はそこでぶつかりました。何回電話したかと。何十人に声をかけたかと。それで見つかった市町村があります。78歳ですよ。78歳の方が見つかって特別支援の支援教員になりました。そして半月で疲れてお辞めになりました。今、学校現場はそういうことになって、そういう状況なんです。その中でも、本質を外すことはできない……

○議長(安倍敏彦君) いや、教育長分かりますけれども、要するに見つける努力はしているということですか。(「もちろんそうです」の声あり)その旨をなぜ見つけられないのかとか、そういう具体的に佐藤議員は聞いているのであって、根本的に必要だと思っているんでしょう。

○教育長(須藤 清君) 教諭であれば必要な子もいます。でも、ただ、校長の論理で必要だと思っている子もいます。そこははっきりとアセスメントして区分けをしなければいけない。そして、今、議長さんから注意を受けましたけれども、探す活動はもうあらゆる人脈を使ってやっているということです。

○議長(安倍敏彦君) 佐藤議員。

○7番(佐藤直美君) あと教諭だけじゃなくて、私支援員に関しても聞いていたんです。なので、特別支援学級にも何回も同じことを言っているんですけど、特別支援学級にいる子供たちだけではなくて、児童生徒全部の問題だと思うんです。これ校長先生が必要だからって言っ

ているんじゃないくて、ここにもあるとおりの学校に聞き取りをして、どんな支援員、どんなところで必要なのかというのを本当に理解されているのかなって、それって3番も一緒なんですよね。別室登校やステップルームの必要性が高まっている。これは本当におっしゃるとおり高まっているっていうんだったら、今も中学校にはあると思われま。七ヶ浜中学校はあります。なので、まず向洋中、それから亦小、松小、汐見小、ここにも併せてちょっと聞きたいんですけど、別室登校というのはつくられているんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 特別名前をつけているわけではないですけども、最も効果があった学校、不登校を半分にした学校は、今年汐見小学校です。汐見小学校がなぜ半分になったか、教員全員でその子に当たったからです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） ということは、ないってことですか。（「そうです」の声あり）はい。それでは、でもある学校もいるんですよね。なので、そういう子供たちが登校してきたときに今の学校の状況って、学校全体でその子に向き合いたいって絶対先生方思っているんです。でも、現実的にできないんですよね。登校してきても誰も先生やっぱ授業に行かなきゃいけない、特支のほうに行かなきゃいけない。これしなきゃいけない、これしなきゃいけないと職員室空っぽになりそうぐらい先生の数足りないという場合もあります。そういったときに、その教諭にこだわって、教員免許持っていてとこだわってなくても、私はいんじゃないかって。だって学校側が必要だ、子供たちも必要だというふうになっているのであれば、なぜそこを少し心を広くして、ああ、本当に必要なんだなというふうに考えて、これやらない方向に向かう、やる方向に向かえないのはなぜなのかなと思います。これってこの別室登校、本当に必要だというのであるのであれば、そういったところ、教員や支援員、支援員の配置でも私は自分子供通わせておりますけれども、そういったところでいろんなところに支援の手が回るのであれば、そうすれば図書だって週2日だったの3日開くかもしれないじゃないですか、いろんなところに手回っていくのでね。なぜそういうふうを考えられないのかなって、保護者とか生徒とか教員、それから校長、教頭、いろんな意見を聞いてなぜお考えを変えることができないのかなって。やっぱりフレキシブルにやっていかないと今の時代いろいろとやっぱりうまく転ばなくなるんじゃないかなと思いますけれども、そこのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 図書館の補助員と支援員等々を一緒には考え……（「すみません」の声あり）

○7番（佐藤直美君） 一緒じゃないです。支援員が入れば、違うそこについていた労力、先生方がやらなきゃいけないのって分散されるので、図書先生とかもいなくても図書館を開けられたりとか、いろいろな可能性が広がるんじゃないかというふうに考えます。それを質問しました。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず図書館については、だから現状必要ないというふうに現場は思っていて、そう動いていて大丈夫です。

次、特別支援員については、特別支援を受ける子供の未来を潰すわけにいかないという、これは絶対の原理です。そうしたら、最適なことをするほかないじゃないですか。正解はないのだから。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 私、日本語しゃべっていますよね。特別支援学級にいる子供たちだけじゃなくて、そのほかの児童生徒、通常学級に通っている児童生徒、それかもしかして今はインクルーシブなので、普通学級にいるもしかしてニーズがある児童生徒もいるかもしれない。なので、支援学級にいる支援員のみじゃなくて、プラスアルファでいろんな手があればいいんじゃないですか、それが学校が必要としているんじゃないんですか、ということで聞いているんですけど違いますか。（「分かりました」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 特別支援教育で今、宮城県の指導者の1人に東北福祉大学の鳩原 潤准教授がいます。この人は宮城県の教育委員をしていて、光明養護支援学校、利府支援学校の校長を経た人です。この方は中学生については絶対支援員をつけないという原則を打ち出した人です。なぜか。中学生はこう感じます。支援員の先生が僕のところにいる。思春期というのは比較と評価の中で生きていますよね。自分を見つける時期です。そうすると周りから、ああ、須藤は支援員の人がいないと学校に来れないやつだという差別感情を生む可能性が高い。そしてその事例が数多く報告されている。よって、子供の自己肯定感が物すごく下がる。下がった結果、その子の持った障害が悪化する。なので、中学校での支援員は配置することは原則やめてほしいということを宮城県教育委員会を通じて校長会に話しているところです。

以上です。

- 議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。
- 7番（佐藤直美君） でも学校は必要というふうにおっしゃっていますよね。確認です。
- 議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。
- 教育長（須藤 清君） 学校が必要でも、子供が必要でなければ、これはそこにミスマッチが起きるだけじゃないですか。
- 議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。
- 7番（佐藤直美君） 大きくいろいろ考えると、教育長、学校、児童生徒に一人一人それ聞けませんよね。ということは、やっぱりこういうことを決めるときって学校長、教頭の話聞いて、いろいろ運営を考えていくんじゃないんですか。PTA会長とかに話どうですかって聞きに来てもらったときもないですし、どういう方法じゃあ各学校の意見というのを吸い上げるんですか。校長の話聞かないと吸い上げられないんじゃないんですかね、どうなんでしょう。
- 議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。
- 教育長（須藤 清君） 毎回の校長会、あるいは教育委員会で全てそれは、話は校長会から出てきますので校長から。話は全部聞いています。
- 議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。
- 7番（佐藤直美君） それを聞いてもやっていないところで理解しました。
- それではC R Tテストに移ります。
- こちら学校の先生、話をしたときに、やっぱりC R Tテストを2回ぜひやってほしいと、そういう声がありました。やっぱり学校の先生としては、この春に受けるものは前年度の、自分の担任として教えていないときの学力が反映されますよね。何回も多分先生見てらっしゃるので分かると思いますけれども、小学校は国語と算数2つのみです。これを12月に受けて、その結果が出てきたというときはその学年のそこまでの先生方の、担任の先生方の教えるそのどういふふうにしていたのかというのを、もろ感じるというふうにおっしゃっていました。なので、これもやっぱり、これはこういうもんだというのではなくて、やっぱり各学校にしっかりとヒアリングをして、意見聴取をして決めるべきだとは思いますが、そのところはいかがでしょうか。
- 議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。
- 教育長（須藤 清君） その教員がいれば教員と対話したいと思います。あるいは、その教員がいる校長がいれば、校長の考え方が間違っているということを改めて指導したいと思います。
- 議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、次に移ります。

中学校の教材、これ小学校も一緒なんですけれども、小学校のときはなぜ聞かなかったのかって言われちゃいましたけれども、これは私の一般質問のいろいろ質問するあれもあるので、ちょっと今回一般質問させていただいています。

この解説書に関しては購入できるように準備しているとおっしゃっていましたが、これ副教材というのは保護者、我々が買う副教材ではなく、それについてくる例えばCDだったりDVDだったり、それからデジタルでいろんなことが見れるような、ほか市町村では必ず教育総務課が準備しているもののことを私は質問しておりました。そういったものも学校が必要です、これはぜひ購入したいといったものを予算をつけていくのかどうなのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず副教材、今デジタルとかっておっしゃいましたね。実はデジタル教科書については、まだ国としては審議中なんです。デジタル教科書を学校で使うかどうかというのは、まだ国として本当の方向性は決まっていらないです。（「すみません、デジタル教科書じゃなくて副教材のことを言っています、先生が使えるものです、QRコードで読んどか」の声あり）必要に応じてだと思いますね。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） それもですね、例えばそういった令和5年度だったら数学と理科のものは中学校だったら入りますよ、令和6年度だったらデジタル教科書というか教師用のものが理科と社会、本当は数学も欲しいんです。本当は国語も欲しいんです。ただし、英語は全生徒、全教員、これで見れるようになってるんですよ。これは国が予算をつけて、どの学校でも平等に英語だけはできるようになっています。そういったところです。学校が、今回はちょっといいでしょう、どうぞどうぞ先生、今回は国語やってくださいじゃなくて、毎年それを譲り合わなくてもいいようにしっかりと準備できるのかというところの質問です。先生方って一生七ヶ浜にいるわけじゃないでしょうね。ほかの市町村からも異動されていますよね。そうするとほかの市町村で使えていたのに、ああ、七ヶ浜に来たら何もないじゃないかってなったら、誰もどの教師も七ヶ浜に来たくなくなりませんか。私も自分英語を教えていたときあるんですけども、やっぱりそういったものがないって本当に大変ですよ。やっぱり教員されていたのでよく分かってらっしゃると思いますが、そのところいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まずそのような言葉、議員の格としては今聞きますけれども、全ての教員がそうだというわけではないということを私は感じています。

それからほかの、七ヶ浜に来たくなるんじゃないかということについては、これは全く違うので、発言を撤回してほしい。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 撤回しません。そういうふうにならないですか。だって、今まで使えていたものを、他市町村で使っていたのに七ヶ浜に来たらそれがないと自分から一から作らなきゃいけないとか、先ほど御説明されたように、昭和、平成の時代は何もなく教師が自分で全部準備して、それが養われていったというふうにおっしゃっていますけれど、今その時代ではないですよ。今は令和ですよ。なので、やっぱりどこの市町村に行っても同じように教師がそういった副教材だったり、そうやって赤本だったり、解説書だったりを使えて、しっかり教えられる環境を整えるということイコール子供たちの学力向上にもつながるし、やっぱりそれって働き方改革にもつながると思います。なので、私からしてなぜそういうふうを考えるのかも、ちょっとどうなんだろうというふうに逆に質問したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 働き方改革から話しますね。これは時間削減だけを言っているのではなくて、教育の質の向上も言っています。教育の質の向上については、やっぱり教師、人です。午前中のおりです。この人が成長するためには、マニュアルに頼る時間というのは少なければ少ないほどいい。でも、この後に今の状況だと1年ぐらいは使わせることが必要だと判断している。でも1回それにはまってしまうと、もう自分で考えることをしなくなってしまう。自分で考えることをしなくなってしまった教員の群れ、その中で子供たちって喜ぶだろうか、喜ぶはずがないと私は考えています。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 私、英語を教えるときマニュアル使います。けれども子供たちついてきます。成績も上がります。だって教員だって勉強し直さなければいけないよね。アップデートしなきゃいけないですよ。60歳の教員だろうが、25歳の教員だろうが、今この時代で勉強しなきゃいけないものを勉強しなきゃいけない。1年間は頼ってもいいですよという、ちょっとそここのところは理解できないんですけども。考えはよく分かりました。なので、私が言いたいのは、とにかく学校にしっかりとヒアリングをして、教育総務課としても何が必要なのか

というのを教育委員会の考えはさておき、しっかり現場ファーストでやっていただきたいなと思いますが、そのところはやっていただけるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 私は、現場ファーストではやりません。子供ファーストでやります。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○7番（佐藤直美君） 現場ファーストイコール子供ファーストです。毎日向き合っているのは先生方です。私も先生方と話す機会たくさんあります。子供たちと話す機会もたくさんあります。小学校もそうです。現場ファーストになる、子供ファーストになるのであれば、やっぱり働いている方々の話を聞く、先ほども言いましたけれども、教育長が各学校に出向いて一人一人と子供と話せる機会というのは今ないんじゃないんですか。なので、やっぱり先生方のお話を聞くというのが一番確実にその学校が何がニーズとして必要としているかというのも聞けると思いますけれども、そのところ教育総務課長どうなんでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 各学校のそのお話というのは、まず予算のときとかしっかり10月頃になるんですけれども、学校でしっかりもんでもらって、必要な部分について議論していただいて、学校として上げていただいて、そこでしっかり時間かけてヒアリングをして、必要性とかそういったところを確認させていただいておりますので、引き続きそういった形で対応していきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、6番目も一緒ですね。先ほど答えられないということだったんですけれど中総体の補助金、これは昨年度予算のときに課長は違う、課長まだ異動されてなかったので佐藤課長が答えてくださいました。その後も学校が教育総務課のほうにいろいろやり取りしたときにも、50万円だったものをやっぱり上げなきゃいけないというお話にもなっているはずなんですよ。なので、今現在、1年間、今年ですね、大体向洋中学校はトータルで35万円、40万円以下でやっぱり県大会に出なかったりとか、水部の県大会がなかったりとかすればこれは金額は下がります。でも、七ヶ浜中学校は剣道部が県大会に出た、水部の大会もあります。バドミントンも県大会に出ましたというと、新人戦すごくお金がやっぱりかかりました、実際に。これも試算したところ、来年度は恐らく中総体も北地区です。どっちも向洋中も七中ももういろんなところに行かなきゃいけない。大和に行かなきゃいけなかったりって、も

う本当に広範囲なんですね。そのところ、やっぱりもう120万円程度ぐらい必要なんじゃないかという試算出ています。これ分担費で保護者がPTA会費取られるときに年度初めに5,000円とか取られています。それを本当に5,000円のままで大丈夫なのか。しかも今、部活動って任意なので、皆さんPTAにうちの子供部活入ってないのにそれって5,000円払わなくてもいいですよという保護者も出てきます。これは皆さん、今年度はPTAのほうでお話をし
て皆さん同意して払ってくれます。でもこれってこれから変わっていきます。それなのに七ヶ
浜は前と一緒に50万円、しかもそれ分担費でもうとどめているお金もなくなるのに誰がこのバ
ス代を立て替えるんですかという、やっぱり話にまでなるんですよ。今は分担費あります。
今までためてきたものとかありますけれども、でもこれからがらっと変わります。そのとこ
ろちゃんと聞き取り調査、ヒアリングしていますか。そのところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 5校のうち、七ヶ浜中学校の校長先生からのみ同じことを言われてい
ます。聞き取りはしています。（「中学校2つだけです」の声あり）だからそうやって聞いて
いるうち、小学校でもいろいろお金かかることがありますからね。七ヶ浜中学校の校長先生のみ、
このことを何度も私は話をしているところです。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） と、お話をしているの結果はどうなのかというところが一般質問なんで
すけれども、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） まず、その中体連の参加費の部分なんですけれども、その部分
については、決算額とかあとその内容を見ながら、また町と保護者の負担バランスとか、そう
いったところを見ながら検討したいというふうなところでございます。

あと町の、町バスも利用していただいている部分もありますのでその辺も併せて。あと中身
をちらっと見ますと、公共交通機関で行けないところもないっていうようなところもあるので、
中学生レベルでも公共交通機関で行けるところもあるので、そういったところも見ながら全体
的に見て、そこは見ながら検討するというような形になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 公共交通機関で行っているところも分担費からとして補助しています。
なので、それも含めての金額です。なので、これは子供たちが一生懸命頑張る者にやっぱり応

援すると思うんですね、町としてやっぱりしっかりと応援してくれているからこそのこの補助なんだと思うんですが、これがやっぱりそういったいろいろなルールで、年度初めに、例えば補助できないっていうのであれば、ほか市町村でやっている、例えばもう町のほうでバスを予約して、町のほうに直接バス代を払って、それから町のバスも出してっていう方法もあると思うんですよ。そうするとかかったお金だけ、やっぱり補助という形じゃなくて支払いということで済みます。先生方がわざわざ会計に入れて出したりなんたりしなくてもいい方法もあると思うんですけれども、給食センターのほうでもそういうふうにして、やっぱり金額のお金のやり取りというのはやってくださっています。なので、そういった方法というのは考えたことはないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 今のお話は一つの考え方なんですけれども、繰り返しですけども、先ほどのような形で検討をするということでございます。

あと、公共交通機関のお話なんですけれども、そこは公共交通機関で行ける場所であってもバスを利用したという、そういったところがあったので、そこはうまくもう少し削減できるなというようなところが、そういったところも見られたということなので、全体として考えていければなというふうに思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） これって来年度のPTA会費とかというのもやっぱりいろいろ関わってきます。なので、もし町がそうやって子供たちに補助できないとなると、やっぱりこれってちゃんと教育委員長の名前で教育委員会からこうこうこういうわけでやっぱりできません、なのでこれからは受益者負担になります、ということとかもお示ししていかなきゃいけないときが来ると思うんですけれども、そういった判断を町としてはいつやるのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 中学校から今、部活がなくなる。今、地域移行から地域展開に変わりました。中学校から部活はなくなります。これはまだ年度は決まっていますが、そのことについて県の教育委員会から10月29日に3人の担当者呼んで、我々教育委員会の課長、それから4人の職員と聞き取りをしました。その中で、だからまだそこがとても、これは前も言いましたけれども、はっきりしたものが、だから中体連もこの4月からあるかどうかまだ分からないんですよ。それでどういう大会の仕方をするかということのを県で決めていないんです

よ、今。国も決められないんですよ。その中で中学校はできるだけのことので近隣の市町村とやっていますよね。これは、だから今本当にその移行期の混乱を現場が受けているということで、今課長が言ったとおり、そのときのニーズを聞いて決めていくということを保護者に理解していただくほかない。それは発出していきます。（「いつまでって聞きました」の声あり）だからそのいつまでは今分かりません。言えるときは必ず発出します。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 来年度の中総体もあるかどうか分からないということなんですけれども、ある部活、スポーツとかではもう来年度はこうこうこういうことで話進んでいますし、いつ話するか分からないってなったら、保護者も学校もどうやって準備するんですか。なので、いつですか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） それはいつかちゃんと示せるように、この間教育委員会呼んだんですけども、示せないというのでもう少し聞き取りを進めていきます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） あと59秒なので次に移ります。

ホームページに関しては、各学校一生懸命やっています。そうではなくて、七ヶ浜の教育委員会のホームページとして、引っ越してきたい人が汐見小の名前分からない、亦小、七小、分からないっていったときに、松島のホームページのように一目見てクリックしたらそこに行ってその学校をクリックできるようなホームページのことを話しています。そういったものはないのか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問については、既存のホームページの中でその辺検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） お願いします。

教育支援センターなんですけれども、アイグラン保育園に貸し出していたろりの家は第二ではなくて、多目的室ではなくて、そこにすっぽりと移動して、そうすると分離できるので月曜日も開館できて子供たちが来れるんじゃないかという意味での提案だったんですが、そういった場所はお考えじゃないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 現時点では考えていません。ただ、また令和7年度の不登校の状況があると思います。それを見ながら、場合によっては検討の材料に入るかなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 通っている子供からの意見で月曜登校できるようにしてほしい、保護者からは保護者をサポートしてくれるところも必要、同じような気持ちを持った人たちが話合いができればいいなというふうに声を聞いています。月曜日、開館しても夕方学校に行けますよね。なので、そここのところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育長。

○教育長（須藤 清君） 同じように、私ももう何百の保護者と何百人の保護者親子とお話をしてきましたけれども、みんな違います、思いは。今、直美議員におっしゃった保護者はそういう思いを持っているということは分かりました。ただ、それが全ての子供に当てはまるかどうかということは、これは私は当てはまらないという結論を持っています。100人いれば100通りのアプローチの仕方がある。そのために月曜日登校のところは残しておくことが今のところ適切だと考えています。（「すみません、保護者の質問したんですけれども、保護者が話し合えるようなところも質問していましたけれども、そういった同じ境遇の」の声あり）保護者には保護者同士の話合いについて案内をしたりしていますけれども、まず、保護者の中には、これもやっぱり100人の保護者がいれば100人、波長の合う保護者であれば入りたいけれども、その場所に行くことがとても苦痛になる、だからそういう集まりはつくらないでほしい。今、大勢はつくらないでほしいに傾いています。特別支援を持ったお子さんたちの会も昔は盛んにありましたけれども、今そこに行くことが苦痛になっている保護者が圧倒的に多いです。そういうことを、そういう現実の中で、今、定期的にそういうことを開いていないということです。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 皆様に御連絡いたします。

会議規則第9条、会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により会議時間を延長して行いますのでよろしく願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。午後5時より再開いたします。

午後4時51分 休憩

午後5時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、1番鈴木洋市議員の質問を許可いたします。鈴木洋市議員、発言席に御登壇願います。鈴木洋市議員。

〔1番 鈴木洋市君 登壇〕

○1番（鈴木洋市君） 1番鈴木洋市でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

大綱2問、まずは1問目、生涯学習センターの運営についてです。

先般8月の全員協議会において、生涯学習センターの現状や課題、今後の活用方法などについて説明がありました。また、その後、教育民生常任委員会の所管事務調査として、生涯学習センターの今後の運営について担当課より、現在の運営状況や問題点などについて説明を受けたところであります。これまで施設の一部の大規模改修も進められてきたものの、施設全体の老朽化や利用者数の減少などが課題となっております。また、施設の償還については既に終了しているとのことでもございます。

生涯学習センター全体の運営効率化するために、法的な位置づけを整理し、機能の再編や集約化を図る必要があるとも考えております。また、利用者層の多様化や民間の企画力の活用を進める上でも、施設の機能的な整理は不可欠であります。今後の適正な運営や維持管理、そして利用促進をどのように進めていくのかが問われております。そこで、生涯学習センターの今後の運営について、以下の点をお伺いいたします。

1点目、生涯学習センター全体の現在の利用者層について、年代別、目的別の具体的なデータをどのように分析しているのか。また、利用者層の多様化や新たな利用者層の取り込みに向けた施策を検討しているのか、その具体策があれば伺います。

2つ目、法的な位置づけの再検討についてです。現在の生涯学習センター各施設の法的な位置づけ、中央公民館や老人福祉施設などについて、再検討や変更を行う予定はあるのかお伺いいたします。

また、機能の集約化と再編について、生涯学習センター内の各施設、中央公民館、老人センター、元気茶屋の機能の見直しを図り、利用者層や目的に応じて再編・集約化を進めることについて町の見解をお伺いいたします。

3つ目、生涯学習センターの運営において、民間の企画力やノウハウを活用することで施設を活性化し利用者を増加させる可能性について、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

4つ目、生涯学習センターに関する利用者の意見収集は、これまでどのように行われてきた

のか。

また、今後さらに幅広い意見を集めるための新たなアプローチについて町の考えを伺います。

5つ目、生涯学習センターの活用方法見直しに当たり、具体的にどの部局が連携をし、またどのような体制で検討を進めているのかお伺いいたします。

次に、2問目、防犯対策についてです。

昨今、全国的に民家を狙った犯罪が話題に上がり、住民の関心は高いものがあります。3月の一般質問でも取り上げ、その後、みまもり自動販売機1台が設置をされておりますが、定点の防犯カメラについては検討する旨の回答をいただいております。住民の安心安全な暮らしを守るため、さらに防犯対策を強化する必要があると考え、以下の点についてお伺いいたします。

1つ、みまもり自動販売機の増設の考えはないかお伺いいたします。

2つ目、定点の防犯カメラの設置に向けた検討はされているのか、内容も含め進捗状況をお伺いいたします。

3つ目、一般家庭において防犯対策に関わる費用の一部を助成する考えはないかお伺いいたします。

以上の点について回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問目、生涯学習センターの運営について回答を求めます。須藤 清教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 1番鈴木洋市議員の1問目の御質問、生涯学習センターの運営についてお答えいたします。

1点目の御質問、生涯学習センターの利用者層について、具体的なデータをどのように分析しているのか、また、利用者層の多様化や新たな利用者層の取り込みの施策の検討はしているのかについてお答えいたします。

生涯学習センターにつきましては、公民館条例に基づき午前9時から21時30分、午前、午後、夜間の区分によって利用いただいているところです。利用者層といたしましては、町内が8割、町外からの利用者層は2割となっておりますが、年齢層については現時点で詳しく把握しておりませんでした。しかし、利用状況といたしましては、平日の午前と午後を中心とした日中の時間帯、生涯学習サークルや社会教育に関係する各種団体を中心とした多くの町民の方々に御利用いただいているところで、平日の活動が主ですので60代以上の町民の方々に繰り返し利用される方が多いということが現状ではないかと把握しております。なお、利用者を増

やす試みも含めて、令和6年1月には町外料金を廃止し、利用方法の見直しをするなどしております。

次に、2点目の御質問、生涯学習センター各施設の法的な位置づけについて、再検討や変更を行う予定はあるのか。また、各施設の機能の見直しを図り、利用者層や目的に応じた再編や集約化を進めることについて町の見解を伺うについてお答えいたします。

本施設は現在、社会教育法に基づく中央公民館、老人福祉法に基づく老人福祉センターを町独自の方針に基づき生涯学習の拠点施設、七ヶ浜町生涯学習センターとして管理運営を図っているところでございます。その他の機能といたしましては、東日本大震災後の平成27年の大改修を経て、災害時の拠点避難所としての機能を追加しているところでございます。

開館から現在まで直営での管理運営を図ってまいりましたが、今後の活用方法につきましては、見直しを図っていく方向で進めているところであります。なお、具体的な見直しに当たっては、先進事例等を参考に町部局と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、生涯学習センターの運営について、民間の企画力やノウハウの活用で施設を活性化し利用者増加の可能性について町の考えは、についてお答えします。

さきの質問で回答いたしました先進事例等の部分についての説明となりますが、皆様御存じのとおり、公共施設の管理を民間資本や指定管理者制度を広く活用を図っている自治体がございます。本生涯学習センターの運営に当たっての見直しを行った場合には、以上のような手法による運営も視野に入れての検討が必要と考えております。

例えば、民間による管理運営では、効率化や利用者のニーズなどを踏まえた取組も期待されるところでありますので、幅広く検討してまいりたいと思います。

次に、4点目の御質問、利用者の意見収集はこれまでどのように行われてきたのか、また、今後幅広い意見を集めるための新しいアプローチについて町の意見を伺うについてお答えいたします。

議員さんの1点目の御質問でもお答えしたことと同様に、現状、運営していく上で直接利用者からの意見収集を行うような取組は実施しておりませんでした。しかし、さきの質問のとおり、民間事業者や指定管理者などによる運営が行われるようになった際には、民間が持つノウハウとアイデアや企画力により、より一層町民のニーズに沿った運営が図れるものと考えております。今後、管理運営の見直しに当たっては、私ども教育委員会部局のみならず、町部局と密に協議を図り進めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の御質問、生涯学習センターの活用方法見直しに当たり、どの部局が連携し、

どのような体制で検討を進めているのかについてお答えいたします。

現段階では民間による運営等を視野に置いての観点から、総務課や施設管理運営面などもあることから企画財政課、また、老人福祉センター施設の所管課である長寿社会課など、関係課と詳細を協議してまいりたいと考えております。

以上、鈴木議員への1問目の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問目、防犯対策について回答を求めます。寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、2問目の御質問、防犯対策についての1点目、みまもり自動販売機の増設の考えは、についてお答えをさせていただきます。

みまもり自動販売機は、議員御存じのとおり令和6年2月19日に防犯活動に関する協定を基に、東北の中では初となる花渕浜多目的広場への設置となり、5月21日にお披露目式を執り行っております。町としましても増設を望むところでございますが、みまもり自動販売機の設置は町の判断のみで行うものではなく、設置条件に合致した箇所に設置メーカー主導で行うものがございます。設置条件に合致するような箇所を確認次第、設置メーカーと検討の上で増設していきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の御質問、定点の防犯カメラの設置に向けた検討はされているのか、内容も含め進捗状況を伺うについてお答えをさせていただきます。

設置につきましては、現在、各種防犯カメラの資料収集及び設置候補箇所について検討中であり、計画作成の段階でございます。令和7年度での設置を考慮し、取り組んでいる状況でございます。

次に、3点目の質問、一般家庭において防犯対策に関わる費用の一部を助成する考えは、についてお答えをさせていただきます。

現在、町では防犯対策として宮城県塩釜警察署と連携しているところであり、例えば、特殊詐欺と疑われる情報等が入り警察署からの依頼があった際には、防災無線やSNS等で住民に対し注意喚起を行っております。また、宮城県警においては、特殊詐欺電話撃退装置等の購入費補助や貸出しを行っており、警察署からの依頼により町の広報に掲載したこともございました。近年、闇バイトが関係する強盗など犯罪が凶悪化しており、各家庭において防犯対策の必要性が取り沙汰されているところでございます。町といたしましては、一層警察との連携を深

めながら防犯対策に取り組んでまいりますが、一般家庭への費用の助成については、国が防犯対策を強化するというふうな情報がございますことから、国や県の今後の動向も注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、1点目から再質問をさせていただきたいと思います。

まず、データをどのように分析しているかということで、おおよそ60代以上の方が繰り返しということで説明がございました。さきの担当課への質問の中でも令和5年度ベースでの利用人数は確認をさせてもらっているところではございますけれども、基本的に利用者の減少というのは問題と捉えているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） トータルでの利用者減少は問題であると思いますが、内容的に見ますと施設、今年度で見ますと軽運動場が増えているとか、あと講座の数がちょっと今年度は少なかったものですからそこで減っているとか、トータル的には、内容によっては増加も見られるのかなというところではございますので、減少ぎみではあるものの、特に今後の職員というか、運営に対してうまくやっていけば増えていくのかなというところで考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 減少ぎみであるということですが、先般の全員協議会の中で、中央公民館の利用状況並びに老人センターの利用状況、元気茶屋の利用状況について説明があったと思います。その後の担当課への質問の中で、これ全協のときは平成29年度の比でそんなに減ってはいませんよという説明だったと思うんですけれども、次の担当課のほうでヒアリングをした際に、平成29年度の比では減っているという印象を受けております。それで、次の令和元年度比にされたときに、そんなに減ってはいないという、これなぜその利用人数の比較の年度を変えてちょっと御説明されたのか、お伺いしたいんですけれどもよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 全協の資料が確かに平成29年度、3万5,000人ということで基準にさせていただきまして、令和5年度、昨年度の方が2万9,700人。今議員さんがおっしゃった令和元年度については2万9,100人と。当然、令和2年度、令和3年度はコロナの関係があって減少して、増えてきて令和元年度並みまでは行っていると。ただ、過去のやっぱり実績

を見ますと、やっぱり3万人以上というところがありましたので、まだ減少しているというところでの回答をさせていただいたところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 次に、利用者層の取り込みに向けた施策を検討しているかに対しまして、町外料金を廃止したという御回答がございました。そこで利用者層は、その料金廃止は町外の方はもちろん喜ぶかもしれませんが、町内の方々の年齢層、その利用に対するニーズ等に対して、町としてそういうような取り込みに向けた取組というのをちょっとお伺いしたいんですけどもお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 先ほどもちょっと私のほうで述べさせていただきましたが、町外料金を撤廃したということで、軽運動場の利用者が増えております。そちらのほうでやはり町内町外を含めまして、スポーツをやりたい若者、結構その部分は年齢層が低くて、低いといっても30代とかというところなんですけれども、そういった方が増えてきていると。ただ、既存の利用者につきましては、その軽運動場が撤廃したからといって増えているわけではないんですけども、やはり利用者層を増やす、利用者層を広げる、利用者数を増やすとなれば、今回の令和6年の1月にやりましたそういった形の撤廃の部分は大きいのかなと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 理解いたしました。その軽運動場に対してと、層を増やすという点については、後のアンケート等のところでちょっと再質させていただきますので。

次に、2問目の法的な位置づけということで、社会教育法そして老人福祉法に絡んで活用を見直していくということで回答があったかと思えます。

まず最初に、交付税措置でというこの施設なんですけれども、これらの社会教育施設の網といますか、そういったものいろんなことから、をクリアにしてこれはもう外せる状況にあるのかというのをちょっと御確認をさせていただきたいです。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今現在で言いますと、先ほど教育長の回答にあったとおり、社会教育法だったり、いろんな法律で縛られているというところがございますけれども、社会教育法を用いて、あと今回公民館条例ということで中央公民館はそのまま残る、老人福祉センタ

一もそのまま残る、今の段階で申し上げられるのは施設自体は変わらずということで進めていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 2問目にあった集約化と再編についてということで、今後視察等もしていくということでございますけれども、予定されている視察先等ございましたらお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今現在、近隣では再検討ということで法的な位置づけ、各施設の法的な位置づけは基本的には変わらずでやっていく予定なんですけれども、他市町村、近隣でも民営化している、民間に委託等をしている公民館等がほとんどですので、そこら辺は情報はいただいているんですけども、職員の共通理解がまだできていないところもございまして、まずは近隣から視察、指導を受けて、話を聞いてこようかなというところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 視察されているいろいろ学ぶことも多いかと思います。その市の事例が、成功が全てではないというのはちょっと私は感じておりまして、ここの七ヶ浜に合った形に落とし込むことが視察の目的といいますか。いいとこをまねるべきだけが視察ではないと思いますので、その辺も踏まえた上でしっかりとした視察を行っていただければと思います。

続いて、3点目に移ります。

民間の企画力についての点で、民間企業や団体、もちろんいろいろな様々なノウハウも持ち備えておりますので、そういった企業団体と連携して実施できるということは可能性はすごく広がるのかなと感じております。本町としましても、その具体的なプログラムやイベント導入検討状況、要は民間にこの後ずっと、回答の中で指定管理や民間というところの角度でちょっと御回答がありましたので、もう既にそういう方向で考えがあるのかなというところで、そういった具体的なプログラム、イベント、そういったものを民間に導入を検討していただくための町としての準備というか、そういった準備状況、検討状況をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 8月の全協のときの資料の一番最後のページには載せているんですけども、民間等の企画力を活用できないかというところで申し上げさせていただきました。

た。ほかの市町村の先行事例も確認するというので先ほど述べさせていただいたんですけれども、今回の議会定例会の中で条例の改正を、公民館条例の改正を上程させていただきました。その中で、やはり今の条例ではその民間事業者、社会教育法にも出ているんですけれども、民間事業者が運営していくというような内容が今の条例では無理だということで、今回条例の改正案を出させていただいたところでございます。民間事業者、指定管理者がありきではなく、そういった部分も含めた上で今後の公民館運営を進めていきたい、ひいては生涯学習センターの運営を進めていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、続いて4点目の生涯学習センターに関する利用者の意見収集について、ちょっと再質させていただきます。

現時点でしていないという回答でありました。今後何かしていく予定はあるのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 先ほど教育長の回答では、していないというところだったんですけれども、実際のところ言いますと、小さい講座とかそういった単発のイベントとか、そういった部分での利用者、参加者ですね、そちらのほうからは意見は徴しているところでございます。全体的な部分を今やっていないところと申しますと、今度、来年の2月に行う生涯学習フェスティバル、そういった部分の大きなイベントについては、当然来場者、参加者等々につきまして、意見は聴取したいというところは考えておりますので、今後は積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） そうしますと、そういったイベントや講座に参加されている方の意見を聴取するという理解になるんですけれども、こちら再編していくに当たって、実際利用されている方は今の状況でも利用をされているわけです。実際に利用をしたいけれどできないとか、そういったところの声を吸い上げてどうやったら利用しやすい環境整備ができるのかということに目を向けるべきかなとも感じております。それは利便性向上に向けたアンケート、また、めったに参加していない方への意見の聴取につきまして、町として考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらにつきましては、町当局も考えなくちゃいけないところではありますけれども、やはりそこら辺は一番民間なり、あと指定管理に仮になった場合、そちらのほうの企画力、あとはいろんな事業を持っているノウハウ、アイデアも含めて、そちらのほうやはり実際のところ生涯学習課だけのみならず、そちらのほうの力を借りながら、今後そうなった場合は進めていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 民間の力を借りて意見聴取するということが、ちょっと私理解できないんですけど、今ある施設を民間の方に運用してもらうために入れますよね。現状こういう状況なので、町としてはこういう運営をしてほしいとか、そういう何ていうかプランがあって、そういったものがちゃんと明確であった上で、民間委託だったり指定管理で町の考えはこうですよと言えると思うんですね。それで利用者は今このぐらいいて、利用できない人はこういうところに困っていて、ここを改善した上で民間に入ってもらうとかという流れかと思うんですけど、今の御回答ですと、もう丸投げするという印象しかないんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 申し訳ありません。回答の趣旨がちょっとずれてました。あくまでも民間のほうにお願いするというのは、当然、民間に決まった場合のところなんでございますが、今現在、先ほど申し上げたとおり利用者、利用していただいている方に意見は徴しますし、あと何らかの形で、それこそ来場者、そのイベントに来る来場者というのは通常来ていない方という認識もございます、こちらでは。ですのでそういった方、あとは、今それこそSNSになっていきますけれども、そういった部分でそれをうまく活用して、LINEなりを活用して意見を求められるのであれば、そういった部分で意見を徴して今後につなげていければと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） あらゆる手段を講じて、そういった意見を上げていただければと思います。

そんな中で、老人福祉施設浜風のお風呂のほうでちょっと耳にした話は、今年度から、すみません、令和6年度から週2回に変更になったと。一日10名程度のということで、前回説

明をいただきました。その要因としてボイラーの老朽化であるという説明も受けているところです。私はそのアンケートで利用者の意見もそうなんですけれども、こういった設備に関しての維持管理も含めて、これはボイラーの調子が悪いから回数を減らす、減らした上に利用者の利用頻度が減るとかというふうに、要は悪循環というか、この2回にすることは本当はほかの日に利用した方々も困っているのではないかという声もあります。この点については今後、今までのように回数を戻すとかいうか、ボイラー等の設備を修繕をして今までどおりに戻すという考えとかはないのかちょっとお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 老人センターのお風呂につきましては、今年度から週4回だったのを火曜、金曜の週2回にしたという形でございます。利用者数につきましては、昨年までは日に7人程度、平均的に。そうすると週4日やっていますので28人ですかね、平均で。今年につきましては2回ですので、約多くて10人程度ですので、週ですと20人という形になっております。当然、議員さんおっしゃったように、毎日来れたのが週2回しか来れなくなったとか、そういった部分があって、入りたいのにという方は中にはいらっしゃるかと思っておりますけれども、施設の管理面、ボイラーだけではなくて浴室の水漏れとか、そういった部分を含めまして、今後はちょっと増やすということは難しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 増やすの難しいというのは分かるんですけども、その修繕はしないという考えでよろしいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 修繕は考えておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それはなぜでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちら生涯学習センター、生涯学習課としましては、令和7年度をもってお風呂のほうは廃止ということで考えております。

以上です。（「あと1年」の声あり）失礼しました。令和6年度、今年度末をもってです。失礼しました。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今年度というと来年の3月ということですか。それはいつ、いつというか、すみません、今初めて聞いたんですけれども、いつどのように確定したんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらのほうにつきましては、今後の生涯学習センター全体の運営を考えまして、利用者にも一応説明しながら、あと町の公民館の社会教育委員さんにも説明しまして、了承というか説明させていただいた段階でございます。あとは個別に今度は利用者のほうに説明をさせていただいて、そちらのほうに承諾を得て進めていきたいというところで考えております。全協のところでは今後の運営という部分がありまして、今後の活用方法、そこらを含めて決定する方向に進んだところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） いや、今の回答だと今後検討していく中に入っているって取れるんですけど、先ほどの回答はもう廃止を決めたということだと思うんです。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 廃止を前提に説明させていただきたいと、利用者のほうにです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長、さっき廃止というふうに言ったんですね。その経緯を言えばいいんじゃないですかね。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 申し訳ございません。私のほうから回答する、申し上げるのはなかなかしんどいことではございますけれども、今、検討している、町で検討しているのが今後の老人センターの在り方を検討しております。その中でお風呂はどうするかって、そういったことが当然ながら課題になってくるんだろうなというふうなことになってまいりますので、その辺については今後、来年度、再来年度に向けてどうするんだというようなことは教育委員会のほうに投げかけております。その中での回答だと思いますので、今現に来年度のいつまでというようなことで、ちょっとその時期についても1年延びたりしている部分もありますので、それまでちょっとまた検討する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、今の段階で決めたというようなことではなくて、今後の在り方の中で検討していく。その中で運営については、今実際に運用しているものについては4回から2回にするとか、そういったことで検討し

た結果がそういうふうになったんだと思います。それを廃止するとかなんとかというようなことはちょっと生涯学習課では回答申し上げましたけれども、そもそもあの施設については社会福祉施設というふうな位置づけでもございますので、もう一度、こちらでも考えてみたいというふうに思います。

以上でございます。（「廃止を含めて考えているのかどうか」の声あり）それも含めて今後の老人センターがどうなるかというようなことについては、当然ながら廃止も入るというふうなことで考えて、そういうふうに理解していただいて結構だと思います。

○議長（安倍敏彦君） 発言には十分気をつけていただいて。鈴木洋市議員、それでよろしいですか。もう一度いいですか。

○1番（鈴木洋市君） 大丈夫です。

○議長（安倍敏彦君） 大丈夫ですか。でも生涯学習課長、それ確定していないですか。じゃあ、訂正してもらっていいですか。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 回答につきましては失礼いたしました。今、副町長が申し上げたとおり、検討課題の一つということで受け取っていただいて結構です。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 私のマネジメント、情報の収集不足です。申し訳ございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今ちょっとびっくりしたこともありましたけれども、老人センターの在り方を今後検討していくということの中の一部だと今は捉えておきます。ただ、そういうのもあるんだろうなというのも頭に入れておきます。私が頭に入れるというよりも、やっぱり利用者がある中でそういったことを進めていくというのであれば、先ほども言いましたけれども、利用されている方と利用したくてもまだできていない方もいるのもあるので、その利用者だけに、例えばですけども、いついつで終わりますよという。それはまずもっておかしな話であって、やはり町民に対しても、ましてやその老人センターの今後の在り方を検討するに当たっても、町民の意見を聴取することが必要かとも感じております。

ちょっと今出たので、一応今回この運営についてという話が上がったのが、ちょっと私なりになんですけれども、平成29年に公共施設総合計画を作成し、令和2年には公共施設白書ということで内容をちょっと改めた部分で再検討したことで出ております。築年数やその辺も含めて、恐らく縮小したり修繕したり大規模改修したりというところになると理解はしているんで

すけれども、先般、ちょっと課はあれなんですけれども、あくまでこれは生涯学習センターとして単独で考えていることなのかなというのがちょっと疑問にありまして、というのも、母子健康センターの話も同時期に上がっております。いろんな機能的な部分の集約ですとか、そういった部分も進めているところだとは思いますが、そういった中での今生涯学習センター内にある、その空いている部屋であったりとか、先ほどの直美議員のいろりの家でしたっけ、いろりの家の利活用についてもちょっと質問触れておりましたけれども、そういった意味で、もちろんこれ決めるに当たっては老朽化の問題と、あとは財源の問題と、あとは住民ニーズが多様に変化している中でそこに合わせた施設の集約ですとか、機能集約が求められると思います。そういう中で、その母子健康センターと今言っちゃっていいのかな。生涯学習センターを軸としたときに、今、他方で動いているその母子健康センターと、その辺を総合的に考えていく方向性というのを町としては考えているのか、ちょっとお伺いさせていただきたいんですが。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思います。

今の段階で健康福祉センターがどうなるかというようなことについて申し上げるのはなかなか難しい部分がございますけれども、生涯学習課の管理運営、それからその中には社会福祉施設だったり、あるいは勤労青少年ホームだったり、いろんなものがございました。そういったものを公民館の中に一体として管理運営できるようにというふうなことがまず大前提にありました。その中で検討した結果が、今回の老人センターの今後の管理運営の在り方について、廃止も含めたというふうな言葉を使いましたけれども、その辺はこれから十分に検討して、検討結果を得たいなというふうに思っていますし、ただ、この段階で健康福祉センターのほうにどういった機能を持たせるかということについては、今の段階で健康センターの大きさがどうかというようなこともまだ全然、先が読めない状況にありますので、もし必要があれば生涯学習センターをどうするかというようなことについても、ちょっと先延ばしをしたというようなことは、その辺もちょっと加味した上で検討したというようなことありますので、ゼロではないというふうに理解していただきたいと思います。ただ、今の段階では生涯学習センターのほうで考えている、その場所で健康センターを考えているというようなことではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 理解いたしました。

続いて、5点目の部局間の連携についてでございます。

先ほど、民間やそういったものも含めて企画財政課であったり、長寿社会課であったり、他課にわたる連携が必要になってくると思います。これ機能面も外側の配置とかもそうなんですけれど、あと講座等も今現時点でも、要は内容がかぶっているというか、対象となる方が同じような講座がちょっとダブってあったりとかというのもお話は聞いておりますので、そういった部分も含めての部局間の連携を取っていくのか、その辺をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらにつきましてですが、こちら回答した部分につきましては、今後の運営、そちらの分のについての連携ということでありまして、今現在、講座をやっている内容につきましては全て生涯学習課のほうでやりまして、年齢層が重なっているとかという部分なんですけれども、先ほど最初に回答したとおり60歳代の方が多くて、講座については、なのでどうしても同じような方々が、同じような講座に入ってしまうというのが現状なので、こちらのほうでも新しい講座ということで来年度に向けて進めているところでございますので、ただ、別に20歳代が入っちゃ駄目とかという講座ではございませんので、幅広く募集はかけたいなと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今おっしゃったように偏りがあるのは分かってらっしゃるんですよね。それで、偏りがある中で同じような年代の集める講座を2つやるのであれば、例えば若い世代の講座を開くとかということだと思えます。今年度分に関してはもう既に決まっていることだと思いますけれども、来年度以降に向けては、ここの施設そのもののいろいろ在り方もありますけれども、建っている間はそのまま継続はしていくものだと思いますので、そういった部分を含めて検討していく、さらにその部局間でもそういった部分も含めて連携をしていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 運営面については、他課と一緒に情報を共有しながら詳細に進めてまいりますし、講座につきましても来年度のやつ今動いているところでございますので、今の御意見を頂戴しましたので、それを参考に新たに若い人とか、年代層も含めて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では続いて、大綱2問目の防犯対策についての再質問に入らせていただきます。

まず、みまもり自動販売機増設について。これは町でも望んでいるとの回答でございました。条件が合致してメーカーが設置場所を決めるという。以前もお話、説明ありましたが、収益がないとどうしても設置はできないというのは十分理解をしております。そう考えたときに、じゃあみまもり自動販売機は七ヶ浜でどこに置けるんだとなったときに、あえて人が集まるといえば、ながすか公園かなというところくらいしか現時点で私も思いつきません。あそこにはもう既に2台かな、自動販売機は設置されているので、そこを切替えというのもなかなか難しいとは思いますが、これ町のほうからメーカーのほうにこの場所はどうですかとかという提案をしているものなんですか。それともメーカー側での要は実態調査の下、提案をされるものなのか、ちょっとその辺だけお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ただいまの質問ですけれども、町のほうから設置の候補箇所を挙げさせていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） ちなみに、どちら。言える範囲でいいんですけれども、候補地ということなので、どの辺を提案したのかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 言える範囲というところでお答えさせていただきます。先ほど議員さんおっしゃいました、ながすか多目的広場、菖蒲田浜海浜公園駐車場、君ヶ岡公園駐車場、スポーツ管理棟、七ヶ浜観光交流センター。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） こちら候補地は引き続き進めていくというか、これ1回候補に挙げて駄目だと言われたらそこは駄目なのかなという印象はあるんですけれども。こちらはもう既に駄目だということなんでしょうか。という理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 一度メーカーさんのほうと確認いたしまして、ちょっと設置は

不可能だという回答をいただいております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 難しいと思います。ほかに候補地がなかなかないというのが現状だと思います。

そこで、次の定点のカメラなんですけれども、いろいろ資料を集めたり、候補地だったりとかということで検討されているということで、ちょっと前向きな、令和7年度考慮して取り組んでいくということでありますので、実際に今、検討段階とは思うんですけれども、実際、庁内で何台ぐらいを目安にして今検討されているのか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） あくまでも現時点でということでお答えいたします。

5か所です。あくまでも現時点ですけれど、七ヶ浜に入ってくる、出ていくのをメインに考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 大体おおよそ、あの橋かなというところだとは思うんですけれども、これ実は議会報告会等々でも町民の方々からもあそこ、入り口出口、入り口出口って言い方が正しいか分からないですけれども、あそこはどうなんだという意見も出ていましたので、そこをきっかけにさらに候補地というか、進めていただきたいなという思いであります。というのも、午前中仁田議員のお話もありました。今、犯罪が、仁田議員のほうはそれをやらないように抑止する側で質問されていると思いますけれども、私は被害に遭わない対策としての防犯カメラでもあると思っていますので、そういった意味で令和7年度5か所、現時点ですけれども5か所、さらに増えることを願っております。そういった前向きな理解でよろしいのか、そこだけもう一度お願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 町長の答弁にもございましたけれども、令和7年度を考慮して進めてまいっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 最後3点目、一般家庭においての一部費用を助成する件でございます。

これは難しいというところでの回答かとは思うんですけれども、先ほど答弁にもございました、国が進めたらその後県がという流れももちろん理解はできます。ただ、午前中の答弁に、町長の答弁にもありました、鍵をかけてない自宅というか、もうまだまだこの町にはたくさんいら

っしやいますし、昼夜人口というか、日中いない間、やはり入られるおそれもあります。そういった観点からも、町独自として先行してそういった費用の助成を踏み切る考えというのは、国よりも先に町がやりましたというようなスタンスで発信できるかどうか。やっていただけないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういう防犯のためには、やっぱり町民の生命財産を守るというふうな部分ではあれなんですけど、やっぱり6,600世帯の対応となると、これなかなか簡単に個人で言えませんので、まずは防犯カメラ等、そういった部分の設置、さらには啓発、闇バイトとかの関連、そういった部分の啓発から進めさせていただきたいと思います。なかなか、例えばインターホンとかいろんなよくありますけれども、そういった部分のほうが町の助成となると件数が件数なものですから、現実的にはちょっと厳しいなという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 確かに6,000世帯ともなると、財政的にも厳しいのかなというのはあります。一方で、生ごみの処理の助成であれ申請をされての話だと思んですけども、まず取っかかりとしてそういう形での申請を受けて、それに対して上限という形の助成とか、そういう形も悪くはないのかなというのはちょっと感じております。防犯意識高い御家庭では、もう既に設置されていたり、その辺の対策を取っている方が多いのかなというところで、うちは大丈夫だよなんていうところの、そう考えている方々の防犯に対する意識の向上というか、意識を高めてもらうための施策としては、そういった申請をした上での一部助成というのも一つあるのではないかと考えるところではございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今の段階では、そういった御意見を伺っておくというふうなことで申し訳ございませんが、とどめさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこ

れにて延会することに決しました。

明日12月4日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後5時58分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年12月3日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年12月4日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録
（第2日目）

令和6年七ヶ浜町議会定例会12月会議会議録第2号

令和6年12月4日（水曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第2号

令和6年12月4日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 4 議案第60号 公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第61号 工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」
- 日程第 6 議案第62号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第63号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第64号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第65号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第66号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について「令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）」
- 日程第12 議員提出議案第7号 七ヶ浜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議員提出議案第8号 火災リスク軽減と住民安全確保のための七ヶ浜町内ス

クラブ工場への防火および安全対策強化を求める意見書の提出について

日程第 1 4 議員提出議案第 9 号 北朝鮮による日本人拉致問題の徹底解明及び早期全員奪還を求める意見書の提出について

日程第 1 5 請願第 1 号 来年度（令和 7 年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める請願書

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 5 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第 4 議案第 6 0 号 公民館条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 6 1 号 工事請負変更契約の締結について「令和 6 年度七ヶ浜縦断線舗装工事」

日程第 6 議案第 6 2 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 6 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 6 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第 6 5 号 令和 6 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 0 議案第 6 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 1 報告第 6 号 専決処分の報告について「令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 3 号）」

日程第 1 2 議員提出議案第 7 号 七ヶ浜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 3 議員提出議案第 8 号 火災リスク軽減と住民安全確保のための七ヶ浜町内ス
クラブ工場への防火および安全対策強化を求める意見書の出について

日程第 1 4 議員提出議案第 9 号 北朝鮮による日本人拉致問題の徹底解明及び早期全員奪還を求める意見書の提出について

日程第15 請願第1号 来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った
年金額引き上げを求める請願書

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和6年七ヶ浜町議会定例会12月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番佐藤壮一議員、10番遠藤喜二議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。遠藤議員、発言席に御登壇願います。

[10番 遠藤喜二君 登壇]

○10番（遠藤喜二君） 10番、日本保守党遠藤喜二。議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず大綱1番、逍遙のまちづくりに御殿場の土地・建物活用について。

大綱2番、町営住宅のウイークリーマンション的利用者について。

大綱3番、七ヶ浜町民バスぐるりんこの耐用年数とラッピングカラーについて。

以上3問。

まずは第1問から。七ヶ浜町民だけではなく、宮城県民、誰しもが知っている伊達政宗公の仮の館としても有名だった御殿崎にあった、今は閉館しています旅館御殿場の土地・建物の活用を考える気はないかに関してです。

それに伴い、現在閉館している御殿場を町で買い取るか借受けをし、傷んだ建物を修復または古風な和風建築物に建て替え、東日本大震災での被災で少なくなった旅館や民宿なりにして観光の一つにして利活用をしてはどうかを伺うものであります。

地元松ヶ浜の方々に聞くと、地元の旅館さんが買い付けというか、をした後、または仙台の方が買い付けをしたが、今は息子さんの代になりまして、おかみさんの話だと息子さんに全部

任せているので息子さんとお話ししてくれということでございました。ただ今回の一般質問をするに当たって、おかみさんにはその旨を伝えてあります。息子さんがちょっとある会社で、ちょっとアメリカに行ったり、なかなか忙しい方なものですからなかなか連絡が取れないということで、今回おかみさんからおわびというか申出がありました。

まず、①町が観光目的で利活用したい旨、手を挙げてはどうかを伺うものであります。

②七ヶ浜の伊達公の歴史となるべく、観光に目を向ける拠点の一つにしてはどうかを伺うものであります。これは逍遙のまちづくりにとって一つの拠点となるべくところだと思います。

3番、またそれに伴い、ぐるりんこの走行順路で狭い丸山から浜屋敷までの道路とは別に、旅館麻屋さん付近から昔の錦戸さんの床屋さんのところ辺りまで、黒松の今植樹のところが大型バスが通れるくらいの道路の拡幅幅にして、また津波避難道としても使えるよう広い道路を造ってはいかがと伺うとともに、現在の27人乗りバスをドアツードアに当たる10人乗りくらいのバスへ一部変更し、本当の高齢化が進む町の利便性を担うことはできないかを伺うものであります。

次、大綱2番、町営住宅のウイークリーマンション的利用者について。

ちょっとある住民の方から苦情と問合せがありました。それで、一応これ一般質問するかどうか迷ったんですけれども、どうなったのということで一応言われましたので一般質問にちょっと上げることにしました。何か入居したときから1週間に1度だけ泊まりに来ると。そういう何か世帯があるということで、私もちょっと車で見に行ったりはしましたけれども、やはりふだんの日の夜は明かりがついてないと、そして一定の曜日だけ明かりがついていると、そういう状態が入居してからずっと続いているということであります。それで、これは入居応募に対して違反してないか、これがまた適正な利用法なのか確認をしつつ伺うものであります。

まず、①町営住宅の入居倍率は、できてから毎年何倍くらいで待機世帯数というか人数は何人くらいいるのか。

②入居に対しての応募基準、最低要項を伺うものであります。

先ほど言いましたけれども3番、入居時待機希望者数、世帯数を伺うものであります。

4番。今後、過疎化状況下の我が町の窮地を救う町民増加を希望し、町営住宅及び公務員宿舍の建設の可能性はあるかを伺うものであります。

大綱3番、七ヶ浜町町民バスぐるりんこの耐用年数とラッピングカラーについてです。

ぐるりんこが運行されて長き月日がたちますが、バスのデザインカラー、今のパステルカラーというんですか、は次回いつ行うかを伺うものであります。

①現在のラッピングのデザインは、何年経過したのかを伺うものです。

②パステルカラーを基本にしているようだが、海の色、空の色をもっとはっきりすべきではないかを伺うものです。

3番。運行会社は、塩竈市、利府町の巡回バス等も運行し、フルラッピングであるが、七ヶ浜だけは何か中途半端な、ハーフというか、ハーフ以下のラッピングであるので、それをちょっと疑問に感じて質問するものであります。

また、契約者、運行会社との契約内容はどうなっているのか伺うものであります。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、逍遙のまちづくり御殿場の土地・建物活用について、第2問、町営住宅のウイークリーマンション的利用について、第3問、七ヶ浜町民バスぐるりこの耐用年数とラッピングカラーについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、10番遠藤喜二議員の1問目の御質問、逍遙のまちづくりに御殿場の土地・建物活用についてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町民だけではなく、宮城県民誰もが知っている伊達政宗公の仮御殿としても有名な御殿崎にあった旅館御殿場の土地・建物の活用を考える気はないか。それに伴い、現在閉館している御殿場を町で買い取るか、借受けを傷んだ建物を修復、または古風な和風建築物に建て替え、東日本大震災での被災で少なくなった旅館や民宿なりにして観光の一つとして利活用してはどうか伺うものである。地元松ヶ浜の方の情報によると、現在仙台の方が買い付けを示していると言っていたが、身内間のやり取りがあり、話は止まっているとのことと以下を伺うということでございます。

まず1点目、町が観光目的での利活用したい旨、手を挙げてはどうか伺うものであると、2点目の七ヶ浜町の伊達公の歴史となるべく観光に目を向ける拠点の一つにしてはどうか伺うにつきまして、関連がございますので併せて御回答をさせていただきます。

現在、逍遙のまちづくりについては、菖蒲田浜の招又地区エリアを中心に地区住民との意見交換会を開催しながら基本構想的な計画を策定中であります。議員提案の松ヶ浜の御殿崎周辺につきましては、現時点では計画の対象エリアとはしておりません。また閉館された旅館御殿場につきましては、個人所有の資産でもあり所有者からも御相談等も寄せられておりませんので、町が土地や建物について計画する立場にありませんので回答を控えさせていただきます。

思います。

3点目の御質問。それに伴い、ぐるりんこの走行順路で狭い丸山から浜屋敷までの道路とは別に、旅館麻屋付近からの昔の錦戸理容店、現在の黒松の植樹のところが大型バスが通れる道路、また津波避難道としても使える広い道を造ってはどうか伺うとともに、現在27人乗りのバスを10人乗りのバスへ一部変更し、本当のドアツードアの高齢化の進む町民の足とする考えはないかについて伺うについて御回答をさせていただきます。

遠藤議員御質問の黒松が植樹されている区域につきましては、復興事業により潮害防備保安林、塩の害ですね、潮害防備保安林として指定され、現在の道路は管理用通路としての使用となっております。保安林とされていることから基本的に現状変更は認められず、保安林面積を減らす道路の拡幅は難しい状況でございます。

また、ぐるりんこの10人乗りバスへの一部変更につきましては、現行のぐるりんこの運行路線が地域住民の居住エリア近くを通行するようにバス停を設けており、日中便についてはフリー乗降とした利用環境を整えているところでございます。利用者数もコロナ禍以前の水準に戻りつつありますので、現時点で10人乗りバス等へ一部変更することは考えておりませんので御理解をいただければと思います。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に2問目の御質問、町営住宅のウイークリーマンション的利用者についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、町営住宅への入居倍率はできてから毎年何倍なのかを伺うについてお答えをさせていただきます。

平成28年度より一般入居者の募集を開始し、空き室があれば、3月、6月、9月、12月と年4回募集しており、年平均値として回答させていただきます。平成28年度は1.3倍、平成29年度は2.0倍、平成30年度は2.0倍、令和元年度、ちょっと早いですか、令和元年度は1.2倍、令和2年度1.3倍、令和3年度1.4倍、令和4年度は3.2倍、令和5年度2.4倍、もう一度言ったほうがいいですか。それでは平成28年度は1.3倍、平成29年度は2倍、平成30年度2倍、令和元年度が1.2倍、令和2年度1.3倍、令和3年度1.4倍、令和4年度が3.2倍、令和5年度2.4倍、令和6年度は、9月募集まででございますけれども3.0倍となっております。3倍となっております。

次に2点目の御質問、入居に対しての応募基準、最低要項を伺うについてお答えをさせていただきます。

申込み資格としては、七ヶ浜町内に住所もしくは勤務先があること、または新たに町内に住所を必要とすること。2つ目が市町村民税等を滞納していないこと。3つ目が持家がなく住宅に困っていることが明らかであること。4つ目といたしまして世帯所得が月額15万8,000円以下であること。5つ目が暴力団員でないこと。6つ目が公営住宅に居住していないこと。7つ目が所得がある方を連帯保証人に立てられること。以上の条件全てに該当する方になります。

単身の申込み資格につきましては、先ほどの条件全てに該当し、さらに次の条件のいずれかに該当する方になります。1つ目として満60歳以上の方、単身の場合は満60歳以上の方、2つ目が身体障害者手帳等の交付を受けており一定の程度の障害がある方、3つ目が原子爆弾被害者としての厚生労働大臣の認定を受けている方、4つ目が生活保護を受けている方、5つ目が海外からの引揚者で引揚げ後5年未満の方、6つ目がハンセン病療養所入所者の方、7つ目が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定するDV被害者の方となっております。

次に3点目の質問、入居待機希望者数を伺うについてお答えをさせていただきます。

入居申込みは、入居募集ごと完結しておりますので入居待機者としての把握はしておりません。

なお、直近の令和6年9月募集状況は、4戸の募集に対し12世帯の応募がありました。

次に4点目の質問。今後、過疎化状況下の我が町の窮地を救う町民増加を希望し、町営住宅及び公務員宿舎の建設の可能性はあるのかを伺うについてお答えいたします。

町営住宅に関しましては、被災世帯の居留意向調査カルテに基づき、希望されていた戸数を災害公営住宅として整備をいたしました。しかし、時間の経過とともに被災世帯の方が全て入居したわけではなく、ある程度の空き戸数が出たことや被災者世帯の退去後に一般世帯への募集を行ったところであります。つきましては、新たな町営住宅等の建設は考えていないところでございます。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に3問目の御質問。ぐるりんこが運行されてから長き年月がたちますが、バスのデザイン、ラッピングカラーの次回更新はいつ行うのか伺うものであるについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、現在のラッピング色のバスは何年経過したのか伺うについてお答えをさせていただきます。

現在運行中のラッピング色の町民バスぐるりんこは、平成21年8月から運行を開始している

もので約15年が経過しております。

次に2点目、パステルカラーを基本にしているようだが、海の色、空の色をもっとはっきりとすべきではないかと、3点目の御質問、運行会社は塩竈市、利府町の巡回バスも運行してフルラッピングであるが七ヶ浜町民バスだけがなぜハーフラッピングなのか伺うについて、関連がございますので併せてお答えいたします。

町民バスぐるりんこのデザインにつきましては、当時、町内2つの中学校の美術部の生徒の皆さんから七ヶ浜の海をテーマに爽やかなイメージデザインを募集し、その応募の中から町民バスとして親しみが感じられるもの、オリジナリティーがあるものなどの選考基準によりデザインを選考し、導入使用しているものでございます。

次に4点目、契約内容はどうなっているのかを伺うについてお答えをさせていただきます。

令和6年度七ヶ浜町民バス運行業務協定書に基づく運行業務仕様書において、車両装備品としてあらかじめ装着するものとして車両の外装は白色塗装とし、それ以外のデザインや名称及び愛称等の表示についてはラッピングもしくはマグネット貼付等とするしております。現在の町民バスぐるりんこは、地域住民、子供から高齢者などの利用者はもとより、町外利用者からも親しまれていると認識しておりますので、デザインやラッピングカラーを更新することは現時点では考えていないところでありますので御理解をお願いしたいと思います。

以上、遠藤議員への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） まず招又から始まったのは我々議員も承知の上であります。ただその中で、今現時点では御殿崎、御殿場は入ってないとは申しますけれども、入れざるを得ないコースだとは思うんですね。それがいつ入るか、町の予定ではいつなのかもちょっとお尋ねしたいし、我々議員にも一般町民にもまだ知らしめてははいないわけですから、それがいつになるのか。そして草案そのものがいつ出来上がるのか、そういうのもちょっとやっぱり興味があるわけですね。

そして、私は松ヶ浜と花刈浜のハーフなもんですから、小さいときから御殿崎で遊んだり塚の浜で遊んだりしていました。それで江戸時代には、皆さん御存じのように仙台伊達藩の遊覧地となり、松ヶ浜がとっても眺めのいい鴻ヶ崎に仮の宿を建てたと。それから始まっているわけですね、御殿場そのものは。ただ御殿場の先の鴻ヶ崎ですか、荒崎稲荷神社とかありますよね。あとは孝子権右衛門さんのいわれがある建物が、建物というか社というか、小さな社があ

るわけですが、それで一応荒崎の稲荷神社に媽祖、媽祖という、もともとは宋の時代、中国から来たものなんですけれども媽祖様が一応祭られていると。そして、東北では媽祖が、もとい、これは水戸藩、水戸藩の光圀公の時代に水戸藩士がこちらに持ってきたと。安全な航海、海の漁を祈るために、こっちに松ヶ浜に持ってきたと。あとは、東北だと青森県の大間に持ってきて、今大間のほうが大きい人形を作ったり行列をしたり盛んなんですね。本来、七ヶ浜のほうが盛んになるべき媽祖様、まあ天妃様ですね、天妃様が逆に大間のほうで有名になっちゃったと。それで、大間観光協会なんかでは東北には大間しかない、そういうふうな公言とか、しているわけですよ。ホームページを見られると分かると思いますけれども。東北には松ヶ浜という言葉がないんですよ。大間だけが載っていて。だから、何か七ヶ浜、忘れられた存在かなとちょっと悲しく思った大間のホームページでしたね。

それで一応、御殿崎の突端に鎮座している、その江戸時代、先ほど言いましたけれども、水戸藩主の水戸黄門様、水戸黄門様の時代に、たしか元禄3年、1690年あたりに航海の守護神として天妃様を祭って、そのまま松ヶ浜に水戸藩士が持ってきたと。そのゆえんであるわけです。その安全航海の女神の画像がこの神社に奉納された記録があります。そして、画像は木の板に媽祖像と2人の女官が描かれた墨絵で、地元、昔、松ヶ浜では媽祖様とか天妃人とか何か言っていたそうです。この天妃人というのは、中国の元の時代、皇嗣、皇嗣とか、今でいう、日本でいう天皇様が天妃と呼んだと。それで天妃神ということで、何か天妃様と呼ばれたそうなんですね。そして、そもそも先ほど言ったように、その媽祖というのは中国の女神であって、日本では長崎、長崎で何か祭りってありますね、何ていいましたっけ、あれは。ちょっと名前忘れちゃいましたが、そのとき大きい、何ていうんですか、あの大きい人形、人形を、何ていうの、あれは、何ていいましたっけ、あれ、名前忘れちゃいましたね。皆さん後で画像なんか見ていただくと分かりますけれども、長崎とかでは一大祭りとなって盛んになっている天妃様です。それで、あの……。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員、そろそろ質疑のほうを。

○10番（遠藤喜二君） いやいや、これも入るんで。それで、一応媽祖様のところは神社庁の持ち物ですから町がどういうふうにするかは分かりませんが、その媽祖様にしても、あとはもう一つ、鰐鮫頭骨収納、これも有名な案件だと思います。昔、仁兵衛さんという方がアワビ捕りに行ってサメに食われてしまったと。それを、そのサメを捕るに当たって、息子が、権右衛門さんでしたっけ、権右衛門さんが大きな釣針でそのサメを捕ったと。それが7代將軍重村さん、重村公ですか、重村公がそれをめでたしとして、これを碑としたと。これはたしか歴

史資料館か何かにあるとは思うんですけども、それも確認していただければ。

そういういわれのある御殿崎なので、やっぱりどうしても逍遥のまちづくりの中で、今の時点では考えてないといっても、まちづくりさんのほうでどのような流れで持っていくのか、ちょっと我々も全然分からないので、そこをちょっともう一度示していただきたいんですね。招又しかまだ考えてないと。考えるのに何年かかるのか、3年かかるのか、4年かかるのか、10年かかるのか、あまりにもちょっと時間がかかり過ぎると思うんですね。そのところちょっと質問します。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えいたします。

現在の菖蒲田浜の招又地区につきましては、今年度4月から10月まで地区の方々と意見交換を交わしてございます。町長答弁にもございましたように基本構想の計画を年度内に策定する予定でございまして、当然、議会議員皆様にも御説明をしたいと思っております。

なお、松ヶ浜につきましては、招又の計画が具体化して進んだ後に、なお菖蒲田の小浜、あるいはその先に御殿崎という観光スポットもございまして、これらがつながるような、誰もがふと歩きたくなるような散策路としての発信をしていきたいと考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今年4月から10月までに地区住民との話合いと、それで基本構想をまとめて議員にも発表すると。その発表はいつ頃なんですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点では3月ぐらいになるかと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 3月には招又だけが表に出てくるわけですか。それとも、その流れ的に菖蒲田の小浜、小浜というところとあれですよ。昔、森 公美子さんの何か、実家が、何ていいましたか、崖の上に別荘を造って、岩の間から朝日が昇ってくるころじゃなかったでしたっけ。今黄色い防潮堤というか、そこですよ。今、郵便局の手前から入って行ってチェーンされているところですよ。そのところも出てくるわけですか、構想の中には。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 当初、意見交換の際に対象エリアとして含めてございました。ただ住民の方からも一気にそこまではということで、現時点では招又周辺までのエリアの基本構想ということで取りまとめをしたいと考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 1か所に何年かかるんですか、始まってから。全体で何か所を構想しているんですか。仮に招又だけで1年、ほかも1年、また1年といたら、それこそ黙ってあれですよ。10か所あれば10年かかりますよ。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） これまでも全体に広げていくという御発言は町のほうでもしておりません。まずは菖蒲田からということで計画をつくり、行っていくという御説明をしていると認識してございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） いやいやいや、菖蒲田からって、私が今言っているのは招又に何年かかるんですかと。いいですか。じゃあ、その次に小浜に何年かかるんですかと。1年ずつやっていたら、それこそ10年かかると私言いましたよね。そこのところどうなんですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この話を前にも御説明したと思うんですが、まず地域の住民の方の意見を聞きながらということで始めておりますので、その取りまとめが現時点で今年度内に終わらせたいと、具体的な内容を次年度以降ということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 地域の住民の方の意見を取りまとめる、それは招又だけですか。それとも花渚地区、吉田浜地区、代ヶ崎浜地区、東宮浜地区と、それ、何ていうんですか、順次やるわけですか。1か所ずつ終わってからやるわけですか、それとも並行にやるわけですか、そのところ。それで年数が全然違いますから。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 遠藤議員の御質問ですけれども、何度も言っていますが招又についてはパイロット的に、その部分の成功事例といいますか、うまくそういった部分で、そのエリアがよい状況になればどんどんそれを広げていって、そういった点の、今七ヶ浜に残されているいい場所を最終的にはつないでいければいい町になるなという思いで逍遙のまちづくりということで挙げさせていただきました。ですから、まずは招又の住民の意見を聞いて、どういった、そのエリアの地域づくりがいいのかということで、まずは住民の生活エリアに入っていくもんですからコンセンサスを得なければならないと。だから時間をかけて、いつまでにこの逍遙が

つくらなければならないというんじゃなくて、そういった地域デザインをどんどんどんどん考えていくという発想で、その成功事例を広げていって、その末に展開で、例えば小浜地区、御前崎とかそういうふうなことで、そういったものがつながればいいということで、全体、こことここいい場所だから一気にそこを整備しろとかそういうコンセプトではなくて、地域のコンセンサスを得ながらどういったいい町の雰囲気づくり、何度も言っていますが、職場、家庭、第3のプレイスということで七ヶ浜の将来のまちづくりデザインを考えたときに、土地もない、産業もなかなかない、そういった中でうちの、この仙台都市圏でのまちづくりのデザインというものを考えたときに、そういった七ヶ浜のよさというものをどんどん広げていければという思いでプランづくりをやっているということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） できないことは仕方ないですけども、その地域デザイン、地域デザイン、まあ招又がある程度まとまれば、ほかの地域も一応、何ていうんですかね、一律というとおかしいですけども一斉にできるわけですよ、招又の成功例が出れば。それは時間的にも詰まるわけですよ。私が言うの、ちょっと間違っていますかね。1つの成功例ができれば、ほかの地区にもこういう事例というか、がありますと。すると、この地区でもちょっといい案出してくださいと。それを一斉に地域の住民に方向づけというか、知らしめることができるはずですよ。ですから、さっき言ったように招又が終わったら次小浜、じゃ小浜が終わったら次はここと、地域住民の生活圏の中ですから、それは時間はかかるとは思いますが。ただ時間がかかるからにして、やっぱり皆さん一斉に案を出していただいでですね。ある程度、じゃ順番を決めてこうしましょうと、そういうふうなその順序づけもできると思うんですよ。ただ何か、公務員さんが考える考え方、町民が考える考え方、やっぱりこのレベルとラベルというか、長さでも何でもちょっと、どっかが食い違っていると思うんですね。そこのところもう少し、もう少し煮詰めた話をしてもらいたいですよ。最低でも何年くらいでつくる予定なのか、多分町ではできていると思うんですよ、構想は。この構想は何年くらいでつくと。じゃあ、実際にこういう行程で動きましょうと。この地区はこういうふうに直しましょうと。あとは、何ていうんですか、散策道にしても何にしても、こういう案を出しましょうというの、多分町では、担当課さんでは出ていると思うんですけども、何でそれを我々議員、町民に示さないのか、それが不思議でならないんですね。そこのところ再度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず招又をベースにしてということで、そして、そのエリアにできれば、

民間誘導じゃないですけども、アトリエとか、例えばカフェとか、あとはいろんなショップとかがそういった部分での地域デザインができればいいなということで時間をかけている。何で招又なのかというのは、私は全体的に見たときに、例えば多聞山もあります。それこそ御殿崎もあります。菖蒲田の小浜、さらに花渚とか、いろんな神社もあります。ただ、文化財保護の関係、特別名勝エリアという現実的な部分を考えたときに、これは多聞山とかになかなか具現化できるものではないと。招又がたまたま特別名勝エリアから外れている、下水道も敷設されている、そういった部分で一つのパイロット的なものとして成功事例をつくって、うちの町の地域デザインをできないかということで招又をスポットとして進めているというような状況なんですね。そういったことでできないかと。いろいろ歴史を、議員さんおっしゃられたとおりにあれば、例えば花渚でいえば花渚城もありますし、花渚紀伊守の留守家の歴史もありますし、もちろん吉田城もありますし、そういったいろんな多聞山においてもいろんな歴史があるんですけども、そういった部分をどんどんその点を線にして面にできないかという発想ですから、これは時間、時間としては住民のコンセンサスをいただかなければならないということで、こういった構想プランというのは、通常、今までだったら大抵は全総、第4全総とか第5全総とか国の全総の中でやってきているんですけども、1つの区切りの中で、1つの5年区切りとか、そういったスパンの中でその地域デザインを考えていく。ですから、あとはマネジメントだと思うんです。マネジメントがどうなるか、そういったことで単純に役所の事業としてやるというよりも、役所の呼び水としてやるけれども、できればそういう民間的な資本も、小さな資本だとしても民間資本も呼び寄せて、そういった地域デザインができないかなという思いで今進めているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 今やっとスパンという、年度のスパンが出てきたので、そのスパンをある程度詰めてやっていただきたいと思います。まあ、今年中にはある程度まとまるんでしょうから、それをまず出していただいて、あとは議員でもむかもまないか分かりませんが、それをちょっと案件として見ると。

じゃ、次の質問に移ります。

町営住宅のウイークリーマンション的な利用者について先ほど言いましたけれども、それに関して、町の建設課の担当課では見回りとかそういうのを現にしているのかしてないのか、また、ふるさと会館にいる住宅供給公社の人間がそういう巡回などを行っているのかどうか、その再確認です。

- 議長（安倍敏彦君） 建設課長。
- 建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 建設課では、1か月に1度空き地、空き家だったり、その掃除、それと世話人さんの声かけ等も行っておりまして、1か月に1度は各町営住宅を訪問しております。
- 議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。
- 10番（遠藤喜二君） 今回住民の方から私のところにこういう話が来たということは、やっぱり住民の方も気にしているわけですよ。本当に生活が苦しくて町営住宅に申し込んでいるんだけども入れないと。現に入れないと。先ほど倍率なんか言われましたけれども、令和5年で2.4、令和4年で3.2、今年は令和6年で9月時点で3倍だと。その3倍の方たちが入れないんですよ、週に1回くらい寝泊まりしに来る世帯があるから。そのこのところ、どう感じますか、どう思いますか、担当課としては。
- 議長（安倍敏彦君） 建設課長。
- 建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 週に1度帰ってくるということなんですけれども、その方のプライベートの生活、出張だったり仕事でということも考えられますし、それに関しましては、何でしょう、ちょっと形が違うんじゃないかなと。留守にしていることに関しまして、プライベートなことでもありますし、ちょっと町ではなかなか調べにくいこともあるんですけれども、いずれ、何でしょう、一応帰ってくるというようなことであれば、その長期間の不使用の状態でもありませんし、違反とは町としては認識しておりません。
- 議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。
- 10番（遠藤喜二君） この質問は本当にデリケートな質問なので、これ以上議会で言うと、ちょっと波乱が起きる状況下にあると思います。それで、この件はちょっとここで置いて後ほど担当課並びに責任者とちょっと話をしたいのですが、議長よろしいですか、それは。
- 議長（安倍敏彦君） いやいやいやいや。
- 10番（遠藤喜二君） 議長に言っておかないと、担当から。
- 議長（安倍敏彦君） 質問をしてください。
- 10番（遠藤喜二君） 担当課、いかがですか。
- 議長（安倍敏彦君） いやいやいや、本来の質問に入ってください。
- 10番（遠藤喜二君） いや、ですから、今言ったように、これを表にすると問題が大きくなります。ですから、そのために、この質問はここで一旦止めますから、後ほど担当課に直接行きたいと思いますがいかがですか、担当課さん。

○議長（安倍敏彦君） いや、それはまた。副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思います。

これがどうして駄目なんだという質問についてはお断りしたいと思いますけれども、ただ、こういった基準についてどうなんだというようなことについては確認という意味であれば確認に来ていただいて結構だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） じゃ次、3番目。6分ですね。このラッピングに関してですけれども15年経過ということですね。パステルカラーで、2つの中学校から、爽やかな海、親しみのある感じ、それとオリジナリティーのあるデザインということで選んだと。それはいいんですけれども、ちょっと七ヶ浜にパステル、パステルもいいかもしれないですけれども、私も嫌いなわけじゃないですけれども、もう少し海のイメージですね、色的に。空のイメージ、もう少し出してもいいと思うんですね。

これはちょっと小さいですけれども、小さいのはまずいので大きいほうにしますか。これは利府のバスですね、りふっと、全面。ちょっとピンぼけしましたけれども、これが多賀城ですね。ちょっとこれ、ちょっと印刷のあれでピンぼけしました。見えますか。それで、これが塩竈、きれいなブルーですね、ちょっと濃いですが、塩竈。そしてちょっと松島もピンぼけしましたけれども、ブルーを使った色調でこんな感じ。そして、七ヶ浜がこれは一番いいやつ撮ってきたんですけれども、これ一番いいやつ。できればこの海の色、もう少し強くしてもいいような感じは個人的には思うんですね。これは、波かどうかはちょっと分かりませんが、波と空の区別なのか、もう少しこれをちょっと塩竈さんに負けないようなブルーにするとかですね、こんな感じ。これはちょっと濃過ぎると思うんですけれども、私の独断と偏見のあれですから無視してもらってもいいんですけれども。

もう15年もたっていますから、そろそろいいんじゃないかなと。うちの娘も昔七中の美術部でいろいろ看板とか町のやつで作らせていただきましたけれども、だから、もう15年たったのだから、そろそろ新しくしてもいいかなとは思うんですね。その点いかがでしょうか。それとも、いや、これはずっと続けるんだと。

あと1台だけ白にマグネットだけ貼っているのがあります。以前、総務課長が代車じゃないかと。代車が5年も6年も代車ですかと前にもそういう質問はしたんですけれども、まだ1台だけ、1620だっけ、1720か何かそういう車番の車が1台だけ走っています。その点も含めていかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

まずデザインにつきましては、当時、色見本を中学校に担当が持っていきまして、実際そのカラーを選んで採用したという経緯がございます。また予備車両分の白い部分ですね。1台というのは、契約上は予備の車両として白色で運行しているところで、会社で必要に応じてほかの市町への予備車両としても使うということもございまして、そのような1台が白い状況にあるということでございます。

また、今後ずっとそれを採用していくのかということにつきましては、まず現在のリース車両が令和4年に更新されておりまして、5年間まずリースとして使用していく予定でございます。その後の対応につきましては、ずっと採用するという事ではないんですが、これからいろいろ検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 今の七ヶ浜を走っているぐるりんことというのは、何回というか、何年車検を取り直しているんでしょうか。減価償却資産からすれば常用バスというか、は耐用年数5年のはずなんですけれども、何か以前からそのまま走っているような気がするんですけれども、それはいかがなものでしょうか。ちょっと確認のため。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現在の車両ですね、まずラッピングされているのが5台ございます。最新で契約を更新したリース期間が令和4年8月、これが2台、令和4年9月に更新しているのが2台、令和5年4月が1台ということでリース契約の5年間の更新を行っております。（「令和5年は何月ですか。もう一度お願いします」の声あり）令和5年は4月に。（「4月、1台ですね」の声あり）1台でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） これは新車ということで間違いはないですか。

○議長（安倍敏彦君） 課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 新車になります。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 予備車両ということですが、予備車両というのはあくまでも七ヶ浜だけが予備車両を担当しているんですか。先ほど、ほかの町村にも行くと。ということは、そうした場合、今5台、その予備車両を入れて6台ですか、5台ですか。

- 議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。
- まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 予備車両を入れて6台になります。予備車両につきましてはマグネットで取り外せるということで、同様の会社と契約をしている自治体さんで予備として使うこともあるということで御理解いただきたいと思います。
- 議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。
- 10番（遠藤喜二君） 七ヶ浜に走っているのは常時何台ですか。
- 議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。
- まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 5台の運行となります。
- 議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。
- 10番（遠藤喜二君） すると、ラッピングのバスは1台寝ているということですか、点検しているということですか、毎月。
- 議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。
- まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この車両に応じて修理とか点検とかで使用されないときに、その予備車ということで利用されているということでございます。
- 議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。
- 10番（遠藤喜二君） 予備車両がずっと1か月毎日走っていますか。
- 議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。
- まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 車両によっては、1日とか2日、点検あるいは修理にかかる日数がございますので、そういったときに1日間は白の予備車を走ることもございます。
- 議長（安倍敏彦君） 1か月走るのかという話です。（「ちょっと、ちょっと違うんだけども」の声あり）まちづくり振興課長。
- まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 町としては、契約上そこまで細かくうたっておりません。ですので、運行する会社のほうで点検、そういったところでの空白部分を予備車両として運行しているという内容となっております。
- 議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。
- 10番（遠藤喜二君） じゃあ、運行会社に任せっきりということですか。その予備バスが運行するに関しては。
- 議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。
- まちづくり振興課長（鈴木昭史君） その予備バス運行の報告はその都度いただいておりますので、要するに利用に支障がないという判断でそのような対応を取っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 分かりました。

じゃあ、コースに関してですけれども、マグネットを使っているということはいいいんですけれども、どこを通るか。どこどこ行きだけじゃなくて、どこを通るか。それもちょっと入れる考慮はないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現在フロント部分に何々行きという表記はしてございますので、引き続きそのような対応をしたいと考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ちょっと、ちょっと止めてもらえます。止めない。

何々行きだけで中間は入れないということですね、どこどこ経由とか何々は。この間、東京からいらした方が塩竈から乗って大体時間的に20分くらいで着くだろうと。50分かかっているんですよ、花渚まで。そうすると、それだったらタクシーで来たほうがよかったと、15分で。だから、そのコースの明記がないから50分も乗ってなきゃないんですよ。分かりますか、再度。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現在の表記につきましてはどこどこ経由という表記はしてございますが、詳しいコースまでは表記はしてございません。それをバスにというのはなかなか難しいので、今後、経路検索システムとか、そういったもののソフトでの対応をちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） まず最後の質問でしょうけれども。

○議長（安倍敏彦君） はい。

○10番（遠藤喜二君） それは、要はバスじゃなくてパソコンのほうに入れるということですか。一般の人は、バス停で待つけれども、パソコンなり携帯で、スマホなりで見るということあんまりないんですよ。そこのところ、ちょっともう一度、もう一度考えて町民の目で、町民の目でちょっともう一度返答ください。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 今の話につきまして、例えばバス停のところに、路線表記をした際に何分かかるかが表示できるか、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。

○10番（遠藤喜二君） いやいやいや、そういうのじゃないんだな。

- 議長（安倍敏彦君） 終わり。
- 10番（遠藤喜二君） いや、中途半端なんですよ。
- 議長（安倍敏彦君） じゃあ、はい。もう一回ぐらい。遠藤議員。
- 10番（遠藤喜二君） まちづくり課長。（「はい」の声あり）何分で着くかじゃなくて循環、循環も入れてほしいということですよ、マグネットで。そんなマグネットを入れたって読める大きさだったら、そんな40センチ、50センチの20センチで済むんじゃないですか、サイドに、乗降口に。そんな金かかりますか。私プレゼントしてもいいですよ、それだったら。ちょっとそこのところ、もう一度。前にだけ貼るんじゃないくて、乗る人は乗降口ですから前は見ませんよ。ああ、バスが来たって。でしょ。前見ますか。横でしょう。そこのところ、もう一度。
- 議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。
- まちづくり振興課長（鈴木昭史君） マグネットにつきましては、横にも貼ってございます。
- 議長（安倍敏彦君） あと、そのほかに。（「ちゃんと見て」の声あり）後で、各課で説明するみたいでございます。御苦労さまでございます。
- 10番（遠藤喜二君） 終わります。
- 議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前11時15分再開いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

- 議長（安倍敏彦君） 再開いたします。
- 次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。歌川議員、発言席に御登壇願います。
- [12番 歌川 渡君 登壇]
- 12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。
- 議長より質問の許可をいただきましたので3点について伺います。
- 第1の質問は、公園墓地Dブロック及びEブロック使用者・家族の参拝時の新たな駐車場として、Cブロックに簡易駐車場の設置を求めるに当たり、以下の6点について伺います。
- 1つは、2024年（令和6年）3月での使用許可（貸出）済み区画が88.5%と報告されております。各ブロックを合わせた未使用状況、約220区画の使用済みとなる年度見込みを設けているのか伺うものであります。
- 2つは、Bブロック及びCブロックの区画整備の計画予定はいつ頃になるのでしょうか。伺います。

3つは、Bブロック及びCブロックの区画整備をする際、同時整備となるのか、Bブロック及びCブロックのどちらかの先行区画整備となるのか伺うものであります。

4つは、現在、Cブロックの一部に砕石が敷かれ、駐車スペースとも取れる箇所があります。駐車場として利用されているのか伺うものであります。

5つは、Dブロック及びEブロック使用者家族の参拝時の駐車場として、Cブロックに簡易駐車場を設ける考えはないか伺うものであります。

6つ目は、モニュメント広場前空きスペースに駐車されている方の安全のため、B及びCブロック側に安全柵を設置する考えはないか伺うものであります。

第2の質問は、町が汐見台地区駐車場管理組合に賃貸物件としている七ヶ浜町汐見台南一丁目54番地内、面積で3,151平米の賃貸料が1台1,000円の12か月の年間30万円となっていることから、これらが適正な土地賃貸借契約としては言えないことから、以下の6点を伺うものであります。

1つは、駐車ナンバー1から30及び31から55までの駐車スペースがアスファルト舗装されておりますが、それぞれの原状変更による承諾はどのようにされているのか伺います。

2つは、借受人、管理組合であります。契約解除に伴う原状回復の説明はされているのか伺います。

3つは、先日、ナンバー31から55が改修整備されております。年度途中の契約車両台数の変更はされているのですか、伺うものであります。

4つは、賃貸料の算出額を1台月額1,000円とした算出基準を示していただきたいと思えます。

5つは、現在の地番内1平米当たりの地価額は幾らになっているのか伺います。

6つは、1台、月額1,000円の賃貸料は、町営住宅駐車場使用料月額2,000円から照らして妥当な賃貸料として考えているのか伺うものであります。

第3の質問は、本町では国の施策に基づき、七ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略、2022年から2026年、第2期総合戦略を策定し、目的、基本方針を基に、第2期では新たな6つの視点で4つの基本目標から総合的に展開しているところであります。

そこで、同戦略も折り返しを迎えていることから、2024年度、令和6年度時での4つの基本目標の目標1、「日帰りリゾート」のポテンシャルを活かし、なりわいを創出する。目標2、関係人口を拡げ、移住定住を促進する。目標3、人材育成を充実させ、子育ての希望につなげる。目標4、顔が見えるコンパクトな関係を築き、地域の安全・安心を確保する。これらの各

目標値の進捗状況と、今後の課題、取組について伺うものであります。

以下、3点を伺うものであります。

1つは、この4つの基本目標の目標値に対する進捗状況として、数値化と実績事業を伺うものであります。

2つは、この4つの基本目標の目標値達成のための今後の課題、取組としての継続事業及び新規事業について、あれば伺うものであります。

3つは、ビジョンでうたっている人口減少と地域経済縮小の克服の有効的な解決策は何をすべきかと町は考えているのか伺うものであります。

以上、第1回目の質問とし、町長の答弁を求めるものであります。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑Cブロック等に簡易駐車場の設置を、第2問、普通財産の適正な管理運営を、第3問、七ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期総合戦略）の進捗状況について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川議員の御質問、七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑Cブロック等に簡易駐車場の設置をについてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、各ブロックを合わせた未使用区画が使用済みとなる年度見込みを設けているのですかについてお答えをさせていただきます。

蓮沼苑の整備済みの区画が全て使用許可済みとなる年度については特に年度の見込みは設定しておりませんが、近年では使用許可のペースが年間10ないし15区画で推移しておりますので、このままのペースで行けば整備済みの区画が全て使用済みとなるのは10年ないし15年後になるものと想定しております。

次に2点目の御質問、Bブロック及びCブロックの区画整備の計画予定はいつ頃になるのですか、及び3点目の御質問、Bブロック及びCブロックの区画整備は同時ですか、どちらかの先行区画整備となるのですかについて、関連がございますので併せてお答えをさせていただきます。

Bブロック、Cブロックの整備時期は、Bブロック、Cブロックといっても分からないですかね。（「後でします」の声あり）いいですか。（「あるから」の声あり）Bブロック、Cブロックの整備時期は空き区画の状況を見ながら決めることとしております。今後の推移を注視しながら適切な時期に整備いたします。

また、Bブロック、Cブロックを同時に整備するかどうかにつきましても、今後の推移を見

ながら検討していくこととしているところでございます。

次に4点目の御質問、現在、Cブロックの一部に砕石が敷かれ、駐車スペースとも取れる箇所がありますが駐車場として利用させているのですかについてお答えをさせていただきます。

御指摘のありましたCブロックの一部の採石は、Eブロック造成時に工事業者が工事車両を止めるために敷いたものでございます。あくまで一時的な対応であり、当該箇所に墓地利用者用の駐車場を設けたわけではございません。

次に5点目の御質問、Dブロック及びEブロック使用者家族の参拝時の駐車場として、Cブロックに簡易駐車場を設置する考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

今のところCブロック内に新たに駐車場を設ける考えはございません。

次に6点目の御質問、モニュメント広場前空きスペースに駐車されている方の安全のため、B・Cブロック側に安全柵を設置する考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

御指摘の箇所は駐車場ではございませんので駐車する方のための安全柵を設置する考えは今のところございませんが、現地を見ますと高低差があり、何らかの措置が必要と思われる箇所には、例えば危険である表示をすとか、何か簡易的なものを設置する方向で検討したいと考えております。

以上を1問目の回答にさせていただきます。

次に2問目の御質問、普通財産の適正な管理運営をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、駐車ナンバー1から30及びナンバー31から55までの駐車スペースがアスファルト舗装されていますが、それぞれ原状変更による承諾はどのようにされたのですかについてお答えをさせていただきます。

汐見台地区駐車場管理組合によるアスファルト舗装の実施については、承諾書を発行した記録もなく、管理組合側への聞き取りにおいても管理組合側が町にアスファルト舗装を行うことについて申請をした記録がないことから、口頭による申入れか事後に報告があったか定かではございません。

次、2点目の御質問、借受人、汐見台地区駐車場管理組合ですが、借受人には契約解除に伴う原状回復の説明はされているのですかについてお答えをさせていただきます。

土地賃貸借契約書には、契約内容に違反した場合の契約解除の際には、借受人は賃貸物件の原状回復の義務を負う旨の規定がございます。契約解除以外では、借受人は、町の指定した方法に従い、自己の費用で遅滞なく賃貸物件を町に返還することとなります。担当課において行

った汐見台地区駐車場管理組合側への聞き取り時においても原状回復義務の話をしており、管理組合側も原状回復義務については認識しているものと思われます。

次に3点目の御質問、先日、ナンバー31から55が改修整備されましたが、年度途中の契約車両台数の変更はされるのですかについてお答えをさせていただきます。

契約については、汐見台地区駐車場管理組合に駐車区画55台分での契約とする内容を申し入れ、時期についても現在協議しているところであります。

次に4点目の御質問、賃貸料の算出額を1台、月額1,000円とした算出根拠・基準をお示しくださいについてお答えをさせていただきます。

汐見台地区駐車場管理組合と初めて土地賃貸借契約を交わした平成14年の7月から賃貸料の算出額を1台、月額1,000円としてきたことは、管理組合に対する聞き取りで確認することができましたが、町の現存する資料には算出根拠・基準について示すものがなかったため不明でございます。

次に5点目の御質問、同地番内1平米当たりの地価額は幾らになっているのですかについてお答えをさせていただきます。

周辺の宅地の基準となる地価額については、1平米当たりの地価額は3万2,400円となりますが、雑種地については示されておらず、近傍類似の土地の地価公示価格を基準として土地の形状などの補正率等を考慮して算定するものとなっております。御質問にあった地価額が1平米当たりの土地の貸付け単価を意味されているのであれば、1平米当たりの貸付け単価は近傍類似の土地の時価額に0.04を乗じた額である626.16円となります。約626.16円となります。これはあくまでも土地の時価額に0.04を乗じた場合です。

次に6点目の御質問、1台、月額1,000円の賃貸料は、町営住宅駐車場使用料月額2,000円から照らし、妥当な賃貸料と考えているのですかについてお答えをいたします。

汐見台地区駐車場管理組合に対する聞き取りの結果、確認できた管理組合設立の経緯が汐見台地区内の路上駐車による生活環境の悪化や事故防止の観点、緊急車両の通行支障の解消を目的とされております。また、この貸付けが、駐車場問題解消による住環境の向上、転出の抑制にもつながることから、貸付けについては利用者の負担をできるだけ少ない額としたことが考えられますので、町として1台、月額1,000円の賃貸料については、前述したとおり町民の利用者の状況を勘案した金額と受け止めております。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

次に3問目の御質問、七ヶ浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略、2022年から2026年、第2

期総合戦略の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、4つの基本目標の目標値の現在の進捗状況（数値化と実績事業）と、2点目の御質問、4つの基本目標の目標値の今後の課題、取組（継続事業及び新規事業）について、併せてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町まち・ひと・しごと総合戦略は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、4つの基本目標については、国の第2期総合戦略で掲げる4つの基本目標と2つの横断的目標を踏まえ、それぞれ設定し、それを基に重点施策に取り組んでまいりました。

現在の進捗状況、課題取組につきましては、基本目標1つ目、「日帰りリゾート」のポテンシャルを活かし、なりわいを創出するの指標。公的機関の支援制度活用により町内で起業・創業した件数では、令和7年度までの目標3件に対し現時点で累計1件の状況にあります。本町は大規模な企業誘致などで雇用を生み出す土地利用には限りがあり、コロナ禍による新たな生活様式などによるテレワークや2つの地域居住など働き方も多様化しており、大きな土地を必要としない魅力的な就業環境を提供できる可能性を秘めております。

移転元地や業務系用地への産業誘導では、長須賀移転元地にサーフショップがオープンし、花刈浜業務系用地へのワイナリーの建設やカフェの事業計画などの相談もあり、今後の立地にも期待しているところでございます。引き続き業務系用地への産業誘導の情報発信や土地情報の見える化を図り、なお一層、土地利用の促進を図ってまいりたいと思います。

また、県漁協七ヶ浜支所青年研究会と取り組んでいるトリガイの飼育研究では、市場調査及び試験販売において新たな特産品としての可能性を感じさせる高い評価を得ることができ、若手漁業者の生産意欲の向上も図られるようになってまいりました。引き続きトリガイをはじめとした新たな特産品の開発やブランド化など若手就業者の育成に取り組んでまいります。

基本目標2つ目の、関係人口を拡げ、移住定住を促進するの指標。本町への転入者数では、令和7年度の目標600人に対し令和5年度末時点では518人と、昨年度より21人増加した状況であります。海が見えるところへの移住ニーズがある中で、その受皿となる宅地開発があまり見込めない状況であり、また海岸エリアの多くは市街化調整区域で移住者のニーズと住宅のマッチングが課題になっております。一方で、復興事業で整備した、ながすか多目的広場や関係機関と連携しながら行っている町内の各種イベントや花刈浜地区の業務系用地などには多くの方に来ていただき、にぎわいが創出されております。引き続き関係機関と連携し、町に訪れていただくきっかけや機会を提供し、魅力あるまちづくりを発信してまいります。

基本目標3つ目の、人材育成を充実させ、子育ての希望につなげるの指標。本町で子育てを

していきたいと回答する保護者の割合では、令和7年度の目標値95%に対し令和5年度末時点94.6%と、ほぼ目標が達成できた状況であります。加えて、中間評価時における委員の意見では、英語を通じたコミュニケーション力向上の取組は、子供たちのコミュニケーションにも生かされており、子育てをしていく世代に町の取組をアピールすることでほかの目標にも波及していくという意見をいただいているところであります。全国的にも高い評価を得ており、本町の強みとも言える人材育成を町外に発信していくと同時に、若い世代の移住の動機づけの一つとなるようアピールしてまいります。また、本町における少子化の実情を踏まえ、政府が進める子育て支援に係る施策についてアンテナを高くし、より一層安心して子育てができる環境づくりに力を入れてまいります。

基本目標4つ目、顔が見えるコンパクトな関係を築き、地域の安全・安心を確保するの指標。地区の防災訓練参加人数では、令和7年度の目標値2,550人に対し令和5年度末実績2,469人と目標に近い数値となっております。目標値2,550人に対し実績は2,469人となっております。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後に3地区合同の防災訓練を実施したことで昨年度より大きく増加しました。中間評価時における委員の意見でも、町民の防災や地域の安全に対する意識は非常に高く、防災訓練や地区民合同大運動会を通して地域の人を知るといふ意味では、発災時の助け合いにつながると考えられ、目標達成に向けて実績は十分であるという意見をいただいたところであります。雇用の多くを町外に依存している本町にとって日中の防災・減災に対する備えが課題であり、常日頃から顔が見えるコミュニティを築き、地域力を向上することが、災害時の被害を最小限にとどめ、安心して暮らせる地域につながると考えております。地区民合同大運動会やスポーツダーツ等による地域づくりにより、子供から高齢者まで世代間交流を図り、避難行動要支援者を津波や大規模自然災害から地域ぐるみで守るための備えとして、災害時の避難支援の充実、防災対策に取り組んでまいります。

目標を達成するためには、1つの分野だけではなく、様々な分野における相乗効果が町の魅力アップにつながり波及していくものと考えております。これまで同様、引き続き6つの政策軸を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目の御質問、ビジョンでうたっている人口減少と地域経済縮小の克服の有効な解決策は何だと考えているのかについてお答えをさせていただきます。

人口減少と地域経済縮小は日本が直面している最も深刻な社会課題の一つであり、政府と地方自治体が一体となって取り組むべき重要な課題と捉えております。仙台都市圏においての本町は、働く場の多くを町外に依存しており昼夜間人口比率が日本一低い町であります。別の

視点から見れば、ここに住む価値があると住民に評価されているとも考えております。今後、人口減少を緩やかにしていくためには、町の魅力を高め、ワークライフバランスが実現できる町として町外に向け発信し、小さな町だからこそ築ける顔の見える関係づくりにより、持続可能で活力ある地域づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

また、仙台圏からの地理的条件、海の親水性、風光明媚な景色からも日帰りリゾートのポテンシャルを生かしたまちづくりを進めていくことにより、海浜エリアに少しでも多くのショップ、またはレストラン等が立地し、関係人口の増加につなげていきたいと考えております。そういった日帰りリゾートのまちづくりが実現すれば、漁業や農業などの地場産品にも注目が集まることで第一次産業への波及も期待するところでございます。

以上を回答とさせていただきます。（「議長」の声あり）

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） ちょっと自席に戻って。
- 議長（安倍敏彦君） はい。歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

第1点目の残りの未使用ですね、約220区画、貸出し済みとなる見込みについて再質問させていただきます。

状況に見ますと10年ないし15年ということでありました。ほかの議員の方も状況が分からないということでありましたので、ちょっと小さい地図ですけれどもこういう、蓮沼苑は、A、B、C、D、Eというブロックで構成されており、全ての張りつけが3,044区画ということになります。そして、現在はその中のA、D、Eが整備されている状況であります。

一つはですね、先ほど町長も言いました年10から15というペースでありますということです。この残っている実質的には、あと217区画ですけれども、年間ですね、大体この5年間を見ると平均やっぱり13であります。そうすると、私の試算だと約16年ですね。これ大体町長と似たような時間だと思います。ということで15年ぐらいはかかるということで、そういう状況になっております。

じゃあ、2点目について再質問させていただきます。

このBブロック、Cブロック。Bブロックについては573区画、Cブロックについては555区画ですね。そのところのA、D、Eの張りつけ状況を見据えて今後整備していくというような形です。このBとCブロック、これまでA、D、Eについては、約6割が多賀城への貸付けで

あります。その中での張りつけ情報です。そうすると、このB、Cにおいても、それぞれ約1,150ぐらいありますけれども、これについても、仮に多賀城に4割ないし5割の貸付けをしたとしても、幾らぐらい、何年かかるのかということを見ますと、事によっては、各それぞれ、B、Cについても15年前後かかります。これは多賀城に半分貸したとして。ところが多賀城でもいいよといった場合のこの1,100については、32年から33年かかるんですね。そうすると、この、ここで言うCブロックにかかるために整備するのは50年先にならざるを得ないというのが、この試算の推移であります。そうすると、このCブロックをそのまま更地にしておくのか。Dブロック、Eブロックを利用されている方、あそこ傾斜地なんですよ。参拝するときはいいんですけども、駐車場に戻っていくときに上り坂、そして、この建物は築何年でしたっけ、年数的に、ごめんなさいね。要するにD、Eの方の墓地が開園されていたときの家族の年齢もう高齢化してきているんですね。そうすると、やはりE、Dブロックの方の利用者の参拝者のことを考慮すれば、このCブロックを有効活用することが必要ではないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問いただいたとおり（「俺、町長に、まあ、いいや、どうぞ」の声あり）すみません。上に駐車場がございまして、下のほうに区画をお持ちの方につきましては、そこまで徒歩で移動というようにつくりつけにはなっております。ですので、御指摘のように御高齢の方とか足の不自由な方が参拝されるときには上に止めると不便という状況はあろうかと思えます。

今後、B、Cにつきまして、計画どおり573区画、555区画ということで当初計画されておりますが、そちらもどういふふうにしていくかというのもあろうかと思えます。現時点では、有効活用を今決めるということではございませんが、そういったことも踏まえての考えもあろうかと思えます。一方で、現時点でCブロック一部に御指摘のとおり碎石が敷かれているところがございまして、利用者の方、事実上そちらに車を止めて参拝されているお姿があるのは、そういう状況にあることは担当課としては認識しております。なので、駐車場として整備したものではありませんが、そちらに止めていただいて足の悪い方は参拝されているという状況でございます。そうしたことで現時点は大きな御不便はかかってないのかなと認識しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃ4点目ですね、Cブロックの一部に碎石が敷かれている状況につい

てであります。これについては、Eブロック工事業者が敷設したんだというようなことであります。現状はこういう状況であります。これは整地、池側から見たCブロックですね。それぞれと部分に砕石、そして、そこに対しての車の出入り、私が見えるようになっています。

ここで2つ質問しておきます。

1つは、この業者に対して原状回復措置をしたのかどうか、本来。工事のためですから、当然業者は事業が終わったら原状回復しなきゃいけないんですよ。そういうことを求めたのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問の通告をいただきまして、この辺の経緯の確認に努めました。原状回復を求めたかどうかという点について確認は取れておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 担当課、ちゃんと仕事してくださいよ。町の財産ですよ。工事の確認、終了確認したでしょう、きっと。しないということですか、現場に行っていないということですか。ちゃんとこの、これまでの震災時の仮設住宅を改修するときにも業者がきちんと更地にして返してくれました。なぜしないんですか。そしてこれ、写真が11月の十七、八日頃に撮ったものですよ。現在においても、私がきちんここに示されているんです。近年においてもCブロックというのはいつ頃したんですか。Eブロック。Eブロックの工事はいつ頃されたのか伺いたいと、ああ、違う、違う。Dブロック、ごめんなさい。Dブロック、Eブロックの工事をされた、終了した時期はいつなんですか。

調べた後でいいんで、質問している間に後で答えてください。

要するにね、もう数年じゃなくて数十年近くたっているんですよ。10年以上たっていますね。しかし、その後もこうやって車の出入りをしている。これに対して、担当課として、管理者として、ここが駐車されていることは周知しているんですか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 担当課として、利用者の方がそちらに駐車をされている状況があるということは承知してございます。先ほどの答弁、失礼しました。おっしゃるとおり確認をしなければいけないということで確認をしているはずでございます。撤去されなかった事情については確認取れてないんですが、現状において止めていらっしゃる方がいて、砕石があるのを撤去しなければならない状況にはないということでそのまま砕石は敷かれている状態にし

ております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するにね、ここのCブロックにこういう砕石があるから仮の駐車場じゃないかということで参拝、家族の方、参拝者は誤解をしているのかな、そうすると。しかし、やはりこういうところが必要だということだね。やはり町としても認識しているから一定黙認しているのではないかなと思います。そうであれば、先ほど言ったように、このCブロックというのは、何ぼしても50年先なんですよ。だったらここを採石しなくてもいいですけども、一定のトラロープなどを張りながら、あと簡易的なアスファルトも、朝から晩まで毎日参拝者が来るわけでもないで、トラロープなどを張って一定の区域を駐車場にするという考えは新たに持たなかったでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） この場所については、便宜上、砕石が引かれていて、私もあそこの墓地を借りている1人ですので、現状を見ていますと、お盆とか彼岸とか結構そういった利用されて皆さんうまく調整してやっているなということで、Cブロック、Dブロック、Eブロックもやっていただいていると思っています。ですから、あえてそこ、まだ今後の、場所がいろいろ、大分時間はこれからかかるとは思いますけれども、まだまだ手をつける場所ではないなと思っていますので今のままにしていると。

あと一つは、歌川議員さん御存じのとおり、あそこは蓮沼墓地、公園墓地なんです。公園墓地で、あそこの通路というのはある意味で管理用道路ということで、車両の搬入は本来はできないというか。例えばあそこを遮断して、本当は車止めあったんだよね、あれ。（「はい」の声あり）車止めあったんだけど、それは高齢化ができて、ちょっと距離があり過ぎるから駄目だということで、それで、逆に私何か見ていたらあそこを一方通行でやっぱりぐるっと回るようにしてあげないと、（「俺、この次、その質問するんですけども」の声あり）だから、やっぱり、いや歌川さん言うのは分かるんですけども、利用者を見ているとそういったことで、ちょっと町が譲歩してあげれば一方通行で回れるし、そうやってあそこを、車を置く場所がやっぱりないと不便だということも分かるんで、ただ、今のようによく利用していただいているなと思っているんです。

ただ逆に上のほう、Aブロックのほうで、去年、増設させてもらいましたけれども、あそこは路上に駐車されてお互いにもめているんです。その場面を私も見ているんです。だから、こ

れでは駄目だと。上のほうやっぱり段差があって、高齢化してきて、距離もあって、誰も動かないんです、上には。（「そうですね」の声あり）だから、取りあえずAブロックのところを広げさせていただいて、今年ちょっとお盆とか見ていましたら、ああ、うまく利用されているなということで、車を路上に止める人も少なくなったんでその辺はあれかなと。あんまりあそこを今度下のCブロック、あれが公園墓地だからと遮断してしまうと、せつかくの町外の人とはいえ、利用する方が不便だろうなということで、今のところはですね。ですから、簡易的な、例えば一方通行の表示みたいなのとか、そういったトラロープでモニュメントのところの少し段差あるところはやっぱり危険ですから表示はしなきゃいけないという思いで考えていました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということでね。結局は町長自身も、または町長が参拝する中で見ている光景の中で、やはりここのCブロックについては、実際に利用している方に対しては、おお、どけるなんていうことは言わないでしょ。結局黙認しているんですよ。そして、これを今言ったように、この現状のように、ここは駐車場として勘違いして止めている方、あとは、ここは真面目に駐車できないんだなということである方、やっぱりそういう誤解を招く状況にあるんですよ。そういう意味では、きちんとどちらかに統一すること、それがやっぱり必要じゃないかなと思います。

あとは、ここについては、先ほどの状況でも途中から道路が狭くなるんですよ。そういう点では、一方通行の表示をしながらやはり利便性があるような措置をやるのが、さらなる墓地の使用者の向上にもつながるのではないかなと思います。今後の検討の課題として持つていくという考えはありませんか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御指摘いただいた点、今後の検討課題として検討させていただきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その場合、検討については年次的な、要するに期間、期限を設けて考えるという考えはないんですか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 現時点で年度を設けてというところまでは考えておりませんが、そこも含めて今後の検討課題とさせていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 6点目。モニュメント前空きスペースに駐車されている方の安全のためにB、Cブロックに行く側の、のり面に対して安全柵を設置する考えはないかということであります。当然、場所的にはこういうモニュメント広場から中央園路に臨むということで、実際にこうやって私が訪問したときには2台、あとこっち側にもう一人いたんですけども、いなくなっちゃったんですけども、要するに、こういうところね。この草が枯れているところは、のり面の下で崖、段差があって低いんですね。なので、ここに止めることによって、事によっては車両の転倒にもつながるということであるので、もし駐車として認めてなければ、ここはきちんとトラロープなどを張りながら駐車禁止、または認めているのであれば、この裏側にきちんとした安全柵を設けるとい、どちらかの選択をする考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御指摘いただいたモニュメント前のスペースにつきまして、何がしか簡易的なものにはなるかとは思いますが対応を考えたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目に移ります。

再質問に当たって、初めに確認したいことが3つほどあります。

1つは、この公有地は行政財産として認識、確認していいのかどうか、その点。

2つは、この地域は市街化区域であり、近隣商業地域と第一種低層住居専用地域となっているのかどうか、その点を、確かなのか。

3つ目は、2024年、令和6年度4月1日付での土地賃貸借契約書での第4条賃貸料での駐車台数は25台、新規、今年度の、なっておりますが、実際の、そのときの4月1日では駐車台数は30台として当局は認識しているのか、その点を確認させていただきます。その点どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず1点目の行政財産として認識しているのかの部分につきましては、こちらの部分については地目が公衆用道路となっております、そのようになっておりますが現況雑種地として貸付けを行っているところであります。

あと、この土地につきましては市街化区域に含まれている土地でございます。

あと3点目の4月1日契約の台数につきましては、契約台数上25台としております。

以上です。

- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） 30台という認識はしているということですか、実際に。
- 議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（青木ゆかり君） 実際の台数は30台ではございません。30台ではないという認識はしております。
- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） まず場所の確認、ちょっと金がなかったんで小さいコピーになりました。これ汐見台南1丁目の赤いところ、これが賃貸借契約している3,151平米の面積であります。
- そして、1点目のこのアスファルト塗装の原状回復による承諾はされたのかということについては、話はしているということであります。そして、この1から30までですね。要するに契約時点で、この4月1日前の時点で既にアスファルト舗装化されて31台という状況になっているんです。担当課としては、現場の確認をしているのかどうか伺いたいと思います。
- 議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（青木ゆかり君） そちらは現場の確認をしております。（「え」の声あり）しております。
- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） そうすると、アスファルト化されていて4月1日時点で25台の駐車スペース、アスファルトの状況、アスファルト区域が25台なのか30台なのかどちらでしょうか。
- 議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（青木ゆかり君） アスファルト舗装の部分は30台となっております。
- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） そして、26台から30台のところは表示されておりますが、そこは管理組合に貸出ししていないということで理解してよろしいのでしょうか。
- 議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（青木ゆかり君） そこは一体として貸出ししておりますので、組合のほうに貸し出してあります。
- 議長（安倍敏彦君） 歌川議員。
- 12番（歌川 渡君） そうすると、一体として貸し出しているということは31台も認識しているということですよ。そうであれば、契約としては面積じゃなくて台数でしているということですので、実際に31台、組合としては利用しているんだから、今年度の事業の中で31台にすべ

きではなかったんですか。その点、当局の考え、状況について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、今現在、台数の部分につきまして管理組合と協議をしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私が言っているのは4月、今回の10月の事業じゃないんですよ。4月1日時点で25台契約したんでしょ。でも31台あったんでしょ、現場確認しているんだから。何でそのときに組合に対して、ちょっと待って、あと5台足すからね、そういうことは指導しなかったんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） これまでの管理組合の設立の経緯等も含めまして、汐見台地区内の路上駐車による生活環境だったり、（「それ、当然」の声あり）はい。事故防止の観点、緊急車両等の通行支障の解消等を目的としている部分もありますので、その台数はそのまま25台だったと、ここは推測されます。（「おかしいじゃない」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） あのね。汐見台、一定のあそこを利用する方はいいですよ。しかし、3丁目、4丁目、あとは6丁目の方、私もそうですよ。庭を潰して3台止めるように、最初は1台ですよ。その次、駐車場の拡幅をして2台、そしてさらに拡幅して子供が大きくなることによって3台にしているんですよ、自前でやって。それはなぜかというと路上駐車は近所の迷惑になる、道路交通法違反ですから。じゃあ、この方たちにちゃんと自分たちで駐車場を確保しなさい、25台おかしいんじゃない、30台使ってるなら30台取りますよ、これ社会的常識じゃないですか。行政財産ですよ。皆さんから金ばんばん取りながら、こういうところ何でしないんですか。改めて。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今後につきましては、実台数での契約を組合側と協議しておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次ですね。ナンバーの3番、31から55までについて質問させていただきます。

これについては、口頭での確認はしたけれども文書的な取扱いはしていないということであ

りました。この土地賃貸借契約の中の第6条、形式の変更については、あらかじめ書面による甲、要するに行政ですね、承諾を得なければならない。勝手にやっちゃ駄目だよ、ですよ。勝手にやっちゃったんですよ。原状回復させなさい。そして書面を取ってから、こういうのを造らせなきゃいけないじゃないですか。仕事怠慢ですよ。それについての認識どうなっているんですか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私から回答申し上げたいと思いますけれども、当時、私、財産管理の係のほうにいた記憶が若干ございます。その当時、話合いの中では、6丁目とか近くの人たちだけに貸付けを、その地区、その場所を貸付けするというようなことではなかったはずですよ。それから、取りあえずトラロープとかなんとかで、そういうふうな簡単な利用の仕方するんだらうけれども30台だけですよという話はしたはずなんです。ただ、その後に守られてきたかどうかということについては、ちょっと私も記憶が定かでない部分がありますんでね。本来であれば、今気づいているわけですから、そういったことの話合いというのは当然ながらしていかなきゃならないんだらうなと思っていますし、貸付け台数もどこまでなんだというような場所についても当然ながら範囲を決めてというようにきちんとした形でやらなければならないと思っていますので、おっしゃるとおりだと思います。4月1日で職務怠慢だというのであれば、私の指導が悪かったというようなことで、（「そうだ、悪いんだ」の声あり）そういうふうにご理解していただきたいなと思いますので、今後についてはきちんと管理をしてまいりたいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この今、副町長が言われた、あと現状の確認ということですね、要するに町も、あと管理組合も、この3,151という土地の面積図というのは所有しているんですか。どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） これ3,151平米に変わったのが平成16年のあたりでして、こちらの書類がちょっと保存年限が過ぎておまして実際ない状態であります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 第2の怠慢。汐見台駐車場管理組合、私に任せなさいよ。賃貸物件土地平面図。このナンバー1から30まで、奥行き76メートル、幅14メートル、面積1,064平米、そして今回55まで設置した部分、長さ68メートル、横幅、平均的に13.5メートル、そして面積が

918平米、そして、今、除草されているところ、これが90メートル奥行き、そして横幅が13平米、面積的に1,170平米。これを足してみたら、見てください、3152。何でこういうの契約するときにつくれないの。あんぽんの私自身はできるんだよ、こんなの。そして当たり前でしょう。こういう契約の中で面積を契約書の1等に掲げているんでしょう。これを甲乙で確認しない契約というのはあり得るのかどうか、その点。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今後の契約からは是正してまいりたいと考えています。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4点目、1台1,000円の算出根拠、分がんねということでありました。これも怠慢ですね。

5点目、同地区同地番内の1平米当たり時価626.16円ということでありました。私、この点についてもやっぱりきちんと精査して設けるべきではないかなと思います。町の財産譲与と土地の貸付けとかというのがあるんですけども、この条例で。その中で今町長がお話ししました、この土地については、公有財産を当面使わない場合、貸付けすることもできますよと。そのときの条例がここに書かれているんです。先ほど言いました平米当たり0.04という加算ですね。そうすると、3,151平米、この町の条例、土地貸付け、そうするとですね、計算してみてください。197万3,030円ですよ。面積でやれば200万円ですよ、当たり前の。これはほかの事業者、個人に貸している金額ですよ。何でここだけ1台1,000円なの。おかしいじゃん。町の財産の有効活用、ほかの人と当たり前に徴収すること、これが行政の仕事じゃないですか。もし安くするんだったら町営住宅の駐車場も月1,000円にしてくださいよ、利用者の利便性のために。町営住宅の収入の低い方が、低い方って失礼ですけども、収入の少ない方が入居されているんですよ。そういう人たちに施すのも行政の仕事じゃないですか。そういう点ではどうなんですか。

2つ目、2つね。1つは、この財産の譲与の貸付けのこの基準に照らしてなぜできないのか。あとは町営住宅の貸付けの2,000円に対して1,000円、これは駐車場の提供という点から不平等ではないか、その点の2点。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちら基準に対してできなかったのかと1点目につきまして、こちら管理組合の設立の経緯が、先ほども申したとおり路上駐車生活環境の悪化や交通安全対策等によるものになっております。そのため、推測ですが1台当たり1,000円にしたの

ではないかと推測しております。町営住宅駐車場使用料との金額の差につきましては、町営住宅駐車場は町で駐車場を整備しております。こちらにつきましては、管理組合で整備というか、そういうふうな形をしておりますので合わせる必要はないかと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後になります。今後、土地の譲与についてはこの基準に基づいて徴収するのかどうかですね。その点だけ伺いたいと思います。どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） そういうことにはならない。というのは、ちょっと待ってください。ちょっと待ってね。というのは、住民の利便のために生活あるいは北工区を開発したときの町の責任上、車を1台分しか止められないとかそういった開発の段階で、本来であればもう少し車が止められるようなという計画を立てればよかったですけれども、そういった計画が立てられなかったという負い目があるものですから、この場合には、ちょっと話合いでもってどうしようかということになりました。今後、この例に合わせ改正するか、あるいは何かして、ちょっと見直しはしますけれども、全部、今の歌川さんがおっしゃるような何百万円という貸付け料にするというようなことはちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するにね、私なんかも、先ほど言いましたよ、私も1台の土地でした。それを2台、3台と庭を直したんですよ。そういうことを求めるべきじゃないですか。それは町の責任じゃなくて開発業者の責任ですよ。ということで、当たり前の条例に基づいた改定をすることを求めて終わります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 御苦労さまでした。（「3点目は次回にします」の声あり）

これにて一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。午後1時20分より再開いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第3 議案第59号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理

に関する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第59号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第59号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

議案書は1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。議案参考資料1ページを御覧ください。

まず、第1条は、七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正となります。

同条例第4条第1号につきまして、「禁錮」となっているところを「拘禁刑」に改めたものとなります。

次に2ページから3ページ目を御覧ください。

第2条では、職員の給与に関する条例の一部改正となります。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第5項第1号につきましては、「禁錮」を「拘禁刑」に改めたものとなります。

続きまして4ページを御覧いただければと思います。

第3条では、七ヶ浜町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正となります。

同条例第17号につきましては、「懲役」を「拘禁刑」に改めたものとなります。

次に5ページから6ページ目となります。

第4条では、七ヶ浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正となります。

同条例附則第3条第3項及び第4項並びに第9条第4項につきましては、「懲役」を「拘禁刑」に改めたものとなります。

議案書2ページにお戻りいただければと思います。

中段の附則第1条により、施行期日は令和7年6月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第60号公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） それでは、議案第60号公民館条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は4ページをお開きください。

本案は、提案理由にありますとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者による管理を可能にするため、所要の改正を行うものであります。

続いて5ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、主に3条及び11条から13条の新設であります。

内容につきましては、別冊議案参考資料の7ページをお開きください。

第3条につきましては、公民館事業について追加するものであります。

また、第7条は使用料についての文言の整理となります。

続いて8ページをお開きください。

第11条は指定管理者による管理、第12条は指定管理者が行う業務の範囲等、第13条は指定管理者が行う管理の基準について追加するものでございます。

なお、施行につきましては議案書6ページの附則にあるとおり公布の日からとしております。

以上、議案第60号の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田秀和議員。

○13番（仁田秀和君） 1点、それぞれ伺いたいと思います。

今回の条例改正で指定管理者制度を導入する目的と、またはその制度導入に伴い教育委員会

の役割や責任範囲はどのように規定されるのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 目的につきましては、一般質問でもございますとおり、今後の中央公民館、そちらの運営につきまして、いろいろな視野の意見を求めながらよりよい施設運営をしていくということで、事業者もしくは指定管理ということで、こういった形で事業を今後進めていきたいということで今回条例の改正を行うものでございます。

教育委員会としましては、当然、中央公民館所管でございますので、今現在スポーツ施設をやっております、ゆめクラブとかグラン・スポールさんのような運営に関しまして、こちらで情報を共有しながらよりよい運営を進めていきたいと考えております。

以上です。（「責任範囲というところで聞いたんですけれども」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 教育委員会の責任。じゃ仁田秀和議員、もうちょっと具体的に言ってもらっていいですか。（「具体的にも何も」の声あり）生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 指定管理、仮に指定管理になった場合ですけれども、町の当局との契約というか締結になるかと思えます。ただ、運営上、地方公民館の事業を進めていくということですので、当然教育委員会、こちらのほうでは、運営上の部分の利用者に対してもですし、施設管理に対してもですし、そこら辺は教育委員会で重々確認を取りながらやっていきたいと思っております。（「教育長から何かないですかね」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 教育長。

○教育長（須藤 清君） 今、生涯学習課長が申し上げたとおり、この条例に基づく教育委員会、指定管理者制になった場合ですね、この新条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従い、公民館の管理を行わなければならないと新法改正されているとおりです。なので、教育委員会は、この事業そのものの具体及びその結果において責任を持つものと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、指定管理者においては契約上の責任であったり、そういうところは当然あると思うんですけれども、第12条に規定されている指定管理者が行う業務、1から3まで定められておりますが、ここの具体的な内容をお示しいただきたいというのと、また第11条第2項に記載されております利用料金の設定や収受について、指定管理者と教育委員会の役割分担についてどのように規定されていくものなのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず第12条につきましては、今現在、生涯学習課、中央公民館でやっている事業、各種ありますけれども、社会教育事業でやはり指定管理にはお願いできない事業もございます。そこらを今のところ精査しております、これから、当然これから指定管理になるかというところですので、全てこれから精査しながら進めていくところでございます。料金につきましても同じように、現在そちらをお認めいただきました後に課内及び総務課も含めまして協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この改正については、私の理解としましては柔軟性を求めるものであって、今後どういうふうに規定していくかというものを精査していくというのは、それはちょっとありきな回答になってしまうのかなと思いますので、前段のほうで私の理解で多分合っているのかなと思いますけれども、そういったところで今後のそういった柔軟性については期待するものだと思います。ぜひ住民のニーズに合った運営を目指していただければなというところに思います。

最後に、条例改正が施行された後ですね、利用料金の別表で掲げる額の範囲内と規定に基づき、その別表の作成や改定手順、改定の手続、これについてはどのように進められ、どのような基準で運用されるというところを見越しているのか、料金設定に関しましては住民の関心度も相当高いものがありますので、その点について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 料金設定につきましては、他市町村、特にある市町村、町に関してはかなり高額になった施設がございます。今のところ担当課としましては、現在の利用料金は継続したいと考えておりますけれども、今後そちらについても精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 改定の手続。いいのか。ごめん。しないね。（「すみません、議長」の声あり）はい。

○13番（仁田秀和君） 何ていうか、解釈のそごがあったのかなというところで。住民関心が高いというのは、要するに住民負担が増えるんじゃないんですかとか、そういった不安が懸念されますので、そういったところについての基準、どういった形でそういった基準を設けた運用をされるのかということでございます。（「今のは説明だから答弁じゃなくて、答弁求めな

くていいの」の声あり)なので、そこの答弁を求めますというものが最後の質問ですよ。

○議長(安倍敏彦君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(遠藤弘次君) 料金につきましては、先ほども申し上げたとおり現在の料金制度を継続していきたいとは考えておりますが、そこら辺、指定管理なり事業者がなった場合につきましても、利用料金、住民に対しましては、そこら辺は当然、変わりましたよだけではなくて、料金についてもこういった部分ですよという部分で理解を求めながら公表していきたいとは思いますが、すみません。よろしくお願ひします。(「すみません、議長もう一度よろしいですか」の声あり)

○議長(安倍敏彦君) じゃあ仁田議員。じゃ平山副町長お願ひします。

○副町長(平山良一君) 私から説明する立場ではないんですけども、条例の読み方という部分でちょっと解説したいなと思ひますので御理解いただければと思ひます。

当然ながら、これの料金を変える場合には、当然ながら議会さんにもかけるというような形になりますし、限度額を定めるというようなことになりますので、それ以上というようなことにはなりませんので住民には安心していただけるかなと思ひますけれども、業者側がもし限度額に達しないというようなことで安くどこまでできるかというようなことになると思ひますので、その辺はきちんと住民にも説明していきたいと思ひてお願ひします。

○議長(安倍敏彦君) じゃ再度、もう一回きちんと。どうぞ。

○13番(仁田秀和君) すみません。議長の御配慮に感謝します。

要は指定管理とか民間委託にした場合に当然に利益というものが頭に入ってくるかなと思ひますので、そういった料金設定に関して指定管理者がこういう設定をするとか、そういったものを当然指導はされると思ひますけれども、そういう契約もされると思ひますけれども、そういった懸念がありますので、住民のそういった負担が増えるところは懸念されるから、そこについての基準というものはどういふふうなお考えをお持ちですかということでございます。

○議長(安倍敏彦君) 平山副町長。

○副町長(平山良一君) それでは、その辺につきましても私が回答申し上げたいと思ひますけれども、当然ながら指定管理を結ぶ際にどういった事業をやってもらうかというようなことも検討していただきます。その中で、利益を得るんだとすれば効果そのものは出していきながら、ほかで、例えば油質とかですね、そういったもので節約をすればそれだけ利益が出るというようなことになりますので、料金を上げなければ利益が出ないという形の指定管理にはならないと私たちは理解しておりますけれども、ですから、全体額で見るといふ考え方になります

ので、そのときに相手側と話し合いをしながら、どういった事業をやってもらってということになると思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

この段階で住民にどういったことというようなことは、なかなか申し上げるわけにはいきません。ただ、契約の中で人件費を、人件費でない、人数を削ったりとか、あるいはほかのことで住民に影響があるような、そごが出るような、そういった契約は絶対しないということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 1問お伺いします。ちょっと確認みたいな感じなんですけれども、この条例の適用範囲についてお伺いします。

この条例は、全ての公民館に適用されるという認識でよろしいのか、中央公民館だけという認識でよろしいのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらの公民館条例につきましては、条例にもあるんですけれども、中央公民館及び、今の段階は西部地区公民館が該当になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○3番（佐藤信輝君） 地区の公民館は関係ないという話でしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） あくまでも今先ほど述べた2つになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問です。こちらの中央公民館のというところなんですけれども、野外活動センターも中央公民館と隣接しているというか同じ敷地内にございます。今キャンプ場はアクアゆめクラブで管理されています。そうしますと、その他の、すみません、私がちょっとちゃんと読み込めば出てくるかもしれないんですけれども、その他の施設というのは、今後もし指定管理者が中央公民館を運営していくというふうになりましたらそちらはどうなるのか、もしお答えできるのであればお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 野外活動センターにつきましては、今議員さんおっしゃったとおり、キャンプ場につきましては今ゆめクラブに指定管理としてお願いしています。その他の、

今現在、ゲートボール場だったり、バスケット、あとスケボーだったり、そちらにつきましては一体化という意味合いで中央公民館、そちらと併せて指定管理を考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、先ほど副町長からも御説明あったとおり、やっぱり指定管理者となるとやはり利益を生まなきゃいけない、あまりにも低い料金、そういうところに気を取られ過ぎるとサービスが低下してしまうというのがやはり懸念材料となります。ですので、もちろん無料で使えたりとか、今までどおりの同じ料金で使えるというのは、町民にとっても利用者にとってもハードルが低いというか、何も障害物がないんですけども、継続的に運営をしていくという観点から、そのこのところのバランスをどのように考えて指定管理にできるようにするというこの条例を制定するのかということですね。やっぱり一番大事なところだと思いますので、そのこのところをどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらでの考えは、今現在、中央公民館で行っている事業、あとは施設管理等々につきましては、指定管理のほうにということか、事業者のほうにお願いしたいなと考えておまして、そちら、経費というんですかね、整備とかそういった部分につきましては同様な金額で行きたいとは思っておりますが、ただ指定管理との話の中でどこを落とすのかということをお話しながら、先ほど言ったように町民に対して不利益にならないようにしたいとは思っております。

今現在、ちょっと課内で話をしている中身につきましては、やはり今運営しているところを進めながらやっていきたいと思っておりますので、経費についてはあんまり上げたくないなというところは考えておりますので、今直美議員さんがおっしゃったような利用者に対して不利益になるような部分は今のところは考えておりませんので、町民に対してしっかりと前向きにいききたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 教育長。

○教育長（須藤 清君） 今課長が述べたことについてなんですけれども、課長の気持ちは重々受け取っていただいたと思います。まだ、このことについては細目をこれから詰めていくところですので、指定管理後の話、指定管理に至るプロセスの中でその議論をしていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） じゃ副町長。（「すみません」の声あり）平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私ではよろしいでしょうか。議員さんの心配もごもっともだと思いますので、どれだけ町側が直接的に関われるかという部分じゃないかと思うんですね。もし指定管理者だけが顔見えるということだと、やはり住民は不安を感じるんじゃないかと思いますので、当分の間は職員が、例えば生涯学習課のほうに何人かは行っているとか、そういった人事面で対応したりとか、そして、それで実際の業務がどのように行われているか、そういったのをしばらくの間見るということが必要になってくるのではないだろうかと思っていますので、その辺につきましては組織の在り方、それから人事の在り方、そういったので住民が不安を持たないようにというような形で運営をしていければと思っていますので、御期待をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） よく理解できました。どちらの説明もというところなんですが、私が一番懸念しているのは、先ほども申し上げたとおり料金を低くし過ぎてサービス低下につながるんじゃないかというところで、その全体を見て、ソフト面で、例えばレッスン料を今までよりは高くして、だけれども一般的に使う方々の利用料は抑えますとか、そういった経営をしていく上でそういったバランスというのがこれからあるかと思われま。そこのところを、サービスを低下させずにしっかりと指定管理者でやっていく、そのお考えはあるかとは思いますが、それをどのように考えているのかというのが私の質問だったんですけれども、はい。最後です。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それで、最後まで私回答するのはちょっとおかしいんですけども、回答させていただきます。

御心配ももっともだと思いますので、その都度、何か新しいものをやる、あるいは、そういったものが実際に社会教育上必要なものなのか、あるいは、料金とかそこから取るべきなのか、その水準はどこなのかというようなことは、年当初なり何なり中間であっても協議ができるような形で指定管理の契約を結びたいと思いますので、その辺については安心していただきたいなと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。岡崎議員。

○11番（岡崎正憲君） 1点なんですが、今までのお話を伺っていると、今の回答を含めまして指定管理に移るという前提で今お話しされているような感覚を私は持っているんです。とこ

ろが、今のこの条例の変更というのは指定管理も可能だという前提で話されていると思いますので、指定管理になるということを前提としたお答えというのは少々行き過ぎというか場外れじゃないかと思っております。その辺の御回答をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長お願いします。

○副町長（平山良一君） おっしゃるとおりでございます。であればということで回答申し上げたつもりですけれども、その辺については私言葉足らずでした。申し訳ございません。その辺については言葉を加えてですね、もしこうなった場合にそういったことを気をつけながらやっていきたいということをお願いするつもりでございましたけれども、ちょっと言葉足らずで申し訳ございませんでした。（「了解しました」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点だけ質問というか確認させていただきます。

先日、一般質問でもさせていただいたところと関係ありますので確認したかったんですが、西部公民館というのは遠山・境山コミュニティセンターのことを指していますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 西部地区公民館は、そのとおりコミュニティセンターのことです。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、先日の一般質問のときに閉鎖、閉鎖じゃないな、使用禁止云々というのは、その後の取扱いというのは、指定管理になった場合、指定管理先の判断ということになるのでしょうか。それとも、閉鎖した後に指定管理という流れになるのか、指定管理するかどうかというのもあるとは思いますが、ちょっと確認させてください。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 指定管理の事務をやっている立場から、総務課からちょっとお答えさせていただきます。

公民館条例の施設名は2つ、中央公民館と西部地区公民館と記入はされておりますが、本条例については、あくまでもできる規定でございますので、中央公民館をやるのか、西部地区公民館をやるのか、今後議論で2つ一緒に必ずやるというような規定ではなく別々の判断が必要になるということになります。

以上になります。（「分かりました」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 1点のみ。今、この条例改定の必要性の有無、有無を今提起する必要があるのかと。提案理由に、地方自治法昭和22年ですよ、法律第67号、今から77年前の話ですよ。これを今まで77年間ぶん投げておいて今さらやるというあれありますか。ましてや今職員に対して、今の職員に対して何か不足か何かあるんですかね。よりよいサービスを求めるとかなんとかといっても今の職員でも間に合うんじゃないんですか。わざわざ指定管理とかそういう条例というのは必要なんですか。副町長でしょうかね、返事は。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 今回の条例の改正につきましては、岡崎議員さんがおっしゃったように、できる規定を設けさせていただきました。運営の仕方、直接的な運用、運営だけではなくて幅広く民間にも求めることができるという規定を設けたいなということから今回つけさせていただきましたものですから、今回は、その時期が、指定管理とかそういったことがだんだん濃くなってきました、時代とともに、進歩とともに濃くなってきましたものですから今回出させていただきましたということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 何かこの間の話だと、ほかの地区町村でそういう動きが出ていると。その波に七ヶ浜も乗んなきゃという感覚でやったのかなという思いが強かったものですから、こういう質問を、質問というか、投げかけました。だから、今の職員のやっぱりよりよいサービスを求めるのであれば何もそのまま、私は何も不満足というか、そういうのは全然ないんで。またさらに向上するような、スキルアップするような内容でやってもらえば、わざわざ77年前の法律を出す必要はないと思っただけでございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第60号公民館条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

討論に入る前に、今の質疑の中で、教育部局そのもの担当課がこの指定管理導入に将来、指定管理導入に当たっての指定管理者業者と行政の役割分担、このことが正しく理解されていないかなという印象を受けました。

本文に入ります。条文に指定管理者による管理第11条等を加えたことであります。このことは、公民館の管理を民間事業者等に移譲できるようにすることであり、町行政事業において、

これ以上の公共施設の民間事業への事業管理移譲は行うべきではありません。そういう立場から改めて反対したものであります。

反対の理由の1つは、2020年、令和2年度から指定管理事業者に譲渡されたときの導入の理由に、民間活力、民間のノウハウ、アイデア、企画力、これらを生かすことで利用者のサービスの向上や費用対効果などが得られるという説明がされておりました。担当している町職員の知的能力が民間事業者の知的能力より劣っているということでしょうか。地方公務員として、住民サービスの向上のための能力に欠けているということではないでしょうか。町長、町行政の管理者として、行政運営に意欲のある職員を配置し、事業の向上を図ることが先決ではないでしょうか。

2つは、指定管理者制度を導入すれば、行政運営に戻すことができなくなり、民間管理事業者に恒久的な委託になってしまうことであります。指定管理者への委託期間が3年から4年となっており、継続更新の繰り返し後、行政に戻した場合、それこそ職員のノウハウがつかわれていない状況になるのではないのでしょうか。

3つ目は、町民、利用者の意見、要望が直接行政に届かなくなることであります。

4つは、指定管理者導入で安上がりもありますが高上がりの管理委託料になっているところもあります。健康スポーツセンター、アクアリーナの指定管理者導入前の2005年度、平成17年度の管理運営費は約1億6,500万円でありましたが、指定管理者導入後の2006年度、平成18年度から3か年は平均で1億1,000万円台でありました。一方で、放課後児童クラブにおいては、指定管理者導入時前の2019年度、令和元年度は2,880万円でありましたが、指定管理者導入後の2020年度、令和7年度では約4,160万円と4割も増額になっております。行政の効果的運営から照らし、適正な対応とは言えなかったのではないのでしょうか。

以上のことを述べ、この公民館条例の一部を改正する条例について反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、議案第60号公民館条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

本条例改正は、地方自治法第244条の2に基づき、指定管理者制度を導入することで公民館の管理運営に柔軟性を持たせ、効率的かつ効果的なサービスの提供を可能とするものでございます。また、第11条及び第12条において、教育委員会の責任範囲や指定管理者が行う業務の内容が明確に規定されており、住民サービスの質を担保する仕組みも整備されております。さら

に、利用料金については、別表で掲げる額の範囲内という明確な規定があり、住民に過度な負担を強いることがないよう配慮もされております。本条例改正は、法にのっとり適切に運用されるものと考えます。

以上の理由から本議案に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第61号 工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第61号工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第61号工事請負変更契約の締結について説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。また、参考資料として図面を添付しております。そちらを御覧ください。

本契約は、令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事で、令和6年定例会9月会議の議案第46号をもって工事請負契約締結の議決をいただいたものであります。

当初契約金額4,730万円に2,084万1,700円を増額し、6,814万1,700円に変更するものであります。

変更の事由につきましては、この工事は、令和6年度から令和9年度にかけて、防災・安全交付金事業において緊急輸送路としての機能を維持するため修繕を実施する計画になっており、事業の効果を促進するために、当初契約期間、施工延長550メートルに、湊、謡団地へ向かう交差点より多賀城市大代方向へ280メートルの増工を行うものであります。

契約の相手方は東北ニチレキ工事株式会社で、現在、工事請負変更仮契約を締結しているところです。

なお、工期につきましては令和7年2月28日までとしておりましたが、実施区間の施工延長

により令和7年3月28日までとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第62号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第62号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第62号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
について説明いたします。

議案書の8ページをお開き願います。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億8,287万8,000円に定めようとするものであります。第2条では継続費を定めるものであり、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正をするものであります。

12ページをお開き願います。

第2表は継続費を定めるものであります。

継続費は、複数年度を要する事業について、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる経費であります。七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修事業は、機器の納品に時間を要することや工事時期の制約により事業期間が3年にわたることから、事業を計画的に行うため継続費と定めるものです。経費の総額は、工事監理委託料と工事費合わせて1億6,200万円とするものであります。令和6年度の年

割額は、前払い金相当分の6,430万円、令和7年度の年割額は進捗割合による部分払い分として3,532万5,000円、令和8年度の年割額が6,237万5,000円と定め、支出可能なものとするものであります。

13ページをお開き願います。

第3表は債務負担行為の補正で追加9件であります。

1つ目のガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託は、システム標準化移行に伴い、国で整備するガバメントクラウド内サーバーと接続する必要があるため、回線の運用も一定期間の継続が求められることから、構築も含めた運用管理委託を複数年契約とするためのものです。期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、限度額を6,600万円とするものであります。

2つ目のふるさと納税業務支援事業については、業務経費が過多にならないよう限度額を寄附金額の50%以内に相当する金額と定め、期間を令和6年度から令和7年度に設定するものです。ふるさと納税に係るサイト等の業務委託など契約期限が今年度末までとなっていることから、次の契約に向け手続を前年度から行えるようにするためのものであります。

3つ目の七ヶ浜国際村舞台技術業務委託から6つ目の七ヶ浜国際村舞台音響設備保守点検業務委託までは、現在契約している業者との契約期限が今年度末までとなっていることから、次の契約に向け、準備期間となる今年度も含めそれぞれ契約を可能とするためのものです。七ヶ浜国際村舞台技術業務委託は、限度額を1,400万円、期間を令和6年度から令和7年度に設定するものです。七ヶ浜国際村舞台機構保守点検業務委託から七ヶ浜国際村舞台音響設備保守点検業務委託までは、期間を令和6年度から令和9年度に設定し、七ヶ浜国際村舞台機構保守点検業務委託の限度額を350万円、七ヶ浜国際村舞台照明保守点検業務委託の限度額を350万円、七ヶ浜国際村舞台音響設備保守点検業務委託の限度額を140万円とするものであります。

7つ目のこども計画策定業務委託は、こども計画策定業務委託の契約を可能とするためのもので、契約の準備期間となる今年度を含め期間を令和6年度から8年度までの複数年契約とし、限度額を810万円とするものであります。

8つ目のまつかぜ放課後児童クラブ分館指定管理、9つ目のはまぎく放課後児童クラブ運営業務委託は、待機児童の解消を図るため、放課後児童クラブの令和7年4月再開及び開館に向け、まつかぜ放課後児童クラブ分館の指定管理の契約、はまぎく放課後児童クラブ運営業務の契約を可能とするためのものです。契約準備期間を今年度、運営期間は来年度中とするもので、まつかぜ放課後児童クラブ分館指定管理の限度額を1,009万円、はまぎく放課後児童クラブ運

営業業務委託の限度額を1,417万円とするものであります。

次のページをお開き願います。

第4表は地方債の補正で追加2件であります。

公共施設照明改修事業は、公共施設照明のLED化事業の財源となるもので、限度額は2,890万円であります。公共施設の照明のLED化につきましては令和7年度の当初予算を予定しておりましたが、財源確保に見通しがついたことと物価高騰による機材の価格高騰なども懸念されることから事業実施を前倒しし、12月補正予算での計上とさせていただいたものであります。七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修事業は、アクアリーナのバーデシステム空調機や冷凍機改修などの機械設備改修事業を行うための財源とするもので、限度額を4,820万円とするものであります。

今回補正する主なものは、人件費の整理やシステム標準化サーバー及び庁内ガバメントクラウド接続機器導入事業、はまぎく、まつかぜ放課後児童クラブ環境整備事業、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金への追加、土地改良区補助事業、公共施設照明改修事業、七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修事業等であります。

それでは、歳入から説明いたします。

17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、今年度の交付額が確定したことにより普通交付税に2億2,244万3,000円を追加するものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金247万6,000円は、障害者医療費負担金の令和5年度の精算分であります。

2目衛生費国庫負担金577万4,000円は、新型コロナウイルス予防接種に伴い、健康被害を受けられた方のうち国が認定した方に対する給付金に充てるものであります。

2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金844万円は、子育て支援推進事業費等の財源となる子ども・子育て支援交付金701万9,000円の追加と、新たに放課後児童クラブを開館するための準備費用に放課後子ども環境整備事業交付金142万1,000円を充てるものであります。

15款2項1目総務費県補助金168万円は、市町村振興総合補助金の宮城の松林健全化事業、伐倒駆除事業に追加の内示がありましたので、松くい虫伐倒駆除事業に充てるものであります。

次のページになります。

2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金903万4,000円は、国庫補助金と同様に子育て支援推進事業費等の財源となる子ども・子育て支援交付金691万7,000円の追加と、放課後児童クラ

ブを開館するための準備費用に放課後子ども環境整備事業交付金142万1,000円を充てるものがあります。子育て支援対策臨時特例交付金69万6,000円は、幼児教育・保育無償化に係る事務費へ充てるものであります。

16款1項1目財産貸付収入148万8,000円は、新たに町有地の貸付け申請があったことから、町有地貸付料へ追加するものであります。

17款1項1目一般寄附金87万4,000円のうち一般寄附金77万4,000円は、包括連携協定を締結している明治安田生命保険相互会社より、町民の健康増進や町が生き生きできるまちづくりを応援したいとグループ社員の募金を寄附されたものであります。企業版ふるさと納税10万円は、仙台市若林区にある有限会社工藤電業より、産業振興を応援するためトリガイの事業に役立ててほしいと寄附の申出があったものであります。

2目指定寄附金100万円については、ブラザーグループ従業員寄附、絆ファンドから継続して寄せられている寄附で、グローバル人材育成基金へ充当するものであります。

18款2項1目財政調整基金繰入金1億6,582万7,000円の減額については、令和6年度の財源として当初多くを見込めなかった交付税が今回財源として見込めることになったことから、当初予定していた繰入金額を減額するものであります。

20款4項3目雑入1,758万8,000円のうち後期高齢者医療療養給付費負担金精算金201万1,000円は、宮城県後期高齢者医療広域連合からの前年度分の精算金であります。緑化促進事業補助金71万9,000円は、公益財団法人宮城県緑化推進委員会からの助成金で君ヶ岡公園の桜の植樹の財源として内示が来たことによる補正であります。デジタル基盤改革支援補助金1,485万8,000円の追加は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で庁内ガバメントクラウド接続機器導入及びネットワーク運用管理補助業務委託の財源として充当するものであります。

19ページになります。

21款1項2目総務債2,890万円は、公共施設照明改修事業債で各公共施設の照明をLED化に改修を行う事業のための財源とするものであります。脱炭素化推進事業債を活用し、充当率は90%となっております。

6目教育債4,820万円は、七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修事業債でアクアリーナのバーデシステム空調機や冷凍機などの機械設備改修事業を行うための財源とするもので、令和6年度は工事監理委託料及び工事費の前払い金の財源とするものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

初めに、職員の人件費については、職員の人事異動等に伴う追加でありますので説明は省略

させていただきます。

20ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費11節役務費の後納郵便料へ追加150万円は、郵便料金の値上がりによるものであります。

5目財産管理費88万2,000円の減額は、教育長室及び教育総務課事務室のエアコン更新工事が完了したことから契約差金を減額するものであります。

7目電算関連費12節委託料2,896万4,000円は、システムのサーバー及びその接続機器等の導入、環境構築及びガバメントクラウドネットワーク運用の管理を外部に委託するものであります。

次のページになります。

8目諸費84万7,000円は、14節工事請負費30万円は、各地区掲示板の更新及び盤面の交換工事であります。22節償還金利子及び割引料40万2,000円は、複数年にわたる家賃の過大徴収に係る町営住宅使用料の過年度還付金であります。

11目グローバル人材育成基金費100万円は、歳入でも説明しましたブラザーグループ従業員寄附、絆ファンドからの寄附金を積み立てるものであります。

次のページになります。

6項4目七ヶ浜国際村運営費10節需用費50万円は、国際村エントランス広場等の洗い出しを修繕するものであります。14節工事請負費400万円のうち非常照明灯及び避難誘導灯改修工事の380万円は、消防設備の点検結果により不良箇所と報告を受けた避難誘導灯のバッテリー交換及び誘導灯をLED化に改修する工事と、建築物定期調査により指摘があった非常用照明をLED化に改修する工事費用であります。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金7,153万8,000円は、国民健康保険特別会計の事務費、人件費、財政安定化支援分等を繰り出すものであります。

次のページをお開き願います。

2項5目保育所費10節需用費22万円は、幼児用トイレ便器を補修するものであります。14節工事請負費470万円は、遠山保育所の保育室やホール、廊下等の照明をLED化に改修する工事費用であります。

8目放課後児童健全育成事業費459万2,000円は、待機児童解消のため汐見小学校多目的ホールを一時利用したはまぎく放課後児童クラブ、及び現在休止中のまつかぜ放課後児童クラブ分館の令和7年4月開所に向けた準備費用であります。工事費用としましては、汐見小学校多目

的ホールの前通路に防犯灯を設置する工事、多目的ホールの照明をLED化に改修する工事費用、まつかぜ放課後児童クラブ分館を改修する工事費用であります。

24ページになります。

11目教育・保育施設推進事業費59万2,000円は、民間保育施設等への延長保育事業に対する補助金で、基準額の変更により追加するものであります。

25ページをお開き願います。

4款1項2目予防費19節扶助費577万4,000円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金で、予防接種により被害を受けられたとこのほど国が認定した方に対する給付金であります。

次のページをお開き願います。

4目母子健康センター運営費32万円については、母子健康センター改築の検討を進めるに当たり職員が保健事業や施設等の視察を行うための研修旅費であります。

6款1項3目農業振興費60万円と、4目農地費14節工事請負費680万円は、海遊ほのぼの農園管理棟、共同乾燥調製施設、阿川沼水質浄化施設、農機具格納庫各施設の照明をLED化に改修する工事費用であります。18節負担金補助及び交付金339万8,000円は、下田堤揚水機場のポンプを更新する土地改良区へ補助しようとするものであります。

27ページをお開き願います。

2項1目林業総務費336万1,000円は、宮城県から財源の追加内示があったことから、松くい虫伐倒駆除委託料の事業費を追加するものであります。

7款1項2目観光費の14節工事請負費180万円は、多聞山公衆トイレ、菖蒲田海水浴場パトロールセンター等の各施設の照明をLED化に改修する工事費用であります。18節負担金補助及び交付金91万円は菖蒲田海水浴場運営補助金への追加補助で、今年度、海水浴場開設期間中は台風の影響など天候に左右され、来場者数が下回ったことにより収入が減となり、実行委員会の収支決算で赤字となったことから補助を追加するものであります。

8款4項2目公園管理費44万6,000円の減額は、ながすか多目的広場散水用備品購入事業が完了したことにより減額するものであります。

次のページになります。

9款1項3目消防施設費14節工事請負費650万円は、各消防車両置場9か所の照明をLED化に改修する工事費用であります。

4目防災費14節工事請負費180万円は、防災資機材倉庫3か所の照明をLED化に改修する工事費用であります。

29ページをお開き願います。

10款2項小学校費1目学校管理費の10節需用費の修繕料71万円は、亦楽小学校の校長室及び松ヶ浜小学校の外部階段、汐見小学校児童昇降口扉を補修するものであります。17節備品購入費68万8,000円は、汐見小学校に設置している牛乳保冷庫2台のうち1台から異音がするようになり修理も不可能な状態であることから、給食提供に影響が出ないよう使用不能となる前に更新しようとするものであります。

3項中学校費1目学校管理費10節需用費の修繕料39万1,000円は、向洋中学校体育館放送設備が放送中にノイズや音割れがするため音響機器の補修と、配膳室シャッターの補修を行うためのものであります。

次のページを御覧ください。

4項2目公民館費の530万円は、LED化未対応の地区避難所5か所の照明をLED化に改修するための工事費用であります。

5項3目健康スポーツセンター費6,430万円は、アクアリーナ、バーデ系統空調機や冷凍機などの機械設備改修事業工事監理業務委託料と工事費であります。令和6年度の予算としては、前払い金相当額の予算を計上しております。

4目学校給食費10節需用費67万1,000円は、スライサーや洗浄機の一部に劣化などが見受けられること、揚げ物や焼き物室の手洗い、空調設備の一部に不具合があることから調理器具などの修繕及び施設修繕料へそれぞれ追加補正するものであります。18節負担金補助及び交付金37万6,000円は、宮城県米飯学校給食普及拡大推進委員会に加入し宮城県産良質米の供給に共同で取り組んでおり米飯学校給食を提供しておりますが、米価高騰に伴い基準額より供給額が増加したため、かかり増しになった経費を負担するための補正であります。

31ページを御覧ください。

12款1項公債費については、公債費の元利償還金がほぼ確定したことから整理するものであります。

以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後2時40分より再開いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） すみません。10問あります。

○議長（安倍敏彦君） 3問お願いします。

○7番（佐藤直美君） まず1問目が13ページ。13ページの債務負担行為補正に関してです。こちらの、合わせてなんですけど、別々にします。

ふるさと納税業務支援事業に関してです。こちら御説明いただいてサイト契約を前年度からできるようにするためにということなんですけれども、これ限度額が寄附金額の50%以内に相当する金額ということで、こちら支援事業に業者に入らせていただくということだとは思いますが、これを目標値もないまま、この寄附金額の50%以内に相当する金額とはやっていないと思うので、そちらの捉え方というか、町としてどれくらいの目標値があって大体これぐらい支払うんだらうとかというそういったところ、計画があればお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えいたします。

御質問いただきました納税額に対する目標というのは、なかなか設定はしてございません。こちらで、結局、寄附金額の50%以内に相当する金額というのは、あくまでこの業務支援という形で契約をしておりますプロモーションの支援サービスとの業者との契約に対しての50%以内という金額の設定でございます。あくまで支援業務委託者との内容になります。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それはそうなのかなというので理解はできるんですけども、でも目標額とか、やはりそういうものを設定しない限りはお金の動きというのを読めないのかなというところもありまして、これをやるからには、町としてはどれくらいこの業者に委託するためには、これくらいの目標値で、これくらい皆さんに全国津々浦々、海外からも寄附できるのかななんて思いながらも、海外に住んでいる人が日本に来たときとか考えたりすると、そういった大枠の中で考えてのやっぱり委託ってあるべきだなと普通だったら考えると思うので、そのところのやっぱりビジョンとかイメージとか、目標値というのは必要だと思います。そのところをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 6年度で中間管理の事業ということで委託契約を結ばせていただきまして、前年度より高い数値目標ということで、まず1億円ということで目標を設定しているところです。そういった目標値に向かって、今年度サイトも含めて拡大して取り組

んでいるところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 承知いたしました。そうしますと、それは委託をすることも、町のまちづくり振興課が中心となって町を、その業者よりも知っているのは我々というか町の職員の皆さんだと思います。なので、その業者とのやり取りの中でこういったやっぱりふるさと納税の返礼品だったり、こういったものをやっぱりやってみたいというような町独自の意見というものをしっかり業者とやり取りをしてこの業務に当たっているのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問いただいたように、事業者の拡大という部分で、今年度今まで参加されていなかった事業者に個別に職員と業者が一緒に行って、出向いて説明をして取り組んでおります。昨年まで特産のノリですと観光協会から送っていたものが直接漁協さんで取り扱っていただくようになりました。また、鮮魚についても、その時期で捕れるものを漁協さんから送っていただくということで返礼品を増やしてございます。

なお、本日新聞にも掲載があったんですが、町単独ではなくて他市町と連携した形でのふるさと納税の返礼品ということでメニューも増やしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次に移ります。

同ページで、こども計画策定業務委託とございます。こちらの委託内容の説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、こども計画の内容を御説明いたします。

こども計画につきましては、こども基本法に基づきまして、こども大綱及び都道府県のこども計画を勘案して市町村が策定をするものとされておりまして計画でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうなのかなとは思ったんですけども、具体的にうちの町でも子供の、まちづくりのそういった基本法だったり、うちの指針だったりとありますので、そのところが、この業務委託をするとはありますけれども、どのように子ども未来課が関わって、子ども未来課、それから教育総務課というのが大体関わるのかなと予想されますが、そのところの内容も、どのようにこの業務、事業者と町と関わって行っていくのか、うちの町にそぐうものをきちんとつくれるような動きがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらのこども計画の内容につきましては、まず国の大綱の3つ、少子化社会対策大綱と子供・若者育成支援推進大綱、それから子供の貧困大綱、この3つの内容を必ず取り入れる計画としております。それに加えて、市町村の実情に合ったこども計画を策定するものとされておりまして、広く子供から若者までアンケート調査、意見を聞き入れまして計画を策定するものとなっております。

スケジュール的なものをお話いたしますと、令和7年度にアンケート調査をいたしまして、令和8年度に計画を策定していくという内容でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 毎度のことで申し訳ないんですが、そのアンケートですね、やはり紙で送られてくるとアンケート答えないかなど。本当になかなかやっぱりちょっと手がつきにくいというところがあります。今は、何度も申し上げますけれども、学校も学校の評価調査だったりというのを-googleフォームで送られてきて、それで答えています。高校もそうです。なので、そこのところはまさかの令和7年度にアンケートを出すというところで紙というふうには考えていないでしょうか、何でアンケートを聴取するのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） アンケート調査の方法につきましては、郵送のほか、あと学校を通して直接小学校に出向いて意見を聞いたりとか、あとはウェブやパブリックコメントなどで広く意見を聴取したいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 3問目。

○7番（佐藤直美君） それでは、次に移ります。

次は、ページ20ページになります。20ページの2款1項7目の12節委託料、システム標準化サーバー及び庁内ガバメントクラウド接続機器導入業務委託料とガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託料に関してです。こちら委託をして、これを委託することによって具体的にどのようなことが、この庁舎内それから町民にとって便利になるのか、詳細の説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、ただいまの御質問につきまして回答いたします。

まずこの標準化とガバメントクラウドと大きなタイトル2つございまして、標準化のほうは国で定めた基幹業務の20業務を標準化、要するに全国いろいろなベンダーがありますが、業務

のシステムの標準化を図って、どのベンダーでも同じ規格で使えますよというところを標準化というところで国で進めているところです。これが、来年ですか、8年の3月まで標準化が自治体に求められているところになっています。これは法制化されております。

次に、このガバメントクラウドになりますが、これは国で用意している大がかりなクラウドシステムセンターというところになります。こちらに標準化した基幹業務システムを今うちのほうでは民間のベンダーのクラウドシステムを使っているところですが、引っ越し作業をすることになります。

これも全国の自治体、ガバメントクラウドへの移行が今ちょうど進んでいるところですので、これも併せて行うというところで、繰り返しになりますがまずシステムを標準化するというところが一つ。あとは国で整備していますガバメントクラウドに今の既存システムを引っ越すというところで、国では一本化したクラウドサービスセンターを展開していくというところに乗っかっていくというところになります。

町民にとってどうなるかというところになりますが、実は町民にとって基本的に住民票を取ったりとか税の課税システムが変わったりとか、そういうところは特に影響はないところになっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、町民にとっては変わらないということなんですが、職員にとっては仕事をする上での効率化というのは、これによって望まれるのか、それとも今までと同じやり方で、これが一本化したとしても、国で推し進めているこの事業が一本化したとしても当町のやり方は変わらないのか、変わるのか、そこの説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの質問ですが、基本的にはやるべきことは特に変わりございません。というのも、標準化というものが法律に基づいたシステムのレイアウトだったりシステム構成に変わるということで、やるべきことがむしろ規格統一化されていくというところから、特に職員側もやるべき部分が大きく変わるということはないと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、説明はよく理解できました。が、仕事をしている上でやはりこうなったほうがいいんじゃないか、これはDX化できるんじゃないか、これはもっと効

率化できるんじゃないかというところ、多分各部署いろいろあるかと思います。せっかくこの国で一本化するということで、そういったデジタル推進室長として何か、これにプラスアルファでやれることがあってというのはなかったのか、それとも今後、いろいろあるとは思いますが何かあればお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 今回の標準化とガバメントクラウドにつきましては、国の法制度化に基づいてしようとしてやるものであったのでこのような流れになっておりますが、そのプラスアルファで職員側、町民側の業務の見直し等とはまた別なフローとして進めているところです。BPRであったり業務の改善見直しだったりというところも併せて進めております。こちらはこちらで進みますが、そちらのほうは町としても独自に別に考えて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ありがとうございます。私から3点ほどお伺いしたいと思います。

同じく20ページ、同事業によるところなんですけれども、2款1項7目12節委託料ですね。こちらについて伺いたいと思います。

先ほど総務課長の回答では、国の法制度下としてという御説明、御回答ございましたが、ちょっと私の認識とあれだったなと思って。国の方針では、あくまでこのガバメントクラウドの導入というものは努力義務と認識しておりました。そこで、地方自治体の基幹業務システムの統一、標準化の目的として令和7年度末までの導入を目指すということは国の指針だと理解しております。

そこで、本町のこうしたガバメントクラウド導入をすることに対して今回の2,800万円、約2,900万円、債務負担で令和7年度から11年と運用に対しての債務負担だと思うんですけれども、これについての進捗ですね。今回に対しての進捗を伺いたいと思います。

またですね、この導入後の見通し、当然考慮されているものだと思いますので、この導入後の、先ほど効果について質問ありましたので年間のランニングコスト、その見込みについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、お答えいたします。

まず標準化なんですけど、実は標準化のほうは法律化されており、これは地方公共団体情報シ

システムの標準化に関する法律ということで法制化されております。仁田議員御指摘のとおり、実はガバメントクラウドは自治体努力義務になっております。じゃあ、何でガバメントクラウドにも一緒に持っていくのかなというところでの御質問だと思いますが、ここが巧妙にいったらいいのか、国の制度の立てつけが大変複雑になっているというところで、標準化については基本的には国で補助が出ます。ところが、この補助の要件にガバメントクラウドに移った上で標準化すれば補助出しますよということになりますので、標準化だけしてガバメントクラウドに引っ越さないと補助が全く出ないという立てつけになっておりまして、地方自治体としてもやむを得ずこのルールには乗らなきゃいけないのかなというところで今回のような進め方になっているというところになります。

あと、この進捗状況でございますが、進捗に関しましては今のところ順調に進んでおりまして、このとおり予算のほうが無事に進んでいけばという前提になりますが、まず回線の開通ですね、ガバメントクラウドの回線の開通を来年の春頃に開通する予定です。それから、今度はガバメントクラウド内に今の基幹業務システムの構築が始まって、夏過ぎ頃にはガバメントクラウドの構築が終わって、接続テストも終わって、今の基幹業務システムがガバメントクラウド上で稼働するというような想定で今動いているところです。

最後にランニングコストの御質問がございました。ランニングコスト、私ども大変気にしているところでいろいろな試算をかけましたが、今のところまだ国からも明確な数字が出てない部分もありますが、現段階では今かかっている基幹業務系のシステムの3倍近くランニングコストが膨れるのではないかという見込みです。これに関しましては、県とのヒアリングも何回もありましたので、ランニングコストまで国庫補助の対象に何とかならないかということで何とか要望はしているところであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ということで、その二重業務に関わることにしましては効率化が進められるというところなのかも分かりませんが、こういったランニングコストを見ますと、やはり国には注視せざるを得ないのかなというところで、そういった中で独自となりますとまた難しくなってくるというのが現状なのかなと思います。そういうところなんですけれども、あとですね、総合的な国からのガイドラインですね。そういったものが示されているのか、または策定についてなんですけれども、例えば先ほどベンダーのお話もございましたので、あとは業務内容であったりとか、クラウドに関することですのでそのロックインに関するリスク、そこ

も考える必要があるのかなというところで、独自のリスク管理、ガイドラインであったりとか、計画であったりとか、その辺の取組について伺いたいと思います。

それから、先ほど申し上げたとおり総務省のほうからも示されてあるのであれば問題ないとは思いますが、そういったロックインのリスクに対する管理、対策というものはどういうふうを考えられているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 今のセキュリティー等に関する対策につきましては、デジ庁よりガイドライン的なものが出ておまして、ネットワークのルートだったり、組み方であったり、セキュリティーの種類であったりというのは既に出ております。

具体的に言いますと、町ですね、町の回線から出ていくまでは町のセキュリティーポリシーの範囲内でセキュリティーを担保していくと、町から回線が出ていくと今回上程させていただいている運用管理、ネットワークの運用管理事業者に今度国からセキュリティーの基準であったり、機器構成であったり、ルールを提示されていますので、その運用管理業者が途中の回線についてはセキュリティーを担保すると。あと、セキュリティークラウドは今、国からの情報で9割方AWS、要はアマゾンのクラウドを使用すると聞いておりますので、そちらは国のデジ庁のほうでAWSと、セキュリティーについてはかなり高めのものを設定しているということで聞いております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしたからといえ100%リスク回避はされないのかなという、こういったところだと、やはりそういったところのベンダーロックインですね、こっちのほうが大変気にかかるところなんですけれども、デジ庁より示されているというところなんですけれども、そこについてはしっかりと独自でも考えなきゃいけないのかなと。

そのセキュリティー対策についてなんですけれども、セキュリティー確保のバランスについてですね。そういったガバメントクラウドを利用する際に、今、個人情報データだったりとか災害時にですけれども、そちらのデータ保全についてはどのような対策を講じるお考えなのか、契約終了、まあAWSとなるとそういうことは考えられないのかなとは思いますが100%ではないと思いますので、そういったところと、あと災害などでのそういった事業者のサービスが利用できなくなった場合の、迅速にほかのサービスを移行できるようなBCPですね、そちらのお考え。あとは例えばデータ移行とかそういったときにもリスクはあると思いま

すので、移行時の、移行性の保障であったりとか、そういったところも契約条件にも含めておかないとリスクマネジメントにはならないのかなと考えますので、その辺について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 仁田議員御指摘のとおりだと思います。

契約に関しましても、先ほどクラウドセンターがAWSというところで申し上げましたが、結局AWSのほうも中で小部屋に仕切るといいますか、ベンダーごとに実は割当てがありまして、今うちの使っているベンダーが割当てされた区画を使ってそのまま構築するというところで、システム上は今使っているベンダーがそのままそこに構築するので同じような状況で使えるものは担保されるというところですが、何分今までのクラウドシステムと違うシステムになりますので、どのようなことが起きるか、どういうインシデントがあるかというのは国で想定しているもので済むのかというところはございます。

あとは、当然端末を運用するのは我々職員でございますので、そちらのほうもしっかり、ガバメントクラウドというものはこのように変わるんだというところをしっかりとレクチャーしながら、運用する際のセキュリティーも気をつけたいなということで、その辺の整備も併せ考えなきゃいけないところだと思います。

そうですね、ベンダーに関しましても今言ったとおり、今のところがそのまま使っている分にはいいんですけども、乗換えがあったりした場合も国でいうこの標準化のものをそのまま受け取るのであれば違うベンダーに変えても同じような形で使えますよというところになりますが、ちょっとここは実際に起きてみないとなかなか分からないところでもあると思います。

あとは緊急時、災害時のことになりますが、こちら今のクラウドシステムでも既に運用をしているところなんですけれども、縮退サーバーといまして庁舎内だけで機能するシステム、もし回線が遮断しても庁舎内だけでその情報を生かして住民情報とか基本情報、その時点での情報が使えるようにはなっております。例えば住民票とか税務証明とか、災害で回線遮断前の、恐らく前日のバックアップデータになりますが、その分であれば照会したりとか、証明発行サーバーともいうんですけども、そこに関しては既に今でも対応しているところですので、ガバメントクラウドが導入されてもその運用に関しては引き続きやっていく想定になっております。

以上です。（「BCP」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） データ移行。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） BCPにつきましても、今現在既に運用しているBCPがございますが、ガバメントクラウド、まだちょっと挙動に関して不明瞭なところもありますので、そこを踏まえてちょっと組み直しが必要かなと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目の質問に移ります。

22ページでございます。22ページの2款6項4目14節、先ほど照明器具に関しては説明をいただきましたので、その上のホールロビー手すり設置工事について伺いたいと思います。

こちらの手すり設置は、ホールロビーの階段部分というか、あそこのらせん階段というか、あそこの階段の手すりなのか、ロビー全体の歩行補助としてバリアフリーですね、そういったものための目的とした設置なのか、それについて伺いたいと思います。あと設置場所ですね。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） それでは、ホールロビーの手すり設置工事について御説明いたします。

こちらホールのロビーなんでございますが、ホールロビーのリハーサル室に行くところに三、四段の階段がございまして、そちらに手すりを設置するものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 階段の歩行補助ということだと思うんですけども、こういったところについては、公共施設全体の考え方にも当たるかも分かんないんですけども、手すり設置となりますと当然専門的な考え方も必要かなと思いますので、福祉用具専門員だったりとか、そういった専門家からのアドバイスというものは受けられて、しっかりとそうした高齢者であったりとか、足に不自由を持たれる方へのしっかりと動線が十分に確保できるような、そういったものとして考えていいのか、よろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） こちらのホールロビーの手すりでございますが、国際村を設計した設計者の方に相談をして設計をしております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ということは専門家とかではなくて（「専門家です」の声あり）専門家

ですよね。ですよね。すみません、頭の中。分かりました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） あれ、3問目は。

○13番（仁田秀和君） それでは、3問目に移らせていただきます。

22ページ、同ページですね。同ページの下の方の3款1項1目27節の国保、この財政問題については特別会計で伺いますのでそれ以外のところ、一般会計の財政状況と、ここの特に財政安定化支援分7,000万円について伺います。

一般会計の財政状況と財政調整基金なんですかね、この取崩しのバランスと伺いますか、それとも地方交付税としてなのかというところで交付対象、枠が認められたという御説明も先ほどありましたのでそういうところなのかなという部分もあるんですけども。伺いますのは、厚労省では、国保財政安定化支援事業に係る一般会計から国保事業特別会計への繰り出しについてということで、国保財政安定化支援事業は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため保険者の責に帰することができない特別の事情に着目し、一般会計から国保事業特別会計への繰り出しについて地方財政措置を講じられているものであるということでありまして、それに高齢化率17%以上の自治体ということで本町は三十数%、該当しておりますので、つまり地方交付税として交付されている金額に算出根拠として、もう既に含まれているという考え。一般会計から繰入れは恒久的じゃなければということなんでしょうけれども、そういった部分にも少しからくりがあるのかなと思いますけれども、それも踏まえまして一般会計と財調と繰入れのバランスについて、まずこれについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議員さんおっしゃっております財政安定化支援分というのは、交付税で措置されている部分でございます。今回の補正で計上させていただきました7,000万円につきましては、これまでも全協で御説明していた国保の会計のほうに支援するためのものとなっております。国保の財政調整基金への積立てのためのものとなっております。（「もう一回いいですか」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） すみません。議長、1回目ちょっと全然合わないんですけども。

要するに、もう既に地方交付税として算出根拠として示されている金額、当初予算として交付税交付されていますよね。これにもう既に含まれているのではないんですかというところで、それで交付金措置として今回認められたものとして、ここの中に7,000万円を含めたものなの

か、財政調整基金を取り崩したもののなのか。財政調整基金も、はっきり言ってもう当初予算の際に積み立てますとか、そういった措置を取っているのであれば、例えば昨年度の繰越しに関するそういった措置を取った部分でも認められました。それで今回7,000万円の繰入れをしますということなんですかというところなんですけれども、分かりましたか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 申し訳ありません。今回の7,000万円につきましては、交付税で新たに認められたというものではなくて、通常の財調の部分の繰入れの対象となっております。（「ということは、財源は財調から取崩しということですね」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほど申し上げましたとおり、恒久的な繰入れという部分は当然想定はされていないと思いますので、今回の7,000万円という繰入れが一般会計にどのような影響を及ぼしているのかを伺いたいと思います。

またですね、この財調からの取崩しということなので、今後の基金残高の見通しと、この繰入れが続く場合、ほかの重要施策への影響を抑える対策などについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今現在の令和6年度の財政調整基金の残高の見込みでは、約14億3,000万円ぐらいになる見込みとなっております。今回7,000万円を国保特会のほうに繰り出すことによってその部分の財調の残高が少なくなるわけですが、国民健康保険のほう、ほかの財源ももちろん今後財源を増やす方法も検討しながら、できるだけ財調のほうは減らさないような工夫をしていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 特に回答がなかったので重要施策にはよほど影響はないものなんだなというところで、それであれば恒久的な繰入れというものはもうありなんじゃないのかなという考えになってしまうんですけれども、そうではないと思いますので、その部分はしっかりと御説明いただきたいという部分がありましたので再質問させていただいたんですけれども。

要はですね、財政健全化と中長期的な見通しについてですが、繰入金金の恒常化が財政健全化に逆行するリスクについては昨年度も監査委員さんからも指摘されていると思います。そこで、町としまして早期にこの状況を改善するための具体的な計画があるのかという部分を伺いたいと思います。特に、一般会計と特別会計のバランスを考慮し、今後どのように財政構造の転換を図るのか、その中長期的な見通しですね、そちらを具体的に伺いたいと思います。

あと2点目で何か補足があれば伺いたいと思います。（「じゃ、私が答えられる分だけ」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） すみません。交付税との関係だけで私が答えられる分だけ回答したいなと思うんですけども。

今回交付税に措置された分につきましては、例えば今、国保会計が全国どこにでも問題があるというようなことで、それのでこ入れをしなければならぬんじゃないかというようなことで全国的に平均的にされたもので、それから、その団体によってどれだけ繰り出しができるか、そういったことも全然違ってきたりしているものですから、そういったのを勘案して、どこの市町村も同じ金額だけというようなことではなくて、状況を見ながら交付をするというような形になっているんですけども、じゃあ、それをどういう形で国保のほうに持っていくのかというような部分につきましては、例えば国保税、そういったものが急激に上がらなくちゃならないという数年、そういったときが出てきてしまった、それでどうしても今急に国保税を上げるわけにはいかないとか、そういった状況が出てきた場合には、そこから財調に、何ていうんですかね、積み立てておいてもいいから、そのときに繰り出しができるように取りあえず出しておくんですよと、それがいつ来るかはその市町村によって違って来るんだというようなことになっておりますので、今の段階ではどこにというようなことではありません。そういったことで交付税という措置をしたんですけども、それはあくまでも一般財源でございますので、ここにこうしなさいというようなことではありません。取りあえず財調に積み立てておくというようなことが、そういったことを、そういう対策を取らなくちゃならないものですから、これからは財調、ある程度の残高を持ってないとそういった国保の面倒まで見れるかどうかというようなことになってきますので、財調残高をこれからは気にしていかなければならないと思っております。

あと、具体的なもの、すみません、ここまででいいですか。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「ちょっと待ってください、回答いただいてないですけども。いいですか、すみません」の声あり）はい、どうぞ。

○13番（仁田秀和君） 副町長から御説明いただいたのは十分に理解しております。国の先ほどの国保財政安定化支援事業についても十分制度も理解していますし、その上で高齢化率17%だからうちは該当しますんでこれはどうのこうのという話をさせていただいていますので、そこは十分に理解しております。その上で、全国どこでもというところ、副町長の回答ありました

けれども、やはりそういったところは、例えば東京であったりとかそういうところと差別化を図るために、そういった要件、高齢化率とかというものを設けられているというのも理解しておりますし、平準化を図るという考えも当然そうだと思いますし。

その上で私が聞きたいのは、こういった残高を確保しなければいけないという考えは重々承知しております。それというものは、やはり一般会計で展開されております町の重要政策事業に関するやはり取組があるから、やはり財調がある、財源不足を補うとか、そういったものなので、そういった部分での財調の確保は必要なのかなと思いますけれども、それプラスアルファという考えではありませんよね、最初からということであって、というのは7,000万円とか1億円を繰り入れるための財調ではありませんよね、当初からそういうふうな考えですよということなんです。

それであれば、その重要施策に関するリスク、運営に関するリスクも当然お持ちでなければ7,000万円とか1億円とかの取崩しというものは容易に、まあ容易ではないですけども当然、そういったところの判断にはならないんじゃないですかという部分で、国からの財政安定化支援事業というものありますけれども、こういうところもしっかりとやはり要求するべきだと思いますし、あとはそのリスクですね。一般会計でやっている事業運営へのリスク、事業へのリスク、要するに住民サービスに影響しますからね。影響しないんですかね。しますよね。そのリスクはどういうふうにか考えられていて、そのバランスを加味した中長期的な計画というものは、こういった繰入れをすることによって計画をしっかりと立てていかなければいけないんじゃないかなと私は思いますけれども。そこって当然計画立てもされているものだと思いますので、そこのお考えをお伺いしているわけでございます。分かりましたか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 財政運営計画につきましては、その都度、見直しをしております。国保の財政状況の部分につきましては、被保険者数の減少だったり、それに伴う国保税の減少と各市町村抱える課題というのは同じでございますので、国へも併せて財源の確保のほうも要望を行っているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 加えて私から回答を申し上げたいと思いますけれども。

今、町の政策につきまして3年の実施計画、そういったものは持っております。その中で現財調で賄えるかどうかというようなことについては、きちんとその辺を加味した上での計画になっているというようなことだけは申し上げさせていただきたいと思いますし、ただ、それ以

上にも出てくる可能性があるというようなことで、例えば別の特別基金とかそういったものを何種類か持って、逆に小まめに基金対策として取っております。ただ、今3年だけでいいかということになってきますので、できれば5年ぐらいいは持ちたい、今の現段階では5年ぐらいい持ちたいなど。何で5年かといいますと、国で結構制度、そういったものを結構変えてきますんでね、それにある程度対応できるような財政力、そういったものを持ち合わせていないとリスクを回避できないというようなことになりますので、そういった部分については、やはり今までだと5億円ぐらいいとかという財調とかで済んだかも分かりませんが、これからはそれの2倍、3倍、そういったものを目標にしていかないと、そういったリスクに対応できないというようなことになりますので、何とかかんとかそれを維持できるように工夫したいなどは思っています。

ただ具体的に基金を整理すればそういったものは出てくるんですけども、今の段階で各基金を整理して、そういった財政計画の中に盛り込むというようなことは今のところ、やったら逆に財調がこのくらいあるんだから何かやろうかという油断にもなりかねませんので、できればそういったのは残しておいて、できるだけ維持できるまで残しておきたいと考えております。

以上です。ちょっとどこまで回答になりましたか分かりませんが回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木恵子議員。何問でしょう。

○6番（鈴木恵子君） 6問あります。

○議長（安倍敏彦君） 6問。（「のうちの3問ですか」の声あり）はい。

○6番（鈴木恵子君） ではまず1問、17ページ歳入の部分です。

17ページ、衛生費国庫負担金なんですけど、新型コロナウイルス予防接種被害給付費負担金へ追加とありました。6月補正で、説明にもあったんですけども6月補正との関連性はあるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 課長。

○健康福祉課長（関本英児君） ただいま6月補正のあった方が追加での交付ということですよ。

内容としましては、国から6月に補正していただいた該当者の方で障害年金というのが国から認められて、この分と、あと今後、今医療費とかそういったのがかかった場合に速やかに支払いができるようにということで、今回補正で上げさせていただきました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、これはまだ終了ではないので今後も継続される可能性と
いうのはあるわけなんですね。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 鈴木議員おっしゃるとおり、今後も継続するということになり
ます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは18ページ、16款1項1目1節の財産運用収入ですけれども、土
地建物貸付収入ということで追加143万1,000円と5万7,000円とありますけれども、具体的
には町有地のどこの貸付収入になるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） すみません。場所の部分につきましては、手持ち資料は今な
いんですけれども追加申請等があったもの、短期の追加申請があったもので63件分という形に
なっております。

あと高台住宅のほうにつきましては、貸付料の額の確定によるもので133件分という形の補
正となっております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） では3点目。同じく18ページの寄附金なんですけれども、指定寄附金へ
の寄附金100万円ということです。これはブラザー、まず、絆ファンドということでグローバ
ル人材育成基金に入れてくださいという内容でしたよね、説明では。実は、ああと思いた
が、令和5年度の決算書によるとグローバル人材育成基金は1億3,180万円になっておりま
す。そうすると、ちょっと今までの活用と今後の活用の見通しというのはどのようにされてい
るのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの寄附金につきましては、プリマスの交流事業のほう
に使ってほしいということで寄附を頂いているものになっております。

あと、そのほかのグローバル人材育成基金につきましては、英語コミュニケーション事業の
事業に充てているものであります。

以上です。（「じゃあ、どうぞ」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点のみ質問させていただきます。

以前に一般質問でさせていただいた経緯もありましたのでちょっと場所を確認したかったんですが、ページ数が30ページ、10款2目14節工事請負費のところの地区避難所照明LED化工事のところなんです、先ほど5か所という御説明あったかと思うんですが、ちょっと一般質問をさせていただいたときに遠山の避難所のくだりを上げさせていただいたんですが、ちょっと難しいのかなという感触を持っていたもんですから、そこに該当するものなのかどうかちょっと確認をさせてください。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今回の5か所につきましては、湊浜地区、松ヶ浜地区（「ゆっくり」の声あり）湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜、要害・御林、遠山地区の5か所の地区避難所になります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、これで町内の避難所は全てLED化が終了ということになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 地区避難所については、この5か所を確認しまして、まだ未対応の部分がありましたので、ここでほぼ完了という形になるかと思えます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません。あと工事の時期だけちょっと確認させてください。

いつ頃、交換工事されるのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） これから、今回予算をお認めいただきましたら契約行為に入りますので、その後、業者さんと詰めていくような形になると思います。（「大体どのぐらいかというのも決まってるじゃない」「基本的なものをいつ頃出して、いつ……」の声あり）

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今こちらの予算確定しましたら、早速起工をしまして指名委員会等々となりますので、早くても来年早々、1月以降になるのかなと思えます。

以上です。（「承知しました、以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川 渡議員。

○12番（歌川 渡君） 今後ほかの方がなければ12点。

○議長（安倍敏彦君） 12点。じゃ3点お願いします。

○12番（歌川 渡君） 歳入から質問させていただきます。

ページ13ページ、債務負担行為補正の下段のはまぎく放課後児童クラブ運営業務委託についてであります。今後の待機児の解消というようなことでありましたが、要するにはまぎく運営業務委託という名称になっていますけれども、このはまぎくは指定管理事業者がやっているし、これは当初予算でも施設管理委託料で放課後児童クラブ指定管理料として一括されているので、これは、はまぎく放課後児童クラブ指定管理料追加という名称ではない、その理由について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今回、はまぎく放課後児童クラブにつきましては、現在運営をしております、はまぎく放課後児童クラブの待機児童を解消するために学校の空き教室等を一時利用して運営するものというところで運営業務委託として整理させていただきました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういう、やっぱり説明を補足してもらおうと私質問しなくてもいいんですよ。今後、説明の改善を求めたいと思います。

2点目。14ページ、地方債補正についてであります。

追加、公共施設照明改修工事費2,890万円。これについては、説明では令和7年度分の前倒し分というような説明でありました。支出については、それぞれ23ページから30ページのそれぞれの施設のLED化ということであります。

そこで質問は、町内のこういう公共的施設のLED化というのは否定するものではありませんが、令和元年、2019年4月に当局が事業を計画しました七ヶ浜町地球温暖化対策実施計画、こういうものがあるんですけれども、その中で、私今後も一般質問でしなきゃいけないかなと思うんですけれども、この中の10ページに温暖化ガス効果総排出量の削減見込みということで、それぞれ中央公民館、国際村等々の公共施設のCO₂の削減とかそういうのあるんですね。

要するに、今回の11か所のLED化も結構だと思うんですけれども、この2019年に計画事業、計画対象施設のほうが先行的なLED化の事業として進めるべきではないのかなと一般的に思うんですけれども、それよりこちらのほうが先行してLED化事業を進めた、その理由について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議員さん御存じのとおり蛍光灯の生産が2027年度までとなっておりまして、公共施設のLED化については、いずれは実施しなきゃいけないものとなっております。今現在、交付税措置のある起債が令和7年度までございまして、今回はそれを活用して前倒しでさせていただくこととしたものであります。

こちらに載っている大きい施設のほうを先にしなきゃいけないのかという部分につきましては、そちらについては施設の改修等も含めた検討も必要でありますので、その中でLED化の工事なのか、リースがいいのかというのも今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次は、歳出のほうで質問させていただきます。

ページ21ページですね。2款1項8目の諸費と節区分22償還金利子及び割引料の40万2,000円についてであります。災害公営住宅使用料還付金ということで、全協でも10月25日に説明したのかなと解釈するものですがけれども、そのときの説明では、そのことなのかどうか、そのことかなということまで話を進めさせていただきます。そのときの説明では、4世帯で23万5,000円というような説明でありました。今回40万2,000円となった経過について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらの分は、全協では令和5年から令和元年までの分ということでお示しさせていただいておりました。それ以降の平成30年から令和27年、こちらのほうも（「令和27年」の声あり）はい。失礼しました。平成27年です。そちらの分の3世帯、そちらも増やして全部で40万2,000円というような額を上げさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

○議長（安倍敏彦君） いやいや、もう3問なので。次に（「頭がちょっと」の声あり）佐藤直美議員、残り。（「ほかはいないんですか」の声あり）ああ、ごめんなさい。

ほか質疑ございませんか。佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 2問お伺いします。

25ページ、3款2項12目13節子育てのための施設等利用給付システム使用料について伺います。このシステムとは、どのようなシステムなのでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、お答えいたします。

こちらの子育てのための施設等利用給付システムにつきましては、幼児教育の無償化の3歳以上の保育等の施設等を利用した場合に無償になるという制度でございますけれども、そちらの施設等の利用の計算をするシステムということになります。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） その利用する条件とか申請みたいなのはありますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらは、現在、幼稚園等に通園している児童が預かり保育とかそういったものを利用した場合に、こちらから給付をするという制度で利用するシステムでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 次の質問に移ります。

28ページ、9款1項3目14節工事請負費の消防車両置場照明LED化工事の内容についてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほど企画財政課長からの説明もありましたけれども、9か所の消防車両置場のLED化でございます。1か所は、7分団は建て直しの際にLED化をされておりますので、それ以外の9つの分団になります。のポンプ車置場、要は消防車両置場になります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） そのLED化される場所は車の置いているところだけという、2階の待機場所とかあるんですけども、そういうところは対象じゃないということ。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 建物全体になります。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 1点確認させていただきます。

同じ28ページの今の9款1項4目14節建設工事、先ほど3か所という御説明がありました。

この3か所を教えてくださいませんか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず1か所目が土地改良区と同じ敷地内にあります防災倉庫になります。一応、小浜倉庫という形で言わせていただいております。それと松ヶ浜倉庫、小学校の隣にございますけれども、そちらになります。もう1か所が汐見台第2分館の並びにあります防災倉庫になります。

以上3か所でございます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後3時55分より再開いたします。

午後3時42分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なければ直美議員、残り7問のうち3問お願いします。

○7番（佐藤直美君） ページが21ページ。21ページ、2-1-8-14工事請負費で、説明で、こちら各地区のものということで御説明いただいたんですが、もう一度、各地区全地区なのか、それから取付工事等ということなので、これは新たに取り付けるものなのか、それとも先ほどおっしゃったとおりのことだけなのか、もう一度詳細な説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） すみません。大変失礼いたしました。掲示板の工事についてですが、こちらの内訳を申し上げます。少々お待ちください。

まず掲示板の全面更新。（「全面更新」の声あり）はい。これは取り替えですね、これが亦楽地区で1か所。あと盤面の交換。掲示板そのものは残して、盤面だけ傷んでいるので盤面だけの交換が5か所。場所としては、代ヶ崎浜地区が2か所、あと菖蒲田浜地区が1か所、あと汐見台地区が1か所、花淵地区が1か所ですね。これで5か所ということで、区長さんからの要望で上がってきた分全てということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次に移ります。

次22ページ、2-6の、こちらは4-14工事請負費のホールロビー手すり設置工事に関してです。先ほど仁田議員のほうで質問されていて、専門家からのアドバイスを得て設置するのかに対して、その国際村の設計者、した方に聞いてということだったんですけれども、私の質問

は、これバリアフリー、恐らくあそこの階段で転んでしまってけがをした方もいらっしゃるのでは、そういった観点で手すりをつけてほしいという要望があったかと思います。それ私もお伝えしておりました。ということは、やはりバリアフリーの観点で専門家にしっかりと聞いて、階段を上がって行って、階段に行くまでも恐らく手すりとかも必要になるんじゃないかなと思うんですね、バリアフリーの観点から。そういったものを聞いた上での手すりの設置工事なのかということ、まずお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） こちらの手すり設置工事ですが、リハーサル室に行くところの階段には手すりがございませんで、そこに行くまでには手すりがある上ることができるんですけども、その部分だけなので設計者の方に相談をしまして、ここにこういった手すりがあればいいんじゃないかというところで今回の補正予算になりました。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、設計者の方はそういったバリアフリーにもしっかりとそういった知識があつて、おしゃれな観点だけじゃなくて、しっかりと滑らないとか、しっかりとそういった年配の方が、握力なくなった方もしっかりと握れてというような設計になっているのか、それがまずお聞きしたいのと、それから階段を上がっていくと、階段まではありますよね。また、今はこの数段ある階段にもつけると、それまでの間、行くまでの間ですよ。そうすると空白部分生まれるというか、そういったところは、こうやって壁を、何でしょう、持ちながら、寄りかかりながら行くのか、そこは必要ないと判断されたから階段だけなのか、そのところも併せてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） まずは手すりが階段部分は必要だろうというところございまして、そこまで行く通路については壁伝いにですとか、国際村全部廊下に手すり等はございませんので、まずは階段の手すりが必要だというところで今回の要望になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、それは理解できました。ただし、あそこまで行くので結構薄暗いというかほかの部分に比べると、私の印象なんですけれども、明かりがついていれば明るいですけれども。となると、上がって行って、エレベーターがないもので、やっぱり国

際村のあそこの上に行くまで。でも、結構リハーサル室は皆さんいろんな方使われますよね、年配の方から子供からという観点から、やっぱり階段を上がるのにちょっと見えにくかったり、足を上げにくいというか、やっぱり結構段差があるので大変かなと思って私も見えています。その階段に関しては、そういった何も施さないで今回は手すりのみなのか、今後やっぱり館全体を見てバリアフリーというのももっと力入れなきゃいけないなと思いますので、そういったところはどのようにお考えなのか併せてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） まずは、なかったものを今回手すりをつけて、あとは使い勝手とか、そういったのを聞いていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 3問目。次が23ページ、24ページ、またがります。

こちらは放課後児童クラブですね、放課後児童健全育成事業費、合わせて10の需用費、11役務費、12委託料、工事請負費の14、17の備品購入費、全体に関してお伺いいたします。

こちら待機児童解消のために、まつかぜと、はまぎくのところ2つですね、いろいろと施される予定というのはこれを見て分かるんですけども、まつかぜのほうは、まつかぜ放課後児童クラブ分館改修工事170万円と載っております。しかし、まずこちらの改修工事内容ですね、まずお聞きしたいのと、併せて、はまぎくのほうは、汐見小の小学校多目的ホール前通路防犯灯設置工事や多目的ホール照明LED化工事となっていて、具体的に改修工事というのがこちらに計上されていないので大丈夫なのかなというか、これで十分4月から開校するに当たって十分なのか、2つ併せてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それではまず初めに、まつかぜ放課後児童クラブの分館の改修内容についてお答えいたします。

今現在、松ヶ浜小学校の敷地内にある休室のまつかぜ放課後児童分館ですけれども、こちらの中の内装の改修になりまして、トイレの改修、玄関入り口の改修、それから水道管布設工事、LED工事等でございます。

それでは続きまして、はまぎく放課後児童クラブで多目的ホールの工事といたしまして、防犯灯の設置工事とLED化工事を上げております。こちらの防犯灯設置工事につきましては、はまぎく放課後児童クラブから多目的ホールに行くまでの通路が暗いというか照明がないため

に、そちらに防犯灯の設置工事をするものであります。

それから、汐見小の多目的ホールの照明のLED化は、こちらそもそも多目的ホールというところで教室として利用をしていないので、もともと照明が暗いというところでLEDの照明改修工事というところがございます。放課後児童クラブとして使うためのLEDの照明工事というところで、それ以外に改修工事はないのかというところがございますが、そちらは学校で通常利用しておりますので、そこに机と椅子を設置するだけで児童クラブとして運営ができるものと判断しましたので改修はしないというところがございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、はまぎくのほうは多目的ホール、机だったり椅子だったりですとやるということなんですが、放課後児童クラブだと、結構みんなごろごろ寝たばったり、いろいろリラックスして家の感じで過ごすというのがほぼイメージ、やっぱりみんな座って、教室、学校にいるときは椅子と机に向かっていろいろやりながらですけども、やっぱり放課後児童クラブというのは、家に行く前の家的な場所というような感覚で子供たちも利用すると思うんですが、教室の硬い床なのかなとか、机は椅子と机のみなのかなとなると、ちょっと使いづらくなるのではないかというようなイメージなんですが、そのところはそれもしっかりと考慮して判断したのかどうか、これから手直しする余地はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） お答えいたします。

こちらの多目的ホールにつきましては、放課後に放課後児童クラブとして利用するということで、それまでは学校で使用しております。ですので、中の改修というところはしないで放課後に児童クラブで使う場合にだけ必要な椅子と机を用意して運営するというところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、放課後児童クラブの専門の教室を1つ設けるのではなく、汐見小が使っているところを放課後だけ放課後児童クラブのはまぎくとして利用するという理解でよろしいかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） そのとおりでございます。

○議長（安倍敏彦君） それでは残り、鈴木恵子議員。（「議長、1件ちょっと訂正の」の声あり）総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） すみません。先ほどの盤面交換で1か所、地区名の訂正をさせていただきたいと思います。

花渕浜と（「ページ数」の声あり）花渕浜（「21ページ」の声あり）21ページの諸費の工事請負費、盤面交換ですね。掲示板取付工事で先ほど盤面交換で花渕浜と言った部分がありましたが、こちら吉田浜の誤りになりますので、おわびして訂正させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、鈴木恵子議員の残りの3問お願いします。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 23ページ、3款2項5目12節委託料です。この給食調理員派遣事業への追加ということで12万4,000円ありますが、その内訳はどういうものでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらですね、遠山保育所に委託をしております業者の賃金になります。派遣業務になりますが、最低賃金の改定がありまして10月から単価が1,061円から1,118円に上がるために単価契約の見直しによる追加でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは24ページ、放課後児童支援員等処遇改善補助金。これの1万5,000円の追加補正の内容はどういうものでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） お答えいたします。

こちら放課後児童支援員等処遇改善補助金についてですけれども、こちらは、こちらの追加をした理由でございますけれども、当初見込んでいた職員の数よりも短時間で働く職員が増となる見込みのために追加したものでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうすると、マンパワー的には特に問題ないということになるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 短時間で働く職員というところでシフト的にちょっとまだ捕捉できない人間的な部分もございますけれども、人数的に増員になるということでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 29ページの小学校におけるインターネット関係使用料に追加というのは、対象小学校は3校なのかどうかということと、管理用備品とはどういう内容なのか。これはいいですね。管理用備品は牛乳保冷庫でしたね。

では、通信インターネット関係使用料というのは、これは3校を指すのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） そのとおり3校分でございます。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは歌川議員、残り9問のうち3問お願いします。

○12番（歌川 渡君） 前者の方々るる質問しているので。

○議長（安倍敏彦君） 5問になったんですか。（「ええ」の声あり）じゃあ、はい。（「助かりました」の声あり）

○12番（歌川 渡君） 歳出のほうで質問させていただきます。ページ23、24です。3款2項8目放課後児童健全育成事業費について伺います。

歳入では、17、18ページに子ども・子育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）という名称で国県の補助事業で合わせて284万2,000円ほど充てられているかと思いき、この8目に。その284万2,000円、ちょっとそれぞれの需用、役務、委託、工事請負、備品と負担金等々の区分別の対象事業と額について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ちょっと時間かかりますが、大丈夫ですか。（「私は大丈夫だよ」の声あり）はい。（「昨日みたいに6時まで」「じゃ後日、文書で」の声あり）ありがとうございます。（「議長」の声あり）はい。

○12番（歌川 渡君） 同ページです。24ページ、同目です。12委託料の28万6,000円、汐見小学校警備操作機変更設定委託料。改めてどういう事業なのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 回答いたします。

こちらは、汐見小学校と放課後児童クラブで使用する多目的ホール、こちらの、例えば夜間ですとか長期の休みのときに、学校が休みのときに多目的ホールを単独で警備を解除したり、設定をしたりするための変更設定委託料ということになります。こちらを設定することによりまして、多目的ホールのところだけ、入り口のみだけ切替えが可能になるというものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、その操作は、はまぎく児童クラブの支援員等々の操作ということなのか、学校側も含めての管理者、施設管理者は学校ですので、学校側がそういう操作をその都度、はまぎくとの関係で対処していくということに理解しているのかどうか、説明。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 多目的ホールで、はまぎく放課後児童クラブを運営している時間帯で、学校の職員がいない場合等がございますので、その場合は支援員が設定をするというところで、それ以外のところでも学校の職員と情報共有しながら、どちらで設定をするのか、そういうところの手順を踏んでまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 続いて同ページの工事請負費うちの汐見小学校多目的ホール前通路防犯灯設置工事、前者の方が説明し、説明では、はまぎくから多目的ホールに行く間のところに防犯灯を設置するんだということでありませう。

場所的には1か所なのか、複数箇所なのか。そして、別棟の階段を上って行って多目的ホールの玄関のところにいると、左側をずっと行って、はまぎくに行く道路のことを言っているのか、その場合の街路灯、防犯灯の設置は南側と西側に設置すべきかなという勝手な想像をするんですけども、その点、設置場所について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 防犯灯は全部で7か所設置いたします。議員さんおっしゃったとおり、はまぎくから階段、学校から階段を上って多目的に向かう左側と、あと右側で合わせて7つ、7か所設置をする予定でございます。

○議長（安倍敏彦君） それでは佐藤直美議員、残り4間全部いきますか。（「はい」の声あり）

○7番（佐藤直美君） 26ページです。26ページの4-1-4-8旅費、研修旅費32万円に関してです。こちら全協で説明はあったんですが、もう一度研修の内容、研修先の説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらの旅費の内容なんですけれども、健康づくりの拠点として各種検診の実施、食育、介護予防、そういったものは先進的な地区ということで長野県が健康寿命で今日本一をやっているということで、長野県の佐久地域、こちらのほうに考えている

というところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 研修の内容、研修先で、今先進地で佐久地域ということなんですけれども、その内容がとても大事なと思います。研修行っただけで、施設を見ただけでというのはちょっともったいないかなというところで、具体的にどのような研修内容というのをお考えなのか。実際にお客さんとして使ってみるとかいろいろあると思うんですけども、どれぐらいまで求めておやりになるのか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 実は長野県は以前からピンピンコロリ運動推進について、要は健康のまま天寿を迎え、そういった健康寿命が長い、あとは生活習慣病とか、健康増進を目的に結構いろんな施策を打っております。なので、そういった施策内容とか、あと導入の考え方とか、そして施設の内容とか、そういったものも総合的に見てこようということで、こちらの地域を選定させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） ピンピンコロリで長寿、元気に長生きというのは理解できましたけれども、これ子供に関しては何もこれはないんですか。ここの長野県の佐久地域に行って、やっぱり子供のこれ、母子健康センター運営費のところに計上されているということで子供についても研修してくるのかなと予想できるんですが、そちらのほうはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） こちらの長野県は、子供からお年寄りまで幅広く健康に特化した事業を行っているというところと、あと最近、佐久地域のほうで子育てに関する施設のオープンが近い場所があるというところで、そこのところを見にいったらそういった、何ですかね、そのスケジュール的なものとか、施設のコンセプトとか、そういったところを見てきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次は、すみません、ちょっと待ってくださいね。29ページになります。29ページの10-2-1-10です。需用費、修繕料、学校施設修繕料へ追加ということだったんですが、先ほど説明あったんですけども、もう一度詳細を説明願います。亦楽小学校の校長室と、ちょっと場所だけの説明があったので具体的にどういったものなのか、3点お伺いいた

します。亦小、松小、汐見小。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず亦楽小学校の校長室なんですけれども、床の修繕でございます。そちらが1点。

あと続いて松ヶ浜小学校でございます。校庭側と校舎側のところの西のほうに外のほうに外部階段ありまして、そのところがちょっと欠けていますので、そのところの修繕が1点でございます。

そしてあと3点目が汐見小学校の児童の昇降口ですね。昇降口の扉の修繕でございます。

以上3点でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 次に移ります。

30ページ、10-5-4-10です。修繕料、調理器具等修繕料へ追加、施設修繕料へ追加ということなんですけど、これ先ほどスライサーや洗浄機ということで器具の説明はございましたけれども、でも、もう一度ちょっとこちらの2つ、456万円と215万円に関して詳細な説明を求めます。（「400」の声あり）ごめんなさい。45万6,000円と21万5,000円です。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） それではお答えいたします。

まず45万6,000円でございますが、こちらは6点ほどございます。

1つが、移動台があるんですけども、そちらの水漏れの修理でございます。そちらが1点と、あとカゴごと洗浄機のスイッチが不具合ありまして、その修繕が1点。カゴごと洗浄機スイッチ修繕。あともう一つが、3つ目がアレルギー室冷凍冷蔵庫というのがございますが、そちらの修繕でございます。あと4点目が消毒保管機のパッキン、消毒保管機のパッキンの修繕でございます。続いて5点目が、カゴごと洗浄機のそのものの……。

○議長（安倍敏彦君） 課長、もう一度。聞こえないようです。

○教育総務課長（稲妻和久君） カゴごと洗浄機です。先ほどスイッチだったんですけども、そのものの修繕もございまして、そちらが5点目。あと、6点目がスライサーのユニバーサル円盤の交換ということで6点になります。

続いて21万5,000円の施設修繕料でございます。こちらが揚げ物、焼き物室の手洗いの修繕です。反応が悪くなって自動で反応しなくなったので、そのための修繕でございます。あともう一つが調理室の空調の設備の修繕でございます。そちらは2点です。21万5,000円のほうは

2点の修繕になります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 以上です。

○議長（安倍敏彦君） 以上。（「すみません」の声あり）以上ですね。（「以上です」の声あり）

では歌川さん、残り2問お願いします。

○12番（歌川 渡君） 歳出のほうで改めて質問させていただきます。

27ページ、6款2項1目林業総務費。説明を聞き漏らしたかどうかちょっと分かりませんが、委託料の松くい虫伐倒駆除委託料への追加ということで、地域的な場所が示されているのであれば場所について、そして伐倒本数について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） こちらにつきましては県単独事業分の補助になりますので、公益林以外の町内ですね、現時点では開池堤周辺、（「え」の声あり）開池堤周辺の松くい虫の伐倒、あとは汐見台ゴルフガーデンのほうに大分広がってきているということですので、そちらを候補地として優先的にやりたいと思っております。（「本数的にはまだ定まっていない」の声あり）本数的には伐採の金額によって全てやれるかというふうな、ちょっと場所によって高所作業を使うものにとってはちょっと金額が膨らみますので、現時点で何ぼというのはちょっとなかなか。はい。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最後の質問になります。

ページ数31ページ。12款1項1目、2目の中の元利償還金のそれぞれの減額についてであります。今回の補正で、この元利償還については当初予算後初めての減額補正かと理解するものですけれどもそれでいいのかわかるか、まず質問に当たって。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今回の減額補正は、今年度の公債費の額が確定したことによる減額になります。初めての額になります。（「初めてね」の声あり）はい。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そこで2つほど伺います。

まず元利、当初は補正前4億8,917万4,000円、約ですね。そして利子については2,467万

5,000円ということでしたが、当初予算書の178ページを見ますと、6年度償還所要額を見ますと、この利子の分が2,267万4,708円と1,000単位であれば22675になると思うんですけども、ここの違いが、その理由について説明を求めたいと思います。

あと、当初予算での今回の6年度の償還所要額116件が予定されております。そこで、この元利償還、それぞれの3,813万8,000円、利子分の819万3,000円について、借入れ年度平成11年度から令和5年度までの、繰り返します、116件ほどありますが、それぞれの費用目的等々、あとは借入金額等々にかかっての令和6年度の元利、利子の変更額について説明を求めたいと思います。大変かと思うので後日書面で。今言えるのであれば。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず利子の部分の200万円の差につきましては、一時借入金の利子を当初予算で200万円計上しております、その部分は減額していないので差が出ているという形になっております。

あと、後段の部分につきましては、手元に今資料がございませんので後ほど回答させていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目ね。当初予算、今回の起債の償還の減額は当初予算から初めての補正減額だということなので、ここと利子分の22674708というのは、当然ここの補正前の額に出るのではないかなという単純な思いなんですけれども、今先ほど何だか何だかで何だかというのはちょっと私には届かなかったんで、そこの違い改めて。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 31ページの補正前の額2,467万5,000円には、当初予算150ページの一時借入金の200万円の額が含まれております。（「130ページのね」の声あり）はい。そのため補正後の、補正前の額と償還の額では差が出ているという形になっております。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第63号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第63号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第63号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は32ページをお開き願います。32ページです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,392万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,691万3,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書37ページをお開きください。37ページです。

3款1項1目保険給付費等交付金7万2,000円は、通信運搬費の財源となるものです。

5款1項1目一般会計繰入金4節職員給与費等繰入金53万8,000円は、職員人件費の追加であります。5節出産育児一時金等繰入金100万円は出産育児一時金の財源となるもので、歳出で追加補正する額の3分の2を繰り入れるものです。8節その他一般会計繰入金7,000万円は財政安定化支援繰入金として一般会計から繰り入れるもので、財政調整基金積立金の財源とするものであります。

2項1目財政調整基金繰入金231万円は、歳出の追加補正に合わせ、繰入額を追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次のページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費53万8,000円は職員人件費の追加であります。

2款4項1目出産育児一時金150万円及び2目出産育児一時金支払手数料1,000円は、出産育児一時金の増により追加するものであります。

5項1目葬祭費20万円は、葬祭費の増により追加するものであります。

4款2項1目保健衛生普及費7万2,000円は、郵便料金の改定に伴う追加であります。

5款1項1目財政調整基金費7,000万円は、歳入で御説明した財政安定化支援繰入金分を財政調整基金へ積み立てるものであります。

次のページをお開き願います。

7款1項3目償還金160万9,000円は、令和5年度実績確定に伴う精算分となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。37ページの繰入れのほうですね。5款1項1目8節財政安定化支援繰入金7,000万円について伺います。

繰入金額の妥当性ということなんですけれども、この7,000万円というのは、昨年1億円というところで、当初3年を見越して約2億円というところで見込まれているということでしたが、それでもこの3年間というところで完結には至るのかなという問題であるということとは理解しております。そういった現状なのかなということだと思いますけれども、そこで、この財政健全化に向けた具体的な進展であったり、あとはこの金額を適正と判断した根拠についてお聞かせいただければなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） まず健全化に向けた進展ということでございますが、昨年度、御説明を差し上げまして、承認をいただきまして税率を改定させていただきました。その後の医療費の経過等を現在注視しておるところで分析等々を進めております。今後、健全化に向けての対応、対策を具体的に固めていく必要がございます。現在、そうした検討を進めている最中でございます。いずれ、議員の皆様にも御説明差し上げながら御相談しながら進めていくということで考えております。

それからもう一点、7,000万円の妥当性ということでございます。この辺の妥当かどうかというところは極めて難しいところがありまして、一般会計と調整をさせていただきまして、まずは安心な金額ということで、7,000万円ということで御支援をいただくということでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうしたところで今後健全化に向けた取組については検討中ということでしたけれども、やはりそういった取組が求められているのかなと思いますので、こ

の被保険者の高齢化が進む中で医療費の増加というものは国保財政の大きな課題であるということは、国でも国保基盤強化方針の中で医療費適正化を重要な柱と位置づけているのは当然御承知のことだと思いますけれども、改めまして本町において繰入れが計上される一方で、財政健全化、医療費適正化を進めるための具体的な取組、そこが重要だと思います。検討段階だということでございますけれども、その、例えば住民の健康寿命を延ばすための取組であったり、ジェネリック医療品利用の促進であったりとか、そういった医療費を抑制することが財政の安定化に直結する重要な考えだと思いますので、その考えのところが伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 考え方ということでございますが、まさしく議員の御指摘のとおりでございます。財政状況としては、被保険者の高齢化をはじめとしまして、財政状況としては明るい材料が乏しい状況でございます。そうした中で被保険者の方々、ひいては町民の方々に健康になっていただくということが極めて重要、これは財政状況にかかわらず、もともと大事なことではあります、国保の財政状況も含めてその辺のところは極めて重要であると認識しております。そうしたことの推進をいかに図っていくかということも踏まえながら今後の検討を進めてまいります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） こうした中で町民生活課、この窓口の部局だけが回答するというものもどうということのかなと思うんですけれども、やはり部局間連携で全庁にわたってこういったものの問題解決に取り組んでいく姿勢というものは重要だと思いますので、ぜひ積極的に回答いただきたいんですけれども。その点についてと、もし回答いただける部分があるのであれば、この部分で取り組んでいる部分、令和6年度、現在取り組んでいる部分であったりとかありましたら回答をいただきたいなと思います。

それと併せまして住民周知につきましてですけれども、引き続きこの説明責任というものを果たしていくものなのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） まず住民の方々への説明ということでございます。具体的にどういう時期にどういう説明を差し上げるかという予定は今のところないんですが、仰せのとおり説明をきちんと尽くさないといけないというところは、先般の改定のときもそうでしたが、今後の動向につきましてもきちんと説明しなければならないということで認識しております。

それから、窓口担当課だけではなくという御指摘でございますが、内部的にそこは各課と連

携しながら進めているところでございます。特に、その健康寿命の延伸につきましては町民生活課で完結するものではございません。今年度につきましては、高齢者医療で受託事業として一体的取組ということで開始してございます。まだ始まったばかりの事業でございますので手探り感は強いんですが、後期高齢の方というのを一つのステップとしながら、後期高齢の方に限らず町民全体の健康づくりを横断的にどういうふうにつくっていくかというところが一つの一体的取組のテーマになりますので、そうした方向性で各課連携の下で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第64号 令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第64号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第64号令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の40ページを御覧ください。

今回の補正は、債務負担行為の補正を追加するものになります。

議案書の41ページをお開きください。

第1表、高齢者等配食サービス事業業務委託について、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を200万円と定めるものになります。

以上、議案第64号の御説明とさせていただきます。御審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第65号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） それでは、議案第65号令和6年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書42ページをお開きください。

第2条は収益的収入について、1款事業収益の既決予定額に24万円を増額し5億436万6,000円に、収益的支出について、1款事業費用の既決予定額に67万円を増額し4億6,302万4,000円に定めるものでございます。

第3条は他会計からの補助金が追加されることに伴う文言等の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

45ページをお開きください。

収益的収入の1款2項4目他会計補助金24万円は、一般会計から受ける児童手当補助金の増額でございます。

46ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項1目原水費2節光熱水費と6節動力費及び2目配水及び給水費8節光熱水費と15節動力費の増額については、それぞれ電気料に不足が見込まれることから追加するものでございます。

2目配水及び給水費2節手当及び4目総係費2節手当の増額については、業務増が見込まれ

るため時間外勤務手当へ追加するものでございます。

3目業務費4節通信運搬費17万7,000円の増額については、郵便料金の改定などにより不足が見込まれることから追加するものでございます。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆様に御連絡をいたします。会議規則第9条で会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により会議時間を延長して行いますのでよろしくお願ひいたします。

日程第10 議案第66号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（安倍敏彦君） 次に日程第10、議案第66号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第66号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書47ページをお開きください。

第2条は収益的支出について、1款事業費用の既決予定額に10万円を増額し5億5,911万9,000円に定めるものでございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

49ページをお開きください。

収益的支出の1款1項5目業務費3節通信運搬費3,000円の増額については、郵便料金の改定などにより不足が見込まれることから追加するものでございます。

6目総係費2節手当9万7,000円の増額は、人件費の整理と業務増が見込まれるため時間外

勤務手当へ追加するものでございます。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第6号 専決処分の報告について「令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、報告第6号専決処分の報告について「令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）」についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 報告第6号専決処分の報告を求めることについて、令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項として指定され、専決処分することができるとされている事項に基づき、10月15日公示、10月27日投開票の第50回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う執行経費に係る補正予算について専決処分とさせていただいたため報告するものでございます。

それでは、補正予算の内容について説明いたします。

議案書52ページをお開きください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,101万7,000円を追加し、予算の総額を81億48万9,000円とするものです。

歳入から御説明いたします。

57ページをお開きください。

15款県支出金3項1目4節選挙費委託金1,100万9,000円は、衆議院議員総選挙の執行経費に

充てるものであります。

18款繰入金 2項 1目 1節財政調整基金繰入金については、財源調整であります。

次に、歳出について説明いたします。

58ページを御覧ください。

2款総務費 4項 3目衆議院議員選挙費は、1,101万7,000円を補正するものであります。主に人件費等でありますが、入場券作成委託、選挙関係郵送料、ポスター掲示場設置撤去管理委託等の選挙執行経費の補正であります。

以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので質疑を打ち切り、報告について終了いたします。

日程第12 議員提出議案第7号 七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議員提出議案第7号七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者仁田秀和議員の説明を求めます。仁田議員、御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。それでは、私から説明させていただきます。

議員提出議案第7号七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案参考資料の資料1、七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、第53条から第55条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、この条例は附則のとおり令和7年6月1日施行となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔13番 仁田秀和君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員提出議案第8号 火災リスク軽減と住民安全確保のための七ヶ浜町内スクラップ工場への防火および安全対策強化を求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議員提出議案第8号火災リスク軽減と住民安全確保のための七ヶ浜町内スクラップ工場への防火および安全対策強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者鈴木 篤議員の説明を求めます。鈴木 篤議員、御登壇願います。

〔2番 鈴木 篤君 登壇〕

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。それでは、私から説明させていただきます。議員提出議案第8号火災リスク軽減と住民安全確保のための七ヶ浜町内スクラップ工場への防火および安全対策強化を求める意見書の提出について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

続いて、提案理由を述べさせていただきます。

七ヶ浜町内にあるスクラップ工場では、繰り返される火災及びぼやが発生しており、住民は大きな不安と危機感を抱いております。このような火災は地域の生活環境に重大な影響を及ぼす可能性が高く、住民の生命と健康、さらに地域の安全が脅かされ続けている現状です。住民の安全を確保するために、宮城県に対し意見書を提出することを提案するものでございます。

議員各位には事前にお目通しいただき御賛成の旨いただいておりますが、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

鈴木 篤議員、降壇願います。

〔2番 鈴木 篤君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員提出議案第9号 北朝鮮による日本人拉致問題の徹底解明及び早期
全員奪還を求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議員提出議案第9号北朝鮮による日本人拉致問題の徹底解明及び早期全員奪還を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員の説明を求めます。仁田秀和議員、御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。それでは、私から説明させていただきます。

議員提出議案第9号北朝鮮による日本人拉致問題の徹底解明及び早期全員奪還を求める意見書の提出について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、北朝鮮による日本人拉致事件は今年で47年が経過し、22年前の帰国を最後にいまだ多くの拉致被害者が帰国できておらず、この重大な人権問題を放置することは断じて許されません。北朝鮮による日本人拉致問題の徹底解明及び早期全員奪還を図る必要があることから、国に対して意見書を提出することを提案するものでございます。

内容は、資料のとおり皆様から御賛同いただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 賛成の立場で。

○議長（安倍敏彦君） いや、まだです。（「まだ」の声あり）質疑です。（「じゃあ、いいですよ」の声あり）質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔13番 仁田秀和君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありますか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 賛成の立場でちょっと討論というか、お願いというか、質問なんですけれども、この会の……。

○議長（安倍敏彦君） 討論です。

○10番（遠藤喜二君） この会の、会というか、意見書に対する活動内容とあとは方針内容、そういうのをちょっと、あとは行事イベント、そういうのをちょっと詳しく知りたいと思います。

私は、震災以降13年間、この活動を毎月やってきました。それに伴い皆様がこのような、やっとな北朝鮮に対する目覚めというか、拉致された方々約900名に対してその思い、やっとな通じたのかなと思って私は喜んでます。ただ、皆さんの意気込みとかそういうのをちょっと聞きたいんですね。代表者としてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 賛成討論なので、それはできません。よろしいでしょうか。（「いいよ、言うこと言ったから」の声あり）

ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 請願第1号 来年度（令和7年度）の年金改定では物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める請願書

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、請願第1号来年度の年金改定では物価の高騰に見合った年金額引き上げを求める請願書についての委員会付託についてを議題といたします。

本件については、会議規則第92条の規定により、所管の教育民生常任委員会に付託をします

ので御了承願います。

以上をもちまして、本定例会12月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、明日12月5日から12月27日までの23日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日12月5日から12月27日までの23日間を休会とすることに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時08分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年12月4日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員